

第 2 章

災害予防計画

第1節 防災体制の整備

計画の方針

市および防災関係機関は、災害発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織をあらかじめ整備しておく必要がある。

さらに、地域間の応援協力体制や市民・自主防災組織・企業防災組織間の相互扶助体制の整備についても十分な計画が必要である。

このため、市および防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図る防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の防災体制の整備	防災安全対策課、各課	
2 初動体制の強化	各課	
3 防災関係機関の防災体制の整備		各防災関係機関
4 地区防災計画の整備	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
5 防災行動計画（タイムライン）の作成	防災安全対策課	各防災関係機関
6 防災をめぐる社会構造の変化と対応	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
7 減災計画の推進	防災安全対策課、各課	

1 市の防災体制の整備

市は、職員に対し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日頃より訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する活動要領（緊急時対応マニュアル）等を整備し、さらに各課所室は応急対策マニュアルを策定するように努める。

また、市の各部局は災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、日頃から情報交換を緊密に行っておくとともに、研修および訓練を共同で行うことによって各部局間の連携体制の強化を図る。

災害時においては、行政機能が低下又は喪失した場合でも応急対策活動を行う一方、通常業務のうち、中断すると市民生活に重大な影響を及ぼす業務については、優先的に継続して行う必要がある。そのため、それらの業務を効率的に遂行する「秋田市業務継続計画（BCP地震編）（平成24年8月）」を策定し、令和2年4月に秋田県災害想定の変更、本庁舎移転、風水害

等の大規模災害を考慮し改正を行った。

今後は、近年の大規模災害における教訓や防災基本計画に基づき、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常優先業務の整理等について、継続的に業務継続計画の改訂を行う。

2 初動体制の強化

(1) 各部局の配備・動員計画

各部局長は所管部局の非常配備体制別職員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

ア 配備・動員計画の作成

各部局の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

(ア) 非常配備体制別職員名簿

(イ) 職員参集（予定・報告）表

(ウ) 職員動員伝達系統表

イ 報告

各部局長は、計画を作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する。

(2) 災害時初動マニュアルの活用

組織としての活動要領（緊急時対応マニュアル）に基づき、市職員一人ひとりの災害時初動マニュアルを作成し、参集段階からの各自の行動について習熟していく。

各部局長は、マニュアルを作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する。

3 防災関係機関の防災体制の整備

防災関係機関は、平常時からそれぞれの業務に対応した災害予防体制を整備し、災害時には、自ら防災業務や防災活動を実施するとともに市の防災活動に協力する。

4 地区防災計画の整備

- (1) 市の地区居住者等が共同して、自発的に「地区防災計画」を作成し、秋田市地域防災計画（以下「本計画」という。）に当該地区防災計画を定めるよう提案を行った場合、秋田市防災会議において必要と認めるときは、「本計画」に当該「地区防災計画」を定める。

◆資料編 36－1 地区防災計画の指定

(2) 市は、地区居住者等による地域の特性を踏まえた地区防災計画の作成にあたり、共助と公助の連携の観点から、必要に応じ、助言等の支援を行う。

※地区防災計画制度は、共助による地域防災力強化を目的とし、一定の地区の居住者および事業者（「地区居住者等」という。）が市防災会議に対して、市地域防災計画に地区防災計画について定めることを提案することができる住民参加型の仕組みを採用した制度（災害対策基本法第42条の2）

5 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努める。

6 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1) 地域防災力の強化

市民の意識および社会環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練の実施、防災思想の徹底等を図る。

(2) 女性参画および多様な視点を取り入れた体制の整備

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、避難所運営組織や避難所窓口への配置など、防災に関する施策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、避難所の開設・運営マニュアルの作成過程や、訓練、検証などに多様な視点を導入し、男女共同参画の視点と秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例の理念に根ざした差別等のない防災体制を確立する。

7 減災対策の推進

市は、令和3年度～7年度を計画期間とする「県都『あきた』創生プラン」（第14次秋田市総合計画）を、令和3年3月に策定している。この計画の中において、「健康で安全安心に暮らせるまち」を将来都市像の一つとして掲げ、各種施策を推進することとしているほか、道路や上下水道などインフラ、ライフラインの整備を計画的に進めることにより、総合的な減災対策を推進する。

第2節

通信・情報連絡体制の整備

計画の方針

災害から通信および放送施設を防護するために、各防災関係機関は保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

また、災害が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など、応急対策の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。このため、防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等によって通信機能への多大な被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図るとともに、平常時には電気通信事業者と定期的な訓練等を通じた連携体制の構築を図る。

市民への情報伝達については、簡潔でわかりやすい表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要である。このため、平常時から計画的に訓練を実施し、検証を重ねて、情報伝達の改善を推進する。

実施担当

対策項目		課所室等	関係機関
1 通信施設の整備	市の施設	防災安全対策課、情報統計課、財産管理活用課、消防本部	
	警察無線施設		各警察署、各交番・駐在所
	電気通信事業者施設		東日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
	放送事業者施設		(株)秋田放送、秋田テレビ(株)、秋田朝日放送(株)、(株)エフエム秋田、(株)秋田ケーブルテレビ
	その他の通信施設		アマチュア無線ボランティア、タクシー会社等
2 情報連絡体制の整備	情報収集・伝達ルートの確立	防災安全対策課 消防本部	防災関係機関
	気象情報等の収集	防災安全対策課	気象庁、国交省河川国道事務所、県河川砂防課等
	情報伝達体制の整備	防災安全対策課 情報統計課	

1 通信施設の整備

(1) 市の通信施設の整備

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

ア 通信施設の現況

市において災害時に情報収集又は情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

(ア) 秋田市防災行政無線（移動系）

(イ) 災害時発信用優先電話

(ウ) 非常緊急通話用電話

◆資料編 12-1 防災行政無線の概要

〃 12-2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

イ 通信施設の整備・活用

(ア) 市民への情報伝達手段の整備

市が保有する防災情報通信施設としては、移動系無線と沿岸地域住民を対象とした津波警報サイレンがある。市は、さらに全市域を包括する新たな情報伝達手段の構築に努める。

また、緊急速報メール、防災ラジオ、市ホームページ、SNSのほか、防災ネットあきたのメールや視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス等多様な伝達手段を活用するとともに、新たな伝達手段の構築に努める。

(イ) 消防無線の有効活用

消防無線には周波数別に、主運用波、活動波、統制波がある。本市では、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため統制波3波の有効活用を図る。

(ウ) 衛星電話やモバイルPCの配備

衛星電話やモバイルコンピュータによる通信などを活用し、音声の他、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

(エ) 携帯電話のメール機能の活用

携帯電話によるメールを活用し、災害情報を関係職員等に一斉配信するなど、情報の共有化を図る。

(オ) 市保有施設へのWi-Fiの整備

災害時の情報収集および市民への情報提供を円滑に行うため、市保有施設へのWi-Fi整備を推進する。

ウ 通信施設の強化

情報通信施設の強化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

(ア) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した

場合でも通信が確保できるようにする。

(イ) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。特に、防災対策で必要不可欠なシステム（県総合防災情報システム、防災行政無線等）への非常用電源を確保する。

また、自家発電設備等については、必要な燃料の確保と定期点検等による機能の保持に努めるとともに、浸水時の対策に努める。

(ウ) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

エ 情報システム等の整備

災害対策本部情報システムや、防災行政無線を整備するとともに、モバイル映像伝送システム、ヘリテレ映像受信システム等の一体化した運用システムの構築を推進する。

また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(2) 秋田県が保有する通信施設

ア 秋田県総合防災情報システム

県は、県庁、地域復興局、県出先機関、市町村、消防本部およびその他の防災関係機関との間に、光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の２ルートで防災情報システムを構成している。このうち、衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。

また、各機器には次の対策などが施されている。

(ア) 耐震対策…通信設備の揺れ止めなど

(イ) 停電対策…無停電電源装置の整備、非常用発電機の常備

(ウ) 防雪対策…アンテナへの融雪装置の整備

表 ２－２－１ 県総合防災情報システムの現況

(令和６年４月現在)

【システム設置機関】

設置機関	県本庁（県庁統制局）	地域復興局（秋田を除く）	県出先機関（一部）	市町村	消防本部	防災関係機関（自衛隊）	計
箇所数	1	7	8	28	11 (※)	2	57

(※) 秋田市消防本部については、市とシステムを共有していることから、市町村機関として計上している。

イ その他の通信施設

ダムおよび発電所等に水防用および電気事業用等の無線通信施設を保有するほか、テレメーターシステム等固定・移動系各種通信システムがある。

(3) 警察無線施設

無線施設については、秋田県警察本部、秋田中央警察署、秋田臨港警察署、秋田東警察署、各交番・駐在所およびパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

(4) 電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、市庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

ア 東日本電信電話株式会社（秋田支店）

東日本電信電話(株)秋田支店は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、臨時回線や臨時公衆電話の設置に必要なポータブル衛星通信車を配備している。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

イ 株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）

(株)NTTドコモ東北支社秋田支店は、災害から防護する設備の防災対策を実施し、災害が発生した場合においても通信を確保するための通信網の整備を行っている。

また、平常時から災害時の措置を定めている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

ウ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)東北支店は、災害発生時の通信を確保するため、多ルートもしくはループ構成等による通信網を整備し、主要施設については、予備電源を設置している。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

エ KDDI株式会社（東北総支社）

KDDI(株)東北総支社は、大規模災害に備えて施設の防災対策を実施し、災害が発生した場合においても通信を確保するための車載型基地局・移動電源車・非常用発電機の配備等を実施している。

また、平常時から災害時の措置を定めている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

オ ソフトバンク株式会社（仙台WW事務所）

ソフトバンク(株)（仙台WW事務所）では、災害から防護するため、施設の防災対策を実施し、災害時の通信確保のために主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化等を行うとともに、災害時措置計画の作成、現行化を図っている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

カ 楽天モバイル(株)（東日本エリア本部）

楽天モバイル(株)（東日本エリア本部）では、災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の防災設計を実施し、災害時の通信確保のために主要伝送路の多ルート構成、主要中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化、主要な電気通信設備における必要な予

備電源の設置等を実施するとともに、災害時措置計画の作成、現行化を図っている。

◎本章第 31 節「電話施設の強化対策」参照

(5) 放送事業者

ア 株式会社秋田放送

(株)秋田放送は、施設の不燃構造化を実施し、放送機器や回線は二系統の設備とし、商用電源のほか非常用自家発電装置や無停電対策用バッテリーを設備している。

また、取材通信経路確保のため、テレビはF P U（可搬型マイクロ波送受信装置）、S N G車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MH z 帯・160MH z 帯）を保有している。

イ 秋田テレビ株式会社

秋田テレビ(株)は、施設の耐震および防火構造等防災対策を実施し、放送設備や機器は現用・予備の二系統を設備している。

また、停電時は、C V C F（無停電装置）および非常用自家発電機等による放送継続を可能としている。

ウ 秋田朝日放送株式会社

秋田朝日放送(株)は、施設の耐震および防火構造等防災対策を実施し、放送設備や機器は現用・予備の二系統を設備している。

また、停電に備えU P S（無停電電源装置）および非常用自家発電装置等を設置している。

エ 株式会社エフエム秋田

(株)エフエム秋田は、施設の不燃構造化を実施し、施設には非常用自家発電装置、又は無停電電源装置を設置している。

また、送信設備や送信機は、無線波を利用した現用・予備の二系統を設備している。

オ 株式会社秋田ケーブルテレビ

(株)秋田ケーブルテレビは、地上デジタルおよびB S系の放送受信の冗長化を図り、C S系放送は多重ルート構成としている。

また、本社ヘッドエンドは防火設備を整備し、非常用自家発電装置および無停電電源装置を設置している。

(6) その他の通信施設

ア その他通信施設の現況

アマチュア無線、タクシー無線の協力体制の確立を図る。

イ 通信施設の確保

(ア) アマチュア無線ボランティアの確保

市（防災安全対策課）は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアを確保する。

(イ) 民間無線の活用

民間無線の活用を図るため、タクシー会社、企業等災害時の情報収集の協力体制の推

進を図る。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・伝達ルートの確立

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

市、県および防災関係機関は、各々の防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図るとともに、市は職員に対して防災情報通信機器（パソコン・秋田市防災行政無線などの端末機等）の操作研修を計画的に実施する。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市は、県や関係機関等それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握し、体制の強化を図るほか、秋田県情報集約配信システムによりＬアラートへ情報を発信する。

ア 情報収集・伝達体制の整備

災害時には、警察や消防、自主防災組織の防災リーダー、さらに市職員を通じて市の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行い、また、災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、市民の生命・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達することとなる。これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割の明確化を図るほか次の事項に留意して整備する。

また、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておく。

(ア) 県総合防災情報システム、市防災行政無線（移動系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、市ホームページ、ＳＮＳ、防災ネットあきたや緊急速報メールの配信など、あらゆる情報通信手段を活用した被害情報等の収集および伝達。

(イ) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の情報を自動的に市民へ広報できるシステムの構築に努める。

(ウ) 職員の輪番制による 24 時間勤務を実施し、被害情報又は防災情報などの迅速な収集。

(エ) 被害情報の収集ならびに伝達の確実性を期するため、通信手段・経路の多重化の促進。

(オ) 情報の収集・伝達ルートの多重化および各機関の役割の明確化。

(カ) 災害発生初動期における被害情報の収集などに消防防災ヘリコプターやドローン映像、職員によるスマートフォン映像等を活用する。

(キ) 東北総合通信局および東北地方非常通信協議会と連携した、非常通信計画の策定および無線設備の総点検による通信回線の途絶防止。

また、非常通信訓練の実施を通じた非常通信体制の検証。

(ク) インターネットやアマチュア無線の愛好家の協力を得た、情報収集・伝達体制の補強。

(ケ) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努める。

(コ) 市は、県が主体となっていく災害時の安否不明者、行方不明者および死者の氏名等の

公表に関し、県の基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。

イ 多様な情報収集・伝達手段の活用

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を活用する。

機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、防災関係機関が保有し維持している多様な手段、例えば、自衛隊や海上保安庁の航空機や巡視船艇等による巡視情報、国土交通省のヘリコプターテレビシステムや交通監視システムなどによる情報が活用できるよう、日頃から関係機関との連携を図る。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALER T）、県総合防災情報システム等の情報通信設備の体制を整え、テレビ、ラジオ、広報車、市ホームページ（他市代理HP含む）、SNS、緊急速報メール、防災ネットあきた、視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス、ケーブルテレビ網等を用いた多様な災害伝達手段の活用と周知を図る。

ウ 衛星通信、インターネット、地域防災無線等の通信手段の整備

衛星通信、インターネット、地域防災無線等の通信手段を整備し、民間企業、報道機関、市民等からの情報等、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、地域衛星通信ネットワークや震度情報ネットワークおよび防災行政無線等を活用することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

エ 情報の共有化

市は、関係機関と相互に情報の共有を図るため、平常時から防災訓練等を通じ情報の伝達経路および連絡体制を検証する。

収集した情報を整理し全庁で共有するため、情報を時系列および部門別に整理した庁内データベースを整備する。

また、関係機関との情報共有のため、環境整備に努める。

オ 収集した情報の分析整理等

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材育成を図るとともに、必要に応じ、専門家意見の活用にも努める。

加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新のICT（情報通信関連技術）の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害ハザードマップなどによる災害リスクの周知などへ活用する。

(2) 気象情報の収集

市および防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、次の各機関からの気象情報の早期収集に努める。

表 2-2-2 気象情報の収集

収集先	収集内容
国	1 国交省の「川の防災情報」による河川情報の収集 2 秋田地方気象台の注意報・警報および気象予報の収集 3 秋田地方気象台から危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の収集 4 秋田地方気象台、国交省東北地方整備局等からのホットラインによる気象状況等の解説、および警戒避難への助言
秋田県	1 「秋田県総合防災情報システム」による気象情報の収集 2 「秋田県河川砂防情報システム」による河川情報、雨量情報（砂防）、土砂災害警戒情報の収集
民間	1 民間気象会社による気象予測情報収集 2 コンサルティングサービス
その他	1 その他関係機関の気象情報の収集

(3) 緊急地震速報の種類、発表基準および普及啓発等

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、地震の発生直後、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）から各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く緊急地震速報を発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

イ 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用い、警報と予報の区分および発表内容については次のとおりである。

表 2-2-3 緊急地震速報の区分と発表内容

区 分	名 称	発 表 内 容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れ又は最大長周期地震動階級が3以上と予想されたときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表する。

ウ 緊急地震速報および震度速報で用いる地域

秋田市は、「秋田県沿岸南部」に含まれる。

エ 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

(ア) 緊急地震速報（警報）を発表する条件

- a 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合

(イ) 緊急地震速報（警報）の内容

- a 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- b 強い揺れ（震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域および震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

オ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由で緊急地震速報をテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）を通して住民に伝達する。

カ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

キ 普及・啓発の推進

秋田地方気象台は、防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、および震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときにとるべき行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(4) 庁内職員への情報伝達体制の整備

ア 緊急時職員参集システムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に開始するため、職員動員をより速やかに行う動員体制の徹底や連絡網の整備を図る。連絡方法については、緊急時職員参集システムから参集に係るメールを配信する。

イ 一斉メールによる部局長への連絡体制

情報伝達を迅速かつ確実に行うため、各部局長および各部局次長、連絡調整課長の携帯電話等へ一斉メールにより業務連絡等を行う。

ウ 定期的な連絡体制の確認

年度当初に、職員参集システムおよび一斉メール等の送受信訓練を実施し、連絡体制の構築および職員の意識の醸成を図る。

(5) 災害情報センター機能の研究

災害時の応急対策を効果的に実施するためには、災害対策本部に集積された膨大な量の災害情報を速やかに分析して、その基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

こうした一連の情報処理を迅速かつ確実に行い、一刻も早い災害復旧を図るため、情報集約、情報分析、情報管理および意思決定の支援等中枢的役割を果たす災害情報センター機能の整備を研究する。

第3節

自主防災組織の充実

計画の方針

市民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、自主防災組織や地域住民の協力により多くの人が救助されている事例が報告されており、津波からの避難においても、地域住民の相互扶助は重要であると思われる。

このため、市は、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、性別、年齢等にかかわらず、多様なより多くの市民が自主的に考えることができるよう参加型の学習会や防災訓練等を実施し、自主防災組織の結成促進に努める。

また、住民の連帯意識に基づく自主防災組織と事業所との共同による地区防災計画の作成や、ボランティア団体等と連携した協力体制などについて積極的に支援する。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織およびその活動における女性の参画を促進するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 自主防災組織の育成	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進	防災安全対策課	市民（自主防災組織） 事業所
3 各機関等との連携	防災安全対策課、消防本部	市民（自主防災組織）、 企業、消防団、各機関

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の現況

市は、自主防災組織の結成促進に向けて、未組織の町内会等に結成を働きかけるとともに、育成強化のため、地域活動時における指導やリーダー研修会などを実施している。

(2) 自主防災組織の育成計画

市（防災安全対策課）は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成に向けての働きかけおよび支援を積極的に行っていくため、以下の対策を実施する。

ア 普及啓発活動の実施

市（防災安全対策課）は、防災講話や各種研修会の開催、広報あきた、防災パンフレッ

トの配布等を通じ、市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、地域防災活動への参加を促進する。

イ 自主防災組織の編成

- (ア) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会等を活用し、必要に応じて、ブロック分けをするなど、実行力のある組織体制の編成に努める。
- (イ) 何らかの防災活動を行っている組織を、その活動の充実強化を図ることにより自主防災組織として育成する。
- (ウ) 地区振興会、市民憲章、婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織を育成する。
- (エ) 幼年消防クラブ等の活動を支援するほか、小・中学生等への防災知識の普及・啓発を通じ、将来の自主防災組織活動の素地を養成する。
- (オ) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の役員等に女性が複数含まれるように努める。
- (カ) 自主防災組織は、下図に示す編成を基本とし、その地域の実情に応じた組織編成をとるものとする。

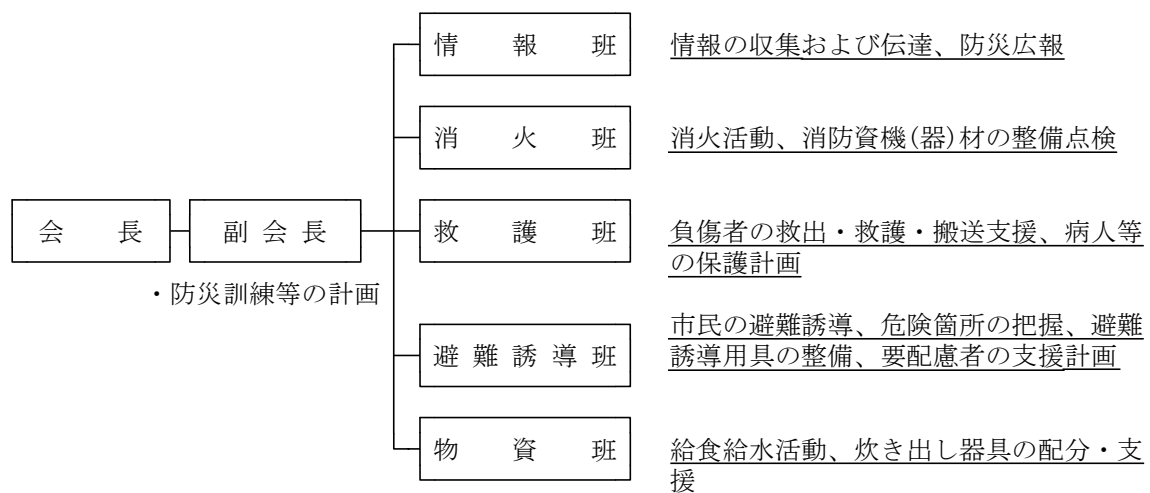


図 2-3-1 自主防災組織系統図

ウ 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、基本的な事項について統一的な自主防災組織規約を設けておく必要があるが、それぞれの地域の実情を踏まえた自主防災組織規約についても整備を働きかける。

エ 活動支援

- (ア) 市は、自主防災組織の計画する防災講話や防災訓練を積極的に支援するとともに、訓練等の工夫や取組みに関する情報提供に努める。
- (イ) 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、市民に積極的な参加を呼びかけて、その防災意識の高揚や防災技術の向上に努める。

- (ウ) 市は、コミュニティ助成事業などの助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。
- (エ) 市は、計画的にリーダー研修会等を開催して、市民が率先して自助ならびに共助による災害時避難行動を行う際に必要な技能・知識等の普及・啓発に努め、指導能力の向上を図る。
- (オ) 市は、自主防災組織間の連携を図り、防災技術等の向上および地震等の災害に伴う被害の軽減を目的とした自主防災組織連絡協議会の活動を積極的に支援する。
- (カ) 市は、県の防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(3) 自主防災組織の活動

ア 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会等の班など、地域に密着した地域の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、それぞれの地域特性に応じた住民避難計画の作成や防災訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動を推進する。

イ 自主防災組織に期待する活動内容

平常時	1 要配慮者を含めた地域市民のコミュニティの醸成、および地域の避難行動要支援者等の把握 2 災害教訓の伝承や日頃の備え、および災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 3 情報収集・伝達、初期消火、避難および救出・救護等の防災訓練の実施、市の計画する防災訓練への参加 4 火気使用設備および器具等の点検 5 消火用資機材の整備・点検 6 防災用資機材・応急手当用医薬品等の備蓄および管理 7 地域内の防災点検
発災時	1 初期消火の実施 2 情報の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出・救護の実施および協力 4 集団避難誘導の実施 5 炊き出しおよび救援物資の分配に対する協力 6 要配慮者の安否確認・安全確保等

◆資料編 4－1 自主防災組織結成届出書

2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進

地域住民および事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、地域住民等から地区防災計画の素案を受けた場合、必要があると認める時は、市の地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

3 各機関等との連携

(1) 自主防災組織、消防団、自衛消防組織の連携

市は、自主防災組織と地元の消防団、事業所の自衛消防組織が、平常時から相互の協力体制を確保できるよう支援に努める。

市および消防本部は、自主防災組織と事業所の自衛消防組織との平常時および災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

(2) 消防職団員・退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験である。市は、これらの実績を踏まえ、消防職団員および退職者との連携を図るよう努める。

(3) 学術機関等との連携

市は、各防災関係機関のほか、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害および防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え、広く市民に啓発を図るよう努める。

(4) NPO・ボランティア団体等との連携

市は、平常時から地域団体やNPO・ボランティア団体等との連携体制の整備に努める。

第4節

企業防災の促進

計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要である。そのため、市は、企業の災害時における防災対策の推進を働きかける。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 企業の役割	防災安全対策課	企業
2 企業への支援	防災安全対策課、関係各課	企業、県
3 自衛消防組織の整備	消防本部	企業

1 企業の役割

災害時における企業活動の低下・停止は社会に与える影響が大きい。このため、市は、各企業が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請する。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の構造強化や耐震化、設備の転倒防止等の地震対策、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの、想定されるリスク自体を減らすリスクコントロールと経営への影響度を緩和するリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの視点を踏まえた防災活動の推進を働きかける。

(1) 事業継続と共に求められるもの

ア 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

このため、企業は、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止のため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用に努めるものとする。

なお、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組を行う。

ウ 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を活かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、地元の地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

(ア) 援助金の提供

(イ) 避難者への自社の敷地や建物の一部開放

(ウ) 保有する水・食料等の物資の提供

(エ) 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣

(オ) 社員のボランティア活動への参加

(カ) 地域市民との共同による地区防災計画の作成や防災訓練の実施等、自発的な防災活動の推進

2 企業への支援

市は、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催、計画の策定に必要な被害想定やハザードマップ等の基礎データの提供等により、各企業のトップから一般職員に至る職員における防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みに関する積極的な評価の実施などにより、企業の防災力の向上を支援する。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練や研修などへの積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、災害時における企業からの相談窓口・相談体制等について検討し、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理する。

このほか、県、市およびライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害時に対応できる人材を確保し、防災に係る組織動員体制の整備に努める。

併せて、県および市は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援する。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定への支援

企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定が重要であるため、市は企業に対して支援を行う。

また、市および商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画の策定を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画に基づく支援を行う。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防ぎよするか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をするかの二つの観点から実施することが必要であり、策定に当たっては、以下の項目が特に重要とされている。

- ア 指揮命令系統の明確化
- イ 本社等重要拠点の機能の確保
- ウ 対外的な情報発信および情報共有
- エ 情報システムのバックアップ
- オ 製品・サービスの供給

(2) 教育・訓練の実施への支援

市は、企業が行政機関や地域と連携して次のような訓練を行い、事業継続計画（ＢＣＰ）を継続的に改善するよう働きかける。

- ア 基礎知識を与えるための教育
- イ 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定のための訓練
- ウ 避難訓練
- エ 消防訓練
- オ バックアップシステムの稼働訓練
- カ 対策本部設置訓練 など

3 自衛消防組織の整備

(1) 事業所の現況

本市では、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「消防法」という。）第 8 条の規定に該当する防火対象物数は 2,281 件であり、そのうち 95.5% (2,179 件) が自衛消防組織等を整備している。（令和 6 年 3 月 31 日現在）

危険物取扱事業所は、それぞれの自衛消防組織等を組織するものとしており、また、ガス取扱事業所では秋田中央ＬＰガス協議会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制を確立することとしている。

(2) 事業所の自衛消防組織の整備

事業所は、消防法第 8 条の規定により、「消防計画」を作成するときは、従業員、利用者の安全を確保し、的確な防災活動を行える計画とする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と綿密な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、市は事業所等に対し、市が実施する防災事業等への積極的な協力と参加を求めるよう、働きかける。

その具体的な活動内容については、おおむね次のとおりとする。

ア 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検および整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、避難誘導、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、統括防火管理者を選任し届出するよう指導するとともに、発災時には全体の消防計画に従い、

統括防火管理者と各事業所の防火管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

＜活動内容＞

- | |
|-----------------|
| 1 消防訓練 |
| 2 従業員の防災教育 |
| 3 情報の収集・伝達方法の確立 |
| 4 火災その他の災害予防対策 |
| 5 避難対策 |
| 6 応急救護対策 |
| 7 地域の防災活動への協力 |

イ 危険物施設および高圧ガスの関係事業者等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化および相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことも考えられる。このため、消防本部は危険物施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第5節

防災知識の普及および防災教育の推進

計画の方針

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりの自覚と、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要である。津波に関しては、「沿岸部で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底することも重要である。市は、住民に対して、自らの判断で避難行動をとることおよび早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。

また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動をはじめ、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等による防災活動、さらに企業および関連団体等による防災活動が、市および防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施とあいまって、被害の軽減に結びつく。

市は、市民が防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、平常時から地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。

さらに、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 対象者別教育要領	防災安全対策課、各課	防災関係機関、学校、事業所、市民、自主防災組織
2 市民に対する防災知識の普及	防災安全対策課、各課	市民、各機関
3 防災に関する意識調査	防災安全対策課	各機関

1 対象者別教育要領

(1) 防災関係職員に対する防災教育

市および防災関係機関は、応急対策を実施する防災関係職員および社員に対し、災害に関する豊富な知識、適切な判断力および柔軟な災害対応能力を養成するため、以下のような防災教育・研修を実施する。

なお、教育・研修等に当たっては、専門家（気象防災アドバイザー等を含む）を活用する

とともに、各機関が合同で行うなど効果的・効率的な実施に努める。

ア 教育の方法

- (ア) 災害現場での実体験（視察・現地調査等の実施、災害ボランティアへの積極的な参加）
- (イ) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 図上演習（災害シミュレーション）の実施
- (オ) 庁内LANを通じた防災教育、情報提供

イ 教育の内容

- (ア) 秋田市地域防災計画の概要
- (イ) 防災関係法令の運用
- (ウ) 災害の特徴と災害史、災害教訓
- (エ) 災害環境
- (オ) 防災知識と技術
- (カ) 危機管理
- (キ) 救命救急
- (ク) その他必要事項

ウ 応急対策活動の習熟

市および防災関係機関は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災関係職員に対しては、作業の流れや必要な手続、連絡先、配慮すべき事項等、現場での活動を具体的に想定した応急対策マニュアルを作成し、対策の周知徹底を図るよう努める。

エ 研修会および講演会の開催

市（防災安全対策課）は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

オ 防災士や気象予報士の養成、活用

市は、災害に対する十分な意識・知能・技能を有する職員を育成するために、防災士や気象予報士の資格取得を奨励し、取得者を防災対策の専門スタッフとして活用する。

(2) 学校等における防災教育

学校等においては、地域社会の実情および幼児児童生徒の発達段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、市は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

◎本章第7節「学校等教育施設の防災対策・防災教育」参照

(3) 防災上重要な施設の管理者等の教育

ア 防災教育の現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

イ 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の改修、維持管理および災害発生時における対処要領等について指導する。

ウ 講習会・研修会等の実施

(ア) 防火・防災管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

(イ) 防災上重要な施設の管理者等に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

＜主な指導内容＞

- ・事業所等の防災に関する計画
- ・過去の災害事例
- ・施設の構造
- ・緊急時における連絡、通報体制

エ 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

(4) 事業所における防災教育

ア 防災教育の現況

事業所における従業者等に対する防災教育は、消防訓練や講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

イ 消防による立入検査と是正措置

施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火および延焼拡大の危険要因を排除するため、消防による立入検査を通じて、次の事項を主眼とした事前指導を徹底する。

(ア) 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策を効果的に行えるよう指導し、事業所における防火管理体制の確立を図る。

(イ) 消防用設備等の機能に不備がないよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化する。

(ウ) 火を使用する設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の励行を指導する。

(エ) 危険物・指定可燃物等の取扱いと適正管理の指導を行う。

(オ) 事業所ごとに計画を立て、従業者等に対しての防災教育を実施するよう指導する。

(カ) 事業所の消防計画および防災教育等の内容について、訓練、研修等の機会を通じて、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導する。

ウ 講習会・研修会等の実施

(ア) 防火・防災管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

(イ) 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

＜主な指導内容＞

- ・事業所等の防災に関する計画
- ・過去の災害事例
- ・施設の構造
- ・緊急時における連絡、通報体制

(5) 地域コミュニティにおける防災教育の促進

市は、町内会等、自主防災組織等の地域コミュニティにおける多様な主体の関わりにおいて、防災に関する教育・研修などを通じて普及促進に努め、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、防災リーダーの育成に留意するとともに、気象防災アドバイザー等の活用に努める。

また、過去の津波被害の教訓など、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

2 市民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識普及の現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に普及啓発活動を実施している。この際、津波や洪水のハザードマップを配布するとともに、地震防災マップを活用し、地域で想定される災害への正しい知識や避難行動等について理解・促進を図る。

表 2-5-1 防災知識普及の現況

項目	名称	実施期間
雪害対策に関する事項		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害対策に関する事項		6月～9月
土砂災害対策に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日

項目	名称	実施期間
その他の災害に関する事項	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

(2) 防災知識の普及

印刷物の配布やDVD等の貸し出しを行うほか、講習会等により直接市民に対する防災知識の普及を図る。

また、津波ハザードマップや水害ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域や避難行動について正しい知識の普及を図る。

ア 普及の方法

(ア) 印刷物による普及

市（防災安全対策課）および防災関係機関は、広報あきたに防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を作成し市民に配布するなどして、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。具体的には以下による。

- a 広報あきたによる。
- b 防災パンフレットを作成し、各世帯に配布する。
- c ポスター、チラシ等を利用する。
- d 災害別ハザードマップ等を作成し、周知する。

(イ) 講習会等の開催

市（防災安全対策課）および防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を開催し、市民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、特に防火管理者、危険物取扱者等に対しては講習会を開催する。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせる。

(ウ) 報道機関による普及

市（防災安全対策課）は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、防災計画および災害注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

(エ) その他のメディアの活用

- a 防災に関するDVD等の貸出
- b 市ホームページ・SNSの活用

(オ) 防災訓練を通じた教育

各種防災訓練を実施して適切な応急活動の修得と防災知識の普及を図る。

(カ) 生涯教育

各地域で行われる生涯教育の一貫として防災意識の普及を図る。

(キ) その他

県の防災アドバイザーを活用し、防災意識の普及啓発を図る。

また、県消防学校・防災学習館および地震体験車を活用し、防災意識の向上を図る。

イ 普及すべき内容

(ア) 関係法および秋田市災害対策基本条例の趣旨（自助・共助・公助の理念等）

(イ) 各種災害対策に関する知識（家具の転倒防止、初期消火用具の準備、食糧・飲料水の備蓄等）

(ウ) 市地域防災計画の概要（特に市民の対応行動等）

(エ) 避難情報の理解促進（警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動）

(オ) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所の周知および徒歩による確認

(カ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、貴重品の整理

(ク) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(コ) 災害発生時における連絡方法（災害伝言用ダイヤル171等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い

(サ) 安否情報の提供機関、手段

(シ) 自主防災組織と活動状況

(ス) 区域内の災害危険箇所

(セ) 過去の災害の紹介および災害の教訓

(ソ) 災害時の心得

a テレビ・防災ラジオ・防災ネットあきた等による正確な避難情報および災害情報の収集

b 災害の様態に応じてとるべき手段・方法等、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

c 土砂災害警戒区域等、災害危険箇所の確認

d 緊急地震速報、特別警報を受けたときの適切な行動

e 大災害時の正常性バイアス等の心理的特性を踏まえた積極的避難行動

f 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

g 大地震から身を守るためのポイント

<地震の心得 10 か条>

■地震時

- ① まずわが身の安全を図れ

■地震直後

- ② 落ちついて火の始末（あわてず、冷静に）
③ 戸を開けて出口を確保
④ 火が出たらすぐ消火
⑤ あわてて外に飛び出さない
⑥ 狭い路地やブロック塀には近づかない
⑦ 山崩れ、崖崩れ、津波に注意

■地震後

- ⑧ 避難は徒歩で、荷物は最小限に
⑨ 協力しあって応急救護
⑩ 正しい情報を聞く。余震をおそれるな

(タ) 津波避難の留意事項

■一般向け

- a 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象台からの情報や避難指示を待たず、直ちに沿岸部から離れた安全な高所に避難を開始する。
- b 浸水想定区域の外に避難するいとまがない場合は、津波避難ビルなど、近くの鉄筋・鉄骨造の高い建物に上がる。
- c ラジオ、テレビ、SNSなどを通じて正確な情報を入手し、適切な対応をとる。
- d 自動車での避難は途中で交通渋滞に巻き込まれたり、地震による道路被害で通行できないおそれがあるので、近くに安全な高台がない、要配慮者が一緒などのやむを得ない事情を除いては原則徒歩で避難する。
- e 津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が発表された場合には、たとえ地震を感じなくても、沿岸部から離れた高所に避難する。
- f 特に大津波警報（特別警報）が発表された場合は、身を守るために最善を尽くす。
- g 津波注意報の場合でも、海岸の危険な区域には立ち入らない。
- h 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が解除されるまで海岸には近づかない。
- i 津波は、第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。
- j 津波は河川をさかのぼって内陸深くまで浸入するので、津波の危険があるときは河川に近づかない。
- k 周囲に避難を呼びかけつつ自らが率先して避難行動を開始することは、自らの命を守るとともに、周囲が避難するきっかけになる。

■船舶向け

- l 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ラジオ、テレビ、無線などを通じて正確な情報を入手し、適切な対応が

図れるよう努める。

- m 津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が発表された場合には、たとえ地震を感じなくても、到着時間にいとまがある時は、港外退避を行う。
- n 特に大津波警報（特別警報）が発表された場合は、身を守るために最善を尽くす。
- o いとまがない場合や港外退避できない小型船は、固縛するなど最善の措置をとる。
- p 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が解除されるまで警戒を行う。
- q 津波は、第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。

(f) 津波に関する想定・予測の不確実性

- a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- b 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- c 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- d 一時的な津波避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(3) 市民自ら行う防災知識の学習・心得

市民は、市および防災関係機関が開催する防災講演会や研修会、自主防災組織の活動などに積極的に参加するものとする。

また、災害発生時の心得の習得や、災害教訓の伝承に努めるものとする。

(4) 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、災害による被害事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多い。しかし、自らが被災者となった場合の避難生活および生活支援に関する知識、特に、被災者の生活支援、住宅の再建支援に関する公的支援制度などが重要である。

ア 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害から自らを守るために安全な場所への避難や災害時における一連の行動をとるために支援を必要とする人々である。避難行動要支援者には、高齢者をはじめ様々な症状の方がおり、症状に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。

このため、市は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

イ 避難者のプライバシー

避難所における避難者のプライバシーを確保することは、長期化する避難所生活において必要不可欠である。一方で共同生活上の交流や医療的な見守り等も必要であることから、避難生活のあり方等についてあらかじめ市民への普及が重要である。

ウ 多様な視点から捉えた支援

避難所運営等、避難者への支援においては、性別の違い等を考慮した支援が重要であることから、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例を踏まえ、それぞれの個性を尊重し合い、権利の侵害がないよう、多様な視点からの支援に配慮する。

エ 家庭動物の飼養有無に関する配慮

家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(5) 学術機関との連携

市（防災安全対策課）、防災関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害および防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え広く市民に啓発を図る。

3 防災に関する意識調査

(1) 意識調査の現況

市民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。これらの調査は市消防本部が日本海中部地震の際、電話回答による調査を実施したほか、研究機関により実施されている。

(2) 意識調査の実施

市（防災安全対策課）は、市民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適時実施する。

第6節

防災訓練

計画の方針

大規模地震等災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民などそれぞれが、とるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関の協力連絡体制の緊密化、防災関係機関と市民との協力体制の推進、市民に対する防災知識の普及啓発、ならびに地域防災計画の検証など副次的な効果も高く、さらには、防災関係機関をはじめ、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体および地域住民等との連携強化につながる。併せて、女性や要配慮者等の視点で捉えた避難誘導や避難所生活など、実践に即した体験が得られる地域の災害リスクに基づく防災訓練を行うことにより、市民の防災意識の向上を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防災訓練の実施	各課	防災関係機関
2 総合防災訓練	各課、消防本部	防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所等
3 その他の防災訓練	防災安全対策課、各課	
4 各関係機関等の訓練	防災安全対策課、消防本部	防災関係機関
5 要配慮者利用施設の訓練	防災安全対策課、各課	要配慮者利用施設
6 自主防災組織および市民等の訓練	防災安全対策課、消防本部	市民、自主防災組織、事業所

1 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の現況

市は、市地域防災計画に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発の上からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

(2) 訓練の区分

ア 図上訓練

各種災害を想定し、関係機関、団体の予防措置、応急対策など、実員を使って訓練を行うことができない場合、又は指揮能力を養成する訓練などを行う場合に、これを実施する。

イ 実践訓練

市は、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア、避難行動要支援者等を含めた地域住民と連携し、実際の災害を想定して、総合的、又は個別的に実施する。

(ア) 総合防災訓練

災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体および市民の参加による各種訓練を総合的に実施するものとし、原則的に市防災会議が関与して行う。

(イ) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施する。

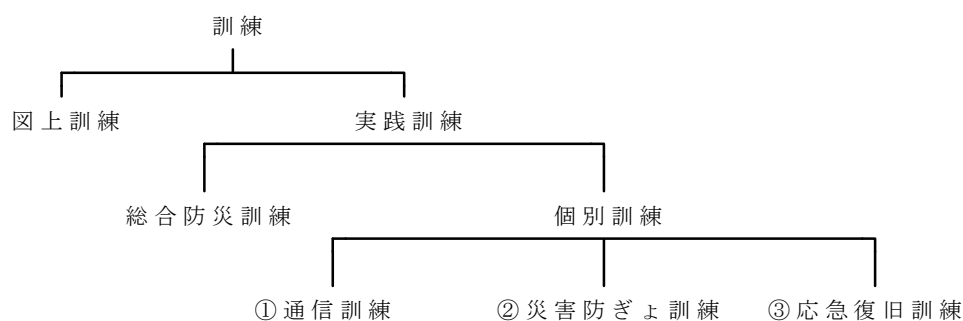


図 2-6-1 訓練の区分

(3) 個別訓練の種別

市は、次のような個別訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

ア 通信訓練

市は、災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達および被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、防災行政無線等について、定期的に通信訓練を行う。

また、有線および各種防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。

イ 災害防ぎょ訓練

主として以下の訓練を実施する。

(ア) 災害情報収集・伝達訓練

(イ) 職員の動員訓練

(ウ) 災害対策本部設置、運営訓練

(エ) 緊急輸送訓練

(オ) 消防訓練

(カ) 水防訓練

(キ) 海難救助訓練

(ク) 特殊災害防災訓練（列車事故、トンネル火災、危険物の爆発事故、石油コンビナート基地火災等）

(ケ) 避難訓練（主として浸水想定区域から指定緊急避難場所等への避難）

(コ) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練

(サ) 必要資材の応急手配訓練

(シ) 大規模停電を想定した訓練（非常用電源の位置や運用の確認、停電時における機能維

持等)

- (ス) 市町村共同による訓練
- (セ) 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練
- (ソ) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練

ウ 応急復旧訓練

応急復旧訓練は、各施設管理者が実施主体となってい、市はその訓練に積極的に参加する。

- (ア) 鉄道、道路の交通確保
- (イ) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (ウ) 決壊堤防の応急修理
- (エ) 水道、ガス、電力、通信施設等の応急修理
- (オ) 石油類等の流失防止等応急復旧

2 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の現況

防災週間に合わせ、各防災機関、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら市内各地において災害予防と災害応急対応を中心に実施している。

(2) 実施目的

各種災害が発生したことを想定し、市および防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、市民の防災意識の高揚等を図る。

(3) 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め、実施する。

ア 実施時期および場所

原則として防災週間中に、市内7地域を中心に毎年巡回して、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

イ 参加機関

- (ア) 市各部局
- (イ) 防災行政関係機関等
- (ウ) 自主防災組織、事業所等
- (エ) 地域住民

ウ 訓練項目

災害情報発表伝達、避難情報の伝達、災害対策本部設置、通信（情報収集）、航空偵察、火災防ぎょ（危険物施設、ビル、林野、街区）、初期消火、水防、負傷者応急手当、救護所設置、血液輸送、医薬品空輸、緊急交通路の確保（道路啓開・交通規制）、ヘリ輸送、指定避難所・福祉避難所の開設・運営、要配慮者の支援、備蓄物資の放出・流通備蓄の要請、支

援物資の受入・配給、炊き出し、自主防災組織の活動・支援、ボランティアの派遣要請・受入、災害救助法適用、緊急・特設公衆電話設置、電話・ＴＶ回線応急復旧、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、ＬＰガス応急復旧、水道施設応急復旧、応急仮設住宅の建設、事故車両救出救助、列車事故等。

3 その他の防災訓練

市の各種防災訓練は以下のとおり。

表 2-6-1 秋田市防災訓練計画表

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。
津波防災訓練	秋田市	津波防災の日	沿岸部	沿岸部の市民や防災関係機関による防災行政無線、津波フラッグなどの情報伝達や避難誘導を含めた津波防災訓練を行う。津波サイレン吹鳴検証等も併せて実施する。
水防訓練	秋田市	入梅前	雄物川 河川敷	必要に応じ国および県と合同で実施する。
土砂災害避難訓練	秋田市	適宜	適宜	土砂災害警戒区域等の市民の避難訓練を行う。
消防訓練	消防署 消防団	適宜	適宜	図上又は実践訓練、必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
通信訓練	秋田市 消防署 消防団	県民防災意識 高揚強調週間	地域全域	気象警報・注意報等、災害情報、命令指示、報告要領を所用の通信手段を使って訓練する。
動員訓練	秋田市 消防署 消防団	〃	適宜	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるよう訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
火災避難訓練	各施設の 管理者	火災予防運動 県民防災週間 期間(春、秋)	各施設	被災のおそれのある地域から、又は学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
炊出し、 給水訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。
医療救護・応 急手当訓練	秋田市	適宜	適宜	医療機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は町内会等、事業所等による応急手当等を訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
共同訓練	秋田市 他市町村	適宜	適宜	複数の市町村による共同訓練を実施する。
停電想定訓練	秋田市	適宜	適宜	停電を想定した訓練を実施する。

4 各関係機関等の訓練

(1) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、市と共同して訓練を実施する。あるいは市の訓練に参加・協力を行う。

(2) 関係施設の訓練

医療施設、教育施設、社会福祉施設、工場、興行場、デパートおよびその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難・誘導、消火、通報などの各訓練を実施する。

また、事業所においては、地域の一員として、市、消防および地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

5 要配慮者利用施設の訓練

(1) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の訓練

水防法に基づき浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、洪水時等における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、市はこれを支援する。

(2) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練

土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、土砂災害の危険性が高まった際の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、市はこれを支援する。

(3) 津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練

津波防災地域づくり法に基づき津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、市はこれを支援する。

6 自主防災組織および市民等の訓練

津波や風水害等による被害は、局地的に発生することが多く、地震被害は地区によりその様相が異なる。そのため、地形、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口および防災施設状況等の地区の特性を踏まえて、自主防災組織等がそれぞれに工夫した訓練が実施できるよう、市は支援する。

(1) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟および関連防災機関との連携を図るため、市および消防の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難・誘導訓練等のほか地域の実情に応じ訓練種目を選定して行う。

また、自主防災組織等から指導協力要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援するよう努める。

訓練に当たっては、要配慮者への声かけ、情報共有などを含めるよう努める。

(2) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市および防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚および防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いなどに努める。

第7節

学校等教育施設の防災対策・防災教育

計画の方針

災害が発生した場合に、学校等における幼児、児童、生徒、学生、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応が行えるよう、施設および体制の整備を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防災体制の整備	教育委員会、建築指導課	各学校の施設管理者
2 学校等教育施設の整備	教育委員会	各学校の施設管理者
3 防災教育・訓練の実施	教育委員会	各学校の施設管理者
4 保育施設等の防災体制の整備等	子ども未来部	施設管理者等

1 防災体制の整備

(1) 防災計画の策定

校長等施設管理者は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険場所を把握するとともに、年度初めに災害時における児童生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図る。

(2) 教育施設の安全点検

教育施設については、施設、設備、器具、用具等について定期的に点検を実施し、常に使用できるように整備を図る。特にガス等露出配管部分については、安全点検を強化する。

(3) 指定通学路に面したブロック塀等の安全対策

市は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀の倒壊による児童の死亡事故が発生したことを受け、市内の指定通学路に面したブロック塀等の調査を実施しており、適切な安全管理および危険なブロック塀等の除却費用を支援する事業の周知に努め、ブロック塀等の倒壊による事故防止を推進する。

(4) 連絡通信組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、休日および夜間、無人化している学校等については、警備会社等委託先との十分な連絡網を確立する。

(5) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を明らかにしておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

2 学校等教育施設の整備

(1) 施設の構造強化

学校等の設置者は、建築基準法に基づき、校舎、体育館等について、必要に応じて点検や診断を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。特に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建築基準法」という。）の現行耐震設計基準（昭和 56 年 6 月施行）よりも前の基準により建築された校舎、体育館等については、必要に応じて耐震診断・耐力度調査を行い、対応を図る。

(2) 災害に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

市は、避難所として使用される学校施設において、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 一般施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

受水槽の非常用給水栓等の整備

生活雑用水確保のための貯水槽等の整備

(エ) 非常用電源施設の整備

イ 保健施設整備

(ア) 救護所設置を念頭に置いた学校保健施設等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット環境等の整備

3 防災教育・訓練の実施

(1) 防災指導の充実

- ア 防災知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。特に、避難訓練や野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等について、指導の徹底に努める。
- イ 学校の行事として、防災訓練等を行い、災害時における防災活動・避難等について習得させる。
- ウ 防災上重要な教育施設の管理者等に対し、防災教育を実施しその資質向上を図る。特に、出火防止・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。
- エ 緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。
- オ 教科指導や学級指導など教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育の実施、防災リーフレットの活用などにより、学校における防災教育の充実を図る。

(2) 学校等を通じての防災知識の普及

ア 現況

防災知識の普及については、各学校において計画的に実施されており、特に火災予防、避難方法などについては地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

イ 教員に対する防災教育

指導のための資料等の配布および心肺蘇生法等の指導者研修会を通して、教員の防災指導者としての資質向上を図る。

ウ 児童生徒に対する防災教育

小・中学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、また、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

エ 防災訓練の実施

- (ア) 防災訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全教職員の共通理解と児童生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果が得られるよう努める。
- (イ) 防災訓練は、登下校中、授業中、校外学習活動中など、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておく。
- (ウ) 防災訓練は、学校の種別、規模等事情に応じて年3回程度実施する。
- (エ) 防災訓練実施後は、当該訓練につき十分な検証を行い、関係計画の修正・整備を図る。
- (オ) 防災訓練等では、学校間で対応の違いがないよう、他校との情報交換を行う。

4 保育施設等の防災体制の整備等

保育施設等の管理者は、市が示すハザードマップ等を参考に、災害時等における乳幼児の避難、誘導等の計画を作成し、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。

また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域および津波災害警戒区域内に位置する保育施設等の施設管理者は、水防法、土砂災害防止法および津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、計画に基づく避難訓練を行うものとする。

施設管理者は、施設の整備や防災教育・訓練について、上記の学校等での対応と同様、適切に実施する。

第8節

公共施設等の防災対策

計画の方針

市の施設や福祉施設、病院等の公共施設の災害対応力の強化を推進する。これらの施設の管理者は各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設防災の防護を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の施設	各課	
2 社会公共施設等	福祉保健部各課、子ども未来部各課、秋田市保健所	社会福祉施設等の管理者、医療機関

1 市の施設

市の施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その機能が発揮できるよう、保育所、小・中学校、高校、病院、消防署、公民館等、防災上重要な施設の各施設管理者は点検・診断を行い、計画的に補強、改修および建替えなどを検討し、順次実施していく。

なお、地震への備えとして、市は、「秋田市耐震改修促進計画」に基づき、順次、施設の耐震点検、耐震改修を進めていく。

また、災害時における電源の確保等、施設の安全性や対応力を高めるよう努める。

さらに、災害による行政情報の喪失を回避するため、税関係のシステムや住民基本台帳等について、磁気媒体等にバックアップデータを作成し、保管場所の分散化を図る。

2 社会公共施設等

(1) 福祉施設

ア 現況

市内には、高齢者、障がい者等、災害発生時に自力避難が困難な人達が入所又は通所している社会福祉施設が 760 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）あり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

また、認可保育所など多くの教育・保育施設がある。

◆資料編 27-1 福祉施設一覧

イ 対策

(ア) 災害発生に際しては、地震情報、気象情報、避難情報および災害情報を入所者へ早期周知することが、被害の拡大を防ぐ有効な方法であるため、職員が迅速かつ冷静に入所

者への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。

- (イ) 施設等管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と災害対策について具体的な協議を十分行い、施設の実態に即した消防計画を策定する。

また、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施するとともに、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。

- (ウ) 防火管理体制については、定期的に施設の安全性および保安体制について自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- (エ) 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が円滑に得られるよう平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- (オ) 市の施設に準じて、建物の点検・改修および耐震点検、耐震改修を進める。
- (カ) 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努める。

(2) 病院等医療施設

ア 現況

市内には、病院が 21 施設（令和 5 年 12 月 31 日現在）あり、傷病者の収容および治療ならびに予防対策指導等を実施して、市民の健康管理を図っている。

◆資料編 23-2 病院一覧表

イ 対策

- (ア) 医療施設の自主点検の実施

災害予防について管理者が定期的に施設の安全性および災害時における機能確保等について自主点検を実施する。

- (イ) 避難体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難することが困難な患者について避難体制を確立する。

特に、休日、夜間においての避難体制と、消防機関をはじめ関係機関への早期通報体制の確立を図る。

- (ウ) 危険物の安全管理

石油類、医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、災害発生時における安全管理対策を講ずる。

劇物および毒物については、容器の転倒、破損による流出などがないよう、安全な保管対策を講ずる。

- (エ) 職員の防災教育および防災訓練の徹底

災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

- (オ) 施設の点検・改修の実施

市の施設に準じて、建物の点検・改修および耐震点検・耐震改修を進める。

- (カ) ライフラインの確保

医療機関は、ライフラインの確保に係る貯水タンクおよび自家発電装置等の整備、災害時におけるライフライン等の優先使用および優先復旧の契約等に努める。

第9節 火災の防止

計画の方針

市（消防本部）は、火災による被害を軽減するため、消防力の充実強化、消防対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる市民および自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般家庭に対する指導	消防本部	市民
2 初期消火体制の確立	消防本部	自主防災組織
3 火災予防の啓発	消防本部	事業所
4 火災の延焼拡大の防止	防災安全対策課、消防本部	自主防災組織
5 消防水利の整備	消防本部	
6 消防力の強化	消防本部	自主防災組織、事業所、消防団

1 一般家庭に対する指導

(1) 指導の現況

市（消防本部）は、消防力の充実強化と併せ市民に対する防火指導の普及を図りながら、火災の未然防止に努めている。

特に、平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災での逃げ遅れによる死者の減少を目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。市（消防本部）は、引き続き、住宅用火災警報器の設置および維持管理の指導に努めるとともに、感震ブレーカーおよび安全装置付火気使用器具等の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置きなどについての指導に努める。

(2) 一般家庭への予防対策

ア 出火の防止

市（消防本部）は、市民に対し、火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

また、大規模地震による火災は阪神・淡路大震災でも明らかのように、市内に同時多発的に発生するため、行政の消防力に対応できる範囲を超えてしまうことが予想される。

したがって、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られ、地震発生後も速やかに的確な出火防止措置がとれるよう、各家庭への指導や防火上重要な施設への立入検査等

を通じ、安全指導の徹底に努める。

＜一般家庭への防災指導事項＞

■火災

- 1 消火器、消火バケツ等消火器具類の普及
- 2 住宅用火災警報器の設置および維持管理の徹底
- 3 火気使用場所の不燃化促進
- 4 カーテン、じゅうたんおよび寝具類等防災製品の普及促進
- 5 灯油類危険物の安全管理の徹底
- 6 異常気象時の火気取扱制限

■地震による火災

- 1 地震発生時は、まずわが身の安全を図ること。火を使っているときは、揺れがおさまってからあわてずに火の始末
- 2 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備およびガスを自動停止するマイコンメーターや感震ブレーカー、漏電遮断器など出火防止のための安全な機器の普及
- 3 家具類の転倒防止措置、日用品等の落下防止措置の徹底
- 4 火を使う場所の不燃化および整理・整頓の徹底
- 5 防災カーテンなど防災製品使用の普及
- 6 灯油、ガソリン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- 7 消火器の設置、風呂水の汲み置きとバケツの備えなど消火用具の準備等の徹底
- 8 停電発生時の通電火災対策の徹底

イ 出火防止知識の普及方法

市（消防本部）は、各家庭における出火防止に関し、以下の点について、その徹底を図る。

- (ア) 春秋の火災予防運動期間中、一般家庭を対象に、住宅用火災警報器の設置および維持管理、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。
- (イ) 講習会や各種訓練等の機会を通じて、火災予防に関する規則等の徹底や消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、火災時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

2 初期消火体制の確立

地震や火災の規模が大きくなると、消防機関等の消防力をもってしても十分な消火活動が不可能となる可能性がある。したがって、市民は自主防災組織を中心に「自らの地域は自らで守る」という気概のもと、炎上出火や延焼拡大に至らないうちに消火できるよう、初期消火体制の確立に努める。

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のため置きなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(3) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの消火形態に適応した消火器具の設置を指導する。

3 火災予防の啓発

(1) 防火管理者等の育成・指導

ア 防火管理者

防火管理者については、毎年、防火管理の資格取得講習会を実施して、資格者を養成し、所属事業所の消防計画を樹立させ、自主防災管理の徹底を図る。

イ 危険物施設関係者

市（消防本部）は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し、次の事項を実施する。

- (ア) 危険物安全週間中における消火訓練の指導
- (イ) 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- (ウ) 施設および消防用設備等の適切な維持管理の徹底

(2) 建築物の火災予防

ア 一般建築物の火災予防

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務に際して防災上の指導を行う。

その他の一般住宅についても、機会あるごとに、出火防止のための指導を徹底する。

イ 特殊建築物等の火災予防

建築基準法に定める特殊建築物および消防法に定める防火対象物については、同意事務、消防用設備等の着工・設置届および防火対象物使用開始届に伴う検査等に際して、防災上の指導を行う。

ウ 立入検査

市（消防本部）は、立入検査の実施に当たっては、災害に対する平時の心構えや火災時の被害を想定した指導も行い、不備欠陥については、是正措置を講ずるよう指導を行う。

（ア）随時立入検査

通常事務を行うために必要に応じて行う立入検査

（イ）定期立入検査

定期的に行う立入検査

（ウ）特別立入検査

火災予防上特に必要とする場合において行う立入検査

エ 火災予防条例等の周知徹底

秋田市火災予防条例（昭和 48 年 6 月条例第 27 号）等の周知徹底を図るとともに、燃料器具等の管理指導を行う。

(3) 危険物施設の安全化

市（消防本部）は、危険物施設における構造設備の強化、耐震化および安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

◎第 5 章第 3 節「危険物等事故対策計画」参照

(4) 石油コンビナート等の事故防止対策

ア 防災対策の推進

石油コンビナート等特別防災区域として、政令で指定された秋田地区の特定事業所における災害の発生および拡大防止等については、関係法令および石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条に基づく「秋田県石油コンビナート等防災計画（昭和 52 年）」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体および財産を保護する。

イ 予防対策

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵取扱いされている。このため万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含んでいる。これまでに発生した石油コンビナート災害の事故原因については、

- ・操作ミス
- ・設備の老朽化
- ・設計時の安全配慮不十分

などがあげられる。

これらの危険性の増大に対処し、市は、災害の発生を未然に防止するため、石油等の危険性物質を貯蔵したり、取り扱う施設の設計建築、適正配置および防火設備資機材等の整備ならびに特定事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制、さらに防災訓練、防災対策の調査研究等の予防対策を整備強化して実施するよう安全対策の推進について指

導する。

◎第5章第9節「石油コンビナート事故対策計画」参照

(5) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査に努め、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	1 化学薬品容器の転倒落下防止措置
	2 化学薬品収納棚の転倒防止措置
	3 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
	4 化学薬品等収納場所の整理整頓
	5 初期消火資機材の整備

(6) 工業炉の出火防止

工業炉などの消火困難な火気使用施設が出火に至った場合は、大量かつ高温の熱源を有するため、その消火方法は特異なものに限定され、初期消火は極めて難しく、適切な初期対応を失すれば急激に延焼拡大する危険性も内包している。このことから、市内における炉の届出の際に、使用環境の調査を行い、それに基づいて必要な対策を検討し、出火防止の対策を推進する。

4 火災の延焼拡大の防止

火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備および建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

(1) 建築物の不燃化

市は消防の見地から市街地の危険度を調査して都市の等級を決定し、また建築物の不燃化を図るために、市街地再開発事業、街路事業の促進について指導する。

(2) 延焼拡大の防止対策

市は、次の対策を推進する。

ア 消防計画の充実

消防計画の作成に当たっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況等に応じ、消防活動が的確に実施できるようにする。

◆資料編 14－9 火災危険区域表、火災危険区域図

イ 予防査察の実施

消防長又は消防署長は、平常時から関係のある場所への立入等、予防査察等を実施して災害時の対応について現場指導する。

ウ 自主防災組織の育成強化

平常時から自主防災組織を育成強化し、火災の発生時に連携・協力して活動できるよう啓蒙する。

5 消防水利の整備

(1) 消防水利の現況

災害発生時には、水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、又は道路や建物等の損壊によって消防車両の通行障害が発生するなど消防活動が制約されることが予想されるため、自然水利の確認ならびに防火水槽の整備を計画的に実施している。

(2) 消防水利の整備

市（消防本部）は、火災に備え、消火栓に偏ることなく、耐震性防火水槽の計画的配備を推進し、木造家屋の密集地、避難場所および避難路の周辺等を優先的に整備する。

また、河川、池、沼等の自然水利およびプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化および適正配置に努める。

6 消防力の強化

市（消防本部）は、地震被害想定を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強を図れるよう、次の消防組織および施設の強化策を推進する。

(1) 消防組織の拡充強化

市（消防本部）は、木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また、地域防災力の要となる消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(2) 消防署所の整備

市（消防本部）は、最近の市街化の動向や、地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署所の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

(3) 消防力の整備充実

地域の危険度に応じた適切な消防活動が行えるよう、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防車両、消防機械器具等の充実を図るとともに、消防団の活性化と機動化および自衛消防組織との連携強化を図る。

第10節 水害対策

計画の方針

台風や豪雨、地震等により、河川やため池等が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらす可能性が大きいことから、「秋田市水防計画」に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、施設の適正な維持管理に努める。

また、平常時より水防活動の体制整備を行い、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害ハザードマップ等により水害リスクや、災害時にとるべき行動についてわかりやすい普及啓発に努めるほか、「雄物川圏域流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築し、ハードおよびソフト対策を総合的に推進させる。

県および市は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討する。特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえて防災・減災目標を設定するよう努める。

また、市は国や県と協力し、河川、下水道について河道掘削、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時における監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における洪水被害の軽減に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水害ハザードマップ等	防災安全対策課、下水道整備課	
2 避難対策	防災安全対策課、各課	各施設管理者
3 河川施設	防災安全対策課、道路建設課、消防本部、消防団、下水道整備課	秋田地域振興局建設部 秋田河川国道事務所 土地改良区
4 排水施設の整備	道路維持課、道路建設課、農地森林整備課、下水道整備課、都市計画課、各市民サービスセンター	
5 ダム施設		秋田地域振興局建設部
6 ため池施設	農地森林整備課、道路建設課	秋田地域振興局農林部 土地改良区
7 水路	農地森林整備課、道路建設課	土地改良区

1 水害ハザードマップ等

(1) 水害ハザードマップ

市（防災安全対策課）は、台風や豪雨等による水害時の住民避難に活用するため、国や県によって作成された洪水浸水想定区域に基づき、水害ハザードマップを洪水予報河川と水位周知河川を対象に作成・配布している。

今後市は、国や県による浸水想定区域の追加・修正に伴い、水害ハザードマップの逐次更新を行う。

また、ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、ハザードマップを用いた防災講話や自主防災リーダー研修会により、水害の危険性や避難のあり方について周知徹底を図る。

その際、浸水による危険度（リスク）や避難場所の考え方、避難のタイミングのほか、マイタイムラインの活用など、ハザードマップに記載している事項について効果的な周知に努める。

なお、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、防災講話等の機会を捉えて水害リスク情報として市民へ周知するよう努める。

(2) 内水浸水想定区域図

市（下水道整備課）は、下水道計画区域について、想定される最大規模の降雨でシミュレーションを行い、河川氾濫を反映しない内水浸水の状況を想定した内水浸水想定区域図を作成している。作成した区域図は、浸水への備えに活用できるよう、市ホームページやSNSによる情報発信、町内会への情報提供などにより、効果的な周知を図る。

また、市（防災安全対策課）は、避難場所や避難経路などを表記し避難の参考となる内水ハザードマップについては、水害ハザードマップとの調整に留意するとともに、効果的な避難行動につながるよう作成について検討する。

2 避難対策

(1) 避難情報の発令・伝達と避難所等の周知

ア 避難情報の発令基準

市は、水害ハザードマップや避難判断水位等に基づく避難情報の判断・伝達マニュアルを整備するとともに、秋田河川国道事務所および秋田地域振興局との連携により防災行動計画（タイムライン）を整備し、避難情報の発令に活用する。

◆資料編 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

イ 避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、防災ネットあきたのほか、緊急速報メール、Ｌアラートを通じたテレビ、ラジオ放送、SNSなど多様な手段の整備・高機能化などの促進を図る。

ウ 指定緊急避難場所および指定避難所の周知

市は、水害ハザードマップに指定緊急避難場所を掲載するとともに、地域の指定緊急避難場所や指定避難所について、住民説明会の実施、広報あきたへの掲載によるわかりやすい誘導標識や案内板などにより、市民に対し周知する。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「直ちに安全な場所で命を守る行動（緊急安全確保）」を行うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

ア 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

市は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「水防法」という。）第15条第1項第1号の規定に基づき、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める（該当施設の名称および所在地については、資料編35-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を参照のこと）。

イ 洪水予報等の伝達手段

市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して直接、電話・FAX・電子メールのほか緊急告知ラジオを用いて洪水予報等を伝達する。

ウ 避難確保計画の策定

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、水防法第15条の3の規定に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

(3) 浸水想定区域内に位置する地下街等や大規模工場等における避難体制の確保

ア 地下街等や大規模工場等における洪水予報の伝達体制

市は、水防法第15条第1項第1号の規定に基づき、浸水想定区域内に位置する地下街等で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める。

また、浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設についても、洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 地下街等の避難確保計画等

浸水想定区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者は、市地域防災計画に名称および所在地を定められた場合は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する

る事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するほか、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

ウ 大規模工場等の浸水防水計画等

浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、市地域防災計画に名称および所在地を定められた場合は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成および浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

(4) 洪水等に対する発令基準

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

これらの基準および対象区域の設定および見直しに当たっては、国や県から必要な助言等を受けるものとする。

(5) 集落等の孤立防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために、迂回路や通信手段、生活必需品等の備蓄など必要な事項を定める。

◎本章第 18 節「孤立集落対策」参照

(6) 在宅の要配慮者の避難支援

市は、要配慮者の避難支援を安全・確実に実施するため、平成 22 年 3 月に「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を作成している。

今後は、防災対策の現状を踏まえ、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（平成 27 年 3 月改訂）」の改定を適宜行う。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

(7) 訓練の実施

市は、市職員、医療機関、町内会等・自主防災組織などの地域コミュニティ団体および関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

また、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制および必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる活動体制の整備を図る。

3 河川施設

(1) 河川の現況

市を流れる主な河川としては、雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川等がある。各河川にはそれぞれ多くの支流があり、山地を浸食、開析して谷をつくり、盆地内部には広い平坦地を形成している。

◆資料編13－1 秋田管内河川図

(2) 河川施設の整備

ア 市（道路建設課）は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については風水害を考慮した河川施設の整備に努め、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断および耐震補強を実施する。

また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。特に河川堤防については、耐震補強工事を推進する。

イ 市は、各河川管理者に対し、流下能力を確保するため、堆積土砂の除去や伐木などの適切な維持管理について、継続的に要望する。

(3) 河川の維持管理

河川管理者は、河川整備計画等に基づき、次の維持管理を実施する。

ア 河道の流下能力の維持管理

出水後の土砂堆積の状況や、倒木・流木などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合は対策を講じる。その際、瀬や淵の保全や再生など、現況の河川環境の保全に配慮する。

また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採する。

イ 護岸・堤防等河川管理施設の維持管理

堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕の工事を行うとともに、出水時の河床洗掘などにより、機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講じる。

また、堤防法面に植生が繁茂し、巡視や点検などに支障を及ぼさないよう、必要に応じ

て除草を行うほか、許可工作物については、河川管理上の支障にならないよう、施設管理者に対して適切に指導していく。

(4) 特定都市河川および特定都市河川流域

特定都市河川および特定都市河川流域は、気候変動により水害が激甚化・頻発化する中、通常の河川改修のみの対策では浸水被害の防止を図ることが困難となってきた状況を踏まえ、雨水浸透阻害などのソフト対策も一体となった総合的な浸水被害対策を推進する河川とその流域であり、必要に応じて国土交通大臣又は知事が指定する。

市は、雨水浸透阻害行為の許可事務等を行うほか、特定都市河川の河川管理者や市などが共同で策定する流域水害対策計画に基づき、浸水被害対策を推進する。

表 2-10-1 特定都市河川一覧

(令和6年11月末現在)

特定都市河川流域名	特定都市河川名	指定公表年月日
旧雄物川流域	旧雄物川	令和6年11月8日
	旭 川	
	太 平 川	
	猿 田 川	
	草生津川	
	新 城 川	

(5) 重要水防箇所の巡視

本市では、重要水防箇所として15河川53区域が指定されている。(令和6年3月現在)

平時から、市(防災安全対策課)は、雄物川については国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、県管理河川については秋田地域振興局建設部と連絡を取り、消防本部および消防団の協力を得て重要水防箇所を重点に巡視し、安全管理に努める。

◆資料編 13-2 重要水防区域一覧表

(6) 水防資機材の整備

市は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。

(7) 洪水予報システムの活用

市は、県が整備する雨量および河川水位などのデータを関係機関に迅速・的確に伝達する「洪水予報システム」や「河川砂防情報システム」を活用するとともに、市管理河川に設置している水位計や河川カメラを、洪水の予測等に活用する。

4 排水施設の整備

- (1) 市（道路維持課、道路建設課、農地森林整備課、下水道整備課、各市民サービスセンター）は、短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。
- (2) 市（都市計画課）は、大規模な宅地開発においては、「秋田市宅地開発技術指針」等により調整池の設置等、雨水対策について指導する。
- (3) 市、国および県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設および排水設備の補修等を推進する。
また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

5 ダム施設

(1) ダム施設の現況

旭川ダムおよび岩見ダムは県が管理するダムであり、旭川ダムは旭川、岩見ダムは岩見川における洪水調節を行っている。

(2) 実施内容

- ア 洪水発生のおそれのある場合は洪水警戒体制をとり、洪水調節開始後は下流の洪水被害の軽減のため、ダムの操作規則等に基づき、ダムでの貯留を実施する。
- イ ダムが貯留できる限界を迎えた場合は、ダムへの流入量と同じ量を放流する「異常洪水時防災操作（緊急放流）」を実施する。
- ウ 所定の震度又は加速度を検知した地震発生時には、ダムの管理者は直ちにダム本体や取付部周辺地山、貯水池周辺地の臨時点検を行い異常の有無を確認する。
- エ ダム操作によって下流の水位が著しく変化する場合、あらかじめ関係機関へ通知するとともに、一般市民や河川利用者に対しサイレンやスピーカー放送をもって警報する。
- オ 災害時、動力については予備発電施設を、通信についてはN T T回線および無線通信施設を活用する。

表 2-10-2 ダムの整備現状

名称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量(m ³)	完成年月
旭川ダム	県	秋田市	4,200,000	S48.3
岩見ダム	県	秋田市	16,000,000	S54.3

6 ため池施設

(1) ため池施設の現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また

最近の農村は高齢化が進み、さらには兼業農家が増加して管理体制が弱体化し危険となったものもある。台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成 30 年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点農業用ため池を中心に対策を実施する。

(2) 対策

- ア 農林水産省の作成する「ため池管理マニュアル（令和 2 年 6 月）」および「ため池群を活用した防災・減災対策の手引き（平成 29 年 9 月）」を活用する。
- イ 市（農地森林整備課）は、老朽化したため池について農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・改修に努める。
- ウ 市および県は、地震や豪雨による破損等で決壊した場合、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップを作成し、地域住民への周知を行うとともに、耐震化や統廃合などを推進する。
- エ 防災重点農業用ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- オ 農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等の防止に努める。
- カ 市および県は、「ため池」の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上で必要に応じて貯水制限、補強工事、改修工事などを行い施設の安全使用や減災に努める。

7 水路

(1) 現況

放流先河川の水位上昇に伴い、水害被害の危険性がある。

(2) 対策

市は、気象情報(予測)に応じて、土地改良区等の水路を管理する者と連携を図る。

第11節 土砂災害対策

計画の方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。このため、市では地すべり、急傾斜地、土石流の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに危険地域からの住宅移転等総合的な対策を重点的に推進し、風水害に強いまちを形成する。

県および市は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 危険箇所の調査把握	防災安全対策課、農地森林整備課、道路建設課、道路維持課、建築指導課	秋田地域振興局建設部、東北森林管理局
2 土砂災害警戒情報	防災安全対策課	(県)総合防災課、(県)河川砂防課、秋田地方気象台
3 警戒避難体制の整備	防災安全対策課	
4 災害危険区域からの住宅移転	防災安全対策課、住宅政策課	
5 造成地の予防対策	都市計画課	
6 土地利用の適正化	防災安全対策課、都市計画課	
7 地盤情報の収集と活用	関係各課	
8 連絡調整体制の整備	防災安全対策課	県、関係機関
9 重点的な土砂災害対策	関係各課	

1 危険箇所の調査把握

(1) 土砂災害警戒区域

ア 現況

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進している。(ここで

いう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因とするもの)

なお、県により、土砂災害防止法にもとづく警戒区域および特別警戒区域が指定されている。

◆資料編 14－4 土砂災害警戒区域指定箇所表

イ 予防対策

市（防災安全対策課）は、県による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、次の対策を促進する。

- (ア) 警戒区域ごとに特色を踏まえて警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等）を定める。
- (イ) 警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、避難を円滑に行うため、施設の管理者等は避難確保計画を整備するとともに計画に基づく避難訓練を行う。
- (ウ) 土砂災害警戒区域内の指定緊急避難場所および指定避難所は、指定を取り消す。やむを得ず土砂災害や水害以外の避難所等として指定する場合は、その指定について周辺住民への周知を徹底する。
- (エ) 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準、ならびに避難路、指定緊急避難場所および指定避難所を定めるとともに、市ホームページへの掲載、説明会の開催等により市民へ周知する。
- (オ) 土砂災害特別警戒区域においては、居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

(2) 地すべり

ア 現況

地すべりは、第三紀層の分布する特定地域に集中している。当市では過去に大きな災害は発生していないが、地すべりによる被害を除去又は軽減するために、地すべり防止区域が指定されており、本市では、5箇所の指定（令和6年10月現在）がある。

また、地すべりのおそれのある箇所の周知や警戒避難体制の整備等のため、土砂災害警戒区域（地すべり）として38箇所が指定（令和6年10月現在）されており、本市でも状況の把握に努めている。

＜地すべり防止区域指定基準＞

地すべり地域の面積が5ヘクタール（市街化区域又は用途地域では2ヘクタール）以上で、移動土塊が河川や道路、公共施設や人家等に到達し、被害を及ぼすおそれのあるもの。

◆資料編 14－2 地すべり防止区域

＜土砂災害警戒区域（地すべり）指定の基準＞

- (ア) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- (イ) 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

イ 予防対策

- (ア) 市（道路建設課）は、地すべり防止区域に指定されている箇所について、当該区域の

把握に努めるとともに、県による地すべり対策事業の早期着工を図るため、協力体制を構築する。

- (イ) 地すべり防止区域では、土地所有者等は、災害を誘発するおそれのある次の行為について、県の許可を要する。
- a 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの
 - b 地下水の排除を阻害する行為
 - c 地表水の浸透を助長する行為
 - d のり切又は切土で政令で定めるもの
 - e 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの
 - f 上記のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し・誘発する行為で政令で定めるもの

(3) 急傾斜地

ア 現況

台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害から住民の生命を保護することを目的として急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、本市では、79箇所（令和6年10月現在）が指定されている。

また、がけ崩れのおそれのある箇所の周知や警戒避難体制の整備等のため、本市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）として476箇所（うち土砂災害特別警戒区域471箇所）指定（令和6年10月現在）されており、本市でも状況の把握に努めている。

<急傾斜地崩壊危険区域の指定について>

(ア) 指定手続き

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域および崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

(イ) 区域の要件

崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの、およびこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

(ウ) 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域、又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

◆資料編 14－3 急傾斜地崩壊危険区域

<土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定の基準>

- a 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- b 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- c 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

イ 予防対策

市（道路建設課）は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所について、当該区域の把握に努めるとともに、県による急傾斜地崩壊対策事業の早期着工を図るため、協力体制を構築する。

（ア）急傾斜地の周知

急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域（急傾斜の崩壊）について、市（防災安全対策課）は当該区域の周知および土砂災害に対する意識の高揚に努める。

（イ）所有者等に対する防災措置の指導

県は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止する必要があると認める場合、当該急傾斜地崩壊区域内の土地所有者、管理者又は占有者、その土地内において制限行為を行った者、当該急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行その他必要な措置をとるよう勧告を行う。

（ウ）警戒体制の確立

豪雨時には、危険な兆候がないか警戒することが重要である。

また、地震による土砂災害は、地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。このため、平常時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておく。

（4）土石流

ア 現況

本市の河川上流は大半が急流河川で、ぜい弱な地質と森林の開発等により山地の荒廃が進み、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させていることから、日頃から土石流の発生が強く懸念されている。

よって、土石流のおそれのある箇所の周知や警戒避難体制の整備等のため、本市では、土砂災害警戒区域（土石流）として 495 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 383 箇所）が指定（令和 6 年 10 月現在）されており、状況の把握に努めている。

＜土砂災害警戒区域（土石流）指定の基準＞

（ア）土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

イ 予防対策

市（防災安全対策課、道路建設課、農地森林整備課）は、地震による砂丘地帯の液状化および山腹崩壊、又はその後の降雨などによって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

（ア）土石流に対処するための砂防工事を促進する。

（イ）土砂災害警戒区域（土石流）に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。

（ウ）土砂災害警戒区域（土石流）の周辺住民へ警戒避難について指導する。

（エ）土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震および降雨時の対応などについて、市民に周知徹底を図る。

（オ）新たに家屋の建築が予想される溪流についても必要があれば本計画に準じて、土石流

災害の防止に努める。

(5) 山地災害

ア 現況

市域の森林は急峻な地形とぜい弱な地質のため、特に融雪、大雨等によって山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上および各種事業の促進に努めている。

現在、市域の山腹崩壊危険地区は県管理分が203箇所、国管理分が2箇所、崩壊土砂流出危険地区は県管理分が252箇所、国管理分が26箇所となっている(令和6年10月現在)。

◆資料編 14－6 崩壊土砂流出危険箇所表

〃 14－7 山腹崩壊危険箇所表

イ 予防対策

県では、融雪や大雨、地震等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、森林整備保全事業計画に基づき、緊急かつ計画的に対策を促進することとしている。

(ア) 災害に強い地域づくり

- a 豪雨、地震等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策の推進
- b 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め重点的な治山事業の実施
- c 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

(イ) 水源地域の機能強化

- a 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、溪流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進
- b ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策の推進
- c 森林と溪流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等の積極的な実施

表 2－11－1 関係機関の連絡先

機関名称	担当課	連絡先住所	電話	F A X
秋田地域振興局	農林部 森づくり 推進課	秋田市 山王四丁目 1-2	860-3381	860-3386

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断

を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(1) 土砂災害警戒情報の発表および解除

土砂災害警戒情報は、秋田県と秋田地方気象台が共同して発表する情報であり、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し、発表および解除される。

また、大地震の際は、揺れによる地盤のゆるみなどを考慮した発表がなされる場合がある。

表 2-11-2 土砂災害警戒情報の発表および解除基準

発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。
解除基準	基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるときとする。大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達および情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総合防災情報システムにより、秋田県総合防災課から市および消防本部に伝達される。

また、降雨量、土砂災害危険度情報（土砂災害危険箇所マップ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布）はインターネットなどにより、市および市民に提供される。

なお、前兆現象の通報については、市民および関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

3 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を市民に提供し、市民への周知徹底を図る。

(2) 警戒・避難に関する情報の周知

降雨量や警戒避難基準等については、広報あきたなどを通じ、市民への周知を図る。災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図る。

(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の巡視・パトロール

土砂災害警戒区域・特別警戒区域のパトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候について把握する。

(4) 避難情報の発令

大雨等による斜面の崩壊や地震動により緩んだ地盤への降雨浸透による斜面の崩壊が予想される場合、大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、個別の溪流や斜面の状況、さらに秋田県河川砂防情報システムの雨量データ等により総合的に判断し、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、次の予兆現象が確認された場合は、市民の自主避難を指導する。

表 2-11-3 地すべり等の予兆現象

予兆現象	
地すべり	1 地面にひび割れができる 2 沢や井戸の水が濁る 3 斜面から水が噴出する
がけ崩れ	1 がけからの湧き水が濁る 2 がけに亀裂が入る 3 小石が転がり落ちる
土石流	1 地鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる 2 雨が降り続けているのに川の水位が下がる 3 川の水が濁る。流木が混ざりはじめる

(5) 注意報、警報および避難情報の市民への伝達

注意報、警報および避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）は、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるように指導する。

市は、市民に対して広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、要配慮者には十分配慮する。

(6) 緊急調査結果に基づく土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行う。緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、国や県から市が通知を受けたときは、県と連携し地域住民に周知する。

(7) 市民の自主的避難の指導

市は、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、広報あきたをはじめ、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、避難の判断をする上で必要な情報をできる限り、住民に提供するように努める。

避難対象地区の住民避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市および各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(8) 避難の場所

土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であり、避難人家からできる限り近距離にある場所を指定緊急避難場所に指定する。

(9) 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

4 災害危険区域からの住宅移転

(1) 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対して多額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、安全な場所への移転等について指導している。

(2) 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設および土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助する等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成のための制度は次のとおりである。

ア 防災のための集団移転促進事業

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

◆資料編 15－1 秋田市災害危険区域に関する条例

5 造成地の予防対策

(1) 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配および土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

(4) 盛土等による災害防止に向けた対応

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

6 土地利用の適正化

(1) 安全性の確保を重視した土地利用

市（都市計画課）は、市内の土地利用について災害危険度の把握を的確に行うとともに、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を指導する。

(2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市（防災安全対策課）および県は、ハザードマップ等により土砂災害警戒区域・特別警戒区域の周知を図る。

また県は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「砂防法」という。）等の適切な運用を図る。

7 地盤情報の収集と活用

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集・整理を進め、各種の行政施策へ反映させていく。

(1) 地盤情報の収集・整理

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集・整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。当面、学識経験者・有識者等の指導のもとに、市が行う事業により取得される地盤情報等の電子納品物を対象に整理を進める。

(2) 地盤情報の公開

収集整理されたデータについては、データベース化を図り、個人情報の保護に留意しつつ、可能な限り公開を図るよう努め、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果の公開に努める。

8 連絡調整体制の整備

県は、土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国および県の関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図っており、市は、県との協力、連携を積極的に図る。

9 重点的な土砂災害対策

市および県は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策および山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(1) 総合的な土砂災害対策

市は、県と連携し砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等や、土砂災害対策に係る機器等の設置および流木・風倒木流出防止対策を含む、総合的な土砂災害対策について整備を推進する。

(2) 総合的な山地災害対策

市は、県と連携し山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携等の対策を推進するとともに、森林の整備・保全の推進、山地災害の発生防止に努める。

第12節 風害対策

計画の方針

市内の沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季には北西からの強い季節風などによる風害や飛砂を防止するため、砂防林が造成されている。しかし、この砂防林は、数年来松食い虫の被害により立ち枯れが発生しているため、市は国や県と協力して砂防林の植樹事業などを展開して徐々に回復傾向にある。引き続き、砂防林の保全を図っていくことが重要である。

また、市は、台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して建物の補強など臨機応変の措置を講じ、風害の予防を図る。さらに、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防および日本海低気圧からのびる寒冷前線や発達した積乱雲の通過による局地的な突風や竜巻等の被害防止に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 風害の種類		
2 予防対策	防災安全対策課、農業農村振興課、農地森林整備課、教育委員会総務課、消防本部	漁業協同組合、学校等の管理者、消防団、市民等

1 風害の種類

(1) 台風

市の地域に来襲する台風は、年に数回程度であり、本市に被害をもたらす台風の多くは、玄界灘から日本海に抜けて速度を上げながら北北東に進路をとり、東北北部や北海道に接近又は上陸する台風である。

近年の地球温暖化の進行により台風の発生数は減少するといわれているが、これに相反して大型台風の増加が予想されている。

また、海面水温は日本海においても上昇しており、これがさらに上昇し続けると、日本海に抜けた台風は勢力を維持したまま本市に接近又は上陸する最悪のシナリオが予想される。

(2) 日本海低気圧

春・秋の季節の変わり目において、日本海を急速に発達しながら接近・通過する、いわゆる「日本海低気圧」が台風クラスに発達し、住宅の損壊、停電、船舶の座礁などの被害が多く発生している。

(3) 竜巻などの激しい突風

竜巻などの激しい突風（ダウンバースト、ガストフロントなどを含む）は、大気の状態が非常に不安定となったとき、発達した積乱雲に伴って発生する。県内では、竜巻は主に沿岸において多く発生し、時には竜巻特有の狭い範囲で住家の全壊などの被害が発生しているが、いずれの突風現象も場所を選ばず発生する可能性がある。

(4) フェーン現象

台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、又は南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下りることにより乾燥し気温が上がる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の1つである。

(5) 塩害

台風や日本海低気圧の接近又は上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し、絶縁破壊による停電が発生する。

2 予防対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

ア 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。

イ 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心がけ、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

(ア) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- a 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- b 雷鳴が聞こえたり、電光が見えたりする。
- c ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- d 大粒の雨やひょうが降り出す。

(イ) 発生時に屋内の場合

- a 窓やカーテンを閉める。
- b 大きな窓ガラスの下や周囲には近づかない。

- c 家の1階の窓のない部屋に移動する。
 - d 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る。
- (ウ) 発生時に屋外の場合
- a 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない。
 - b 建物のシャッターを閉める。
 - c 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。
 - d 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近づかない。
- ◎気象庁「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」参照

(2) 監視・情報収集体制の整備

ア 監視体勢

台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防本部、関係機関などと連携した監視体勢に入る。

イ 警戒態勢への移行

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急対策を実施する。

(3) 竜巻等突風情報の伝達

市は、竜巻注意報情報が発表された場合、市民に対し、安全な建物等への回避行動を促すため、防災ネットあきたにより注意喚起情報を伝達する。

(4) 各機関における対策

ア 市および消防本部

- (ア) 風に強い森林を作るため、スギ人工林においては適正な間伐の実施および針広混交林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行う。
- (イ) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (ウ) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - a 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。
 - b 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。
 - c 消防資機材および消防水利の点検を実施する。
 - d 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (エ) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

イ 漁業協同組合

漁業協同組合は、注意報、警報を的確に把握し、必要により漁船所有者に出漁中止又は帰港等の指導・通報を行う。また漁船所有者は、漁船の係留、漁網および漁具等の流失防止に努める。

ウ 学校等の管理者

学校等の管理者は校舎、建物および設備を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生

徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

エ 市民等

(ア) 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。

- a はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
- b 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
- c 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
- d 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える。
- e 必要により避難の準備をする。

(イ) 台風の襲来するおそれがある場合は、登山や海釣りなどを見合わせさせるとともに、常日頃からラジオを携行するよう指導する。

第13節 雪害・寒冷対策

計画の方針

市および防災関係各機関は、雪害ならびに融雪期における防災業務の障害を克服するため、情報の収集および広報活動の徹底を図る。

また、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により、一人暮らし高齢者などの要配慮者への除排雪支援や市民への情報提供に努め、安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

さらに、積雪期は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されることから、市および防災関係機関は総合的な雪対策の推進により、地震被害の軽減を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 集中的な大雪への備え	道路維持課、生活総務課	各道路管理者、各警察署
2 冬期交通の確保	道路維持課、生活総務課	各道路管理者、各警察署
3 なだれ防止対策	防災安全対策課、農地森林整備課、道路維持課	各施設管理者 秋田地域振興局建設部
4 生活安全対策	防災安全対策課、農地森林整備課、住宅政策課、道路維持課、消防本部	市民、秋田地域振興局建設部
5 除排雪支援体制の整備	防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課、長寿福祉課、障がい福祉課、道路維持課	自主防災組織、秋田市社会福祉協議会
6 堆雪場等の確保	道路維持課、公園課	
7 農林漁業対策	農地森林整備課、農業農村振興課	秋田地域振興局農林部
8 文教対策	教育委員会	県教育委員会
9 スキー場対策	公園課	スキー場の施設管理者
10 積雪期の災害予防対策	防災安全対策課、道路建設課、道路維持課	各道路管理者、関係機関
11 その他	防災安全対策課、道路建設課、道路維持課	各道路管理者、関係機関

1 集中的な大雪への備え

市および国、県は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域の状況に応じて準備するよう努める。

2 冬期交通の確保

豪雪等に対し、道路交通および鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械および必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

なお、各道路管理者は、円滑な冬期道路交通の確保を図るための計画や路線図の策定に努め、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(1) 冬期交通の現況

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

(2) 実施機関

一般国道	直轄指定区間：秋田河川国道事務所 指定区間外：秋田地域振興局建設部
県道	秋田地域振興局建設部
市道	秋田市建設部道路維持課

(3) 通行規制等

ア 各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

イ 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(4) 幹線道路の確保

市（道路維持課）は、積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため、一般交通に供している道路は、毎年除排雪計画を定め実施する。

市（道路維持課）は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により市のみの対応では困難な場合は、国や県に対し支援を要請する。

道路の除雪の稼働基準や作業時間帯等については適宜見直しおよび検討を行い、作業の効率化を図る。

(5) 市街地の除雪

市街地の除雪に当たっては、国、県、市ならびに関係機関団体は、屋根の雪下ろしの時期、堆雪場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者ならびに市民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図る。

中心市街地については、消融雪歩道のネットワーク化を図り、歩行者の利便性の向上に努める。

(6) 市民等への情報提供等

市は、市ホームページや広報あきた、チラシ、秋田市公式LINE等により、市民が利用できる堆雪場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、報道等を通じて、市民に注意を喚起することになっている。

(7) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通を確保し、交通事故を防止するため、秋田中央警察署、秋田臨港警察署および秋田東警察署は、積雪時における道路交通対策要綱に基づき、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。

ア 交通状況の把握

警察は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保に当たる。

イ 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 交通規制の実施

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の隣接県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(8) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限度にとどめるため、防雪および除雪体制の確立、設備および機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策マニュアル」や「秋田支社実行計画」による。

(9) 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

(10) バス運行の確保

市(道路維持課)および秋田中央交通(株)は、市が行う除雪対象路線における定期バスの運行を確保する。

(11) 除排雪デーの設定

市長は、秋田市ゆき総合対策基本計画に基づき町内会等、関係団体等による地域ぐるみの除雪日を設け、町内や学校周辺の通学路の一斉除排雪を行う。

3 なだれ防止対策

(1) なだれ危険箇所の現況

市のなだれ危険箇所(豪雪地帯で見通し 18 度以上、高さ 10m 以上の斜面で想定被害区域内に住宅や建物に影響を及ぼす箇所)は、136 箇所あり、特に大雪や融雪によって大きななだれが発生するおそれがある。このため、なだれによる住家の破壊、道路の途絶などにおいては過去に被害がなくとも警戒を必要とする。

また、豪雪時には、地すべり、急傾斜地崩壊危険区域においても警戒体制が必要である。

◆資料編 14－8 なだれ危険箇所等

(2) 警戒・避難体制の確立

市および関係機関は、市民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の市民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。

なだれ危険箇所周辺の集落および道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒および避難できる体制を確立する。

また、宿泊施設事業者は、なだれから観光客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。

なお、なだれにより孤立集落が発生した場合、市は、円滑に県や自衛隊、消防機関等の関係機関と協力体制の確立を図れるよう、平常時から関係機関との協力体制を整備する。

◎本章第18節「孤立集落対策」参照

(3) なだれ防止施設の整備

市（道路維持課、農地森林整備課）は、なだれ危険箇所については、所管ごとになだれ防止のための対策事業を計画的に推進する。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができているときは、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

(4) なだれ危険箇所のパトロール

市（道路維持課）および関係各機関は、なだれ危険箇所について適時パトロールを実施し、状況の把握に努めるとともに、積雪深70センチメートル以上になったとき、又は大雪や融雪等のためなだれの被害が予想される場合は、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域の重点的監視と被害の防除に努める。

また、融雪期にもパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。

◆資料編 16－1 雪害対策要領

〃 16－2 雪害対策本部

4 生活安全対策

(1) 市民安全対策の現況

市および関係各機関は、積雪時における市民の生活安全対策のため、雪害に係る事故の防止に努めている。

(2) 地域コミュニティの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会や自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を以下のとおり行う。

ア 降雪前からの準備

- (ア) 地域の情報収集・伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災資機材の備蓄・管理

イ 降雪期における対応

- (ア) 地域内の被害状況の情報収集
- (イ) 市民に対する防災情報の伝達
- (ウ) 救出・救護の実施・協力
- (エ) 要配慮者への支援
- (オ) 「除排雪デー」における地域ぐるみの一斉除排雪

(3) 人命および建物被害の防止

市（農地森林整備課、道路維持課、消防本部）は、積雪、なだれ等による人身事故および建造物の損壊を防止するため、次の事項の対策と指導を徹底する。

指導事項	1 市は、なだれおよび落雪の危険地域に対する立入りや通行を制限し、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。 2 避難道路確保のための除雪を励行する。 3 道路の除雪等により排水溝をせき止めないよう留意する。 4 克雪住宅の普及のため、融資制度等による支援を行う。 5 屋根の雪処理中の事故防止を呼びかける。 6 住宅等において常に非常口を確保するよう呼びかける。
市民の対策	1 アーケード等建築物の管理者は屋根の雪下ろしを適期に実施する。 2 一人暮らし高齢者世帯等の要配慮世帯の雪下ろし、除雪については、地域関係者およびボランティア等の協力を得て実施する。 3 木造老朽建物は降雪時に補強工事等の実施に努める。 4 避難道路の確保のため除雪を励行する。 5 新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努める。

(4) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及を図るため、市ホームページや広報あきた、新聞、テレビ、ラジオ、秋田市公式LINE等を利用した効果的な広報を行い意識の高揚に努める。

(5) 市民に対する情報提供体制の整備

市は、市民に対する情報提供体制を構築するため、除排雪に関するコールセンターの設置、GPSを活用した情報提供体制の整備、地域情報員の活用、町内会長等への緊急連絡体制の整備、様々な情報媒体の活用等を行う。

また、市民による携帯端末からの情報提供体制の構築を検討する。

(6) 空き家への対応

市は、積雪による倒壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある物件を把握し、積雪時に危険と考えられる空き家所有者に対しては、適正管理の指導を行う。

5 除排雪支援体制の整備

(1) 要配慮者に対する除排雪支援

市（防災安全対策課、福祉総務課、長寿福祉課、障がい福祉課）は、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処置が困難な要配慮者に対しては、近隣住民や自主防災組織等、地域の助け合いによる支援を行うなど、相互扶助体制の確立を図る。

また、高齢者雪寄せ支援事業および高齢者等の雪下ろし支援事業を周知する。

(2) 除排雪におけるボランティア活動

ア ボランティア登録の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

イ 安全の確保

毎年除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- ・ 滑落事故・・・屋根の雪下ろし作業中によるもの
- ・ 落雪事故・・・気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- ・ 交通事故・・・ロータリー車、グレーダーなど重機に巻き込まれるもの

ウ 健康への配慮

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死に至る場合もある。このため、市、市社会福祉協議会および関係機関は、除排雪ボランティア活動の実施に当たり、天候や体調等、無理のない範囲での活動となるよう配慮が必要である。

エ ボランティア活動保険への加入

除排雪に関わるボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は募集者の負担とする。なお、ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、保険の対象外である旨を説明する。

(3) 秋田市社会福祉協議会による除雪支援

- ・ 除雪機器の貸出（除雪機、融雪機、軽トラック等）
- ・ 危険箇所の除雪ボランティア
- ・ 町内会等一斉除雪のボランティア保険料の補助（年1回）

(4) 除排雪資機材の準備等

市は、除排雪のための資機材の貸し出しや、除雪作業に対する燃料支給の制度を周知するとともに、除雪作業に対する燃料等の助成や小型除雪機購入への補助等を行う。

6 堆雪場等の確保

現在、一般開放用の堆雪場として、旧空港跡地、下新城大規模堆雪場、雄物川右岸など5箇所を確保している。

今後も新規堆雪場の確保に努めるほか、街区公園等の堆雪場としての開放、現在の堆雪場出入口の整備等を行うとともに、流雪溝の設置等を検討する。

7 農林漁業対策

(1) 農林漁業対策の現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出る場合もある。

(2) 予防対策

市（農業農村振興課）は、積雪による農林水産業・畜産関係の被害を軽減するため、下の対策を促進するよう農・漁業協同組合等に対して指導する。

ア 農作物対策

- (ア) 消雪促進
- (イ) 樹木および棚被害の防止
- (ウ) 野ねずみ、カモシカ等による被害の防止
- (エ) 病虫害の防除

イ 農作業用施設対策

- (ア) 施設の補修、補強の実施
- (イ) 施設の屋根および軒下の排雪
- (ウ) 消雪パイプおよび流雪溝の設計推進

ウ 畜産関係対策

- (ア) 畜舎の保全管理
- (イ) 越冬飼料の確保
- (ウ) 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- (エ) 草地の維持管理
- (オ) 家畜疾病等の防止

エ 水産関係対策

- (ア) 養殖魚介類の育成管理の強化
- (イ) 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備
- (ウ) 積雪時における通水、地下水の確保

オ 林業関係対策

- (ア) 適正な間伐の実施

8 文教対策

(1) 文教対策の現況

教育委員会は、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施している。

(2) 予防対策

ア 連絡

系統的に一元化し、迅速、的確に行う。

イ 火災予防

- (ア) 煙突接触部、残火の始末に留意する。
- (イ) 火の不始末を防止する。
- (ウ) 責任者による巡回を励行する。
- (エ) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。

ウ 危険防止

- (ア) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。
- (イ) 避難道路を除雪する。
- (ウ) なだれ箇所の表示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。
- (エ) 悪天候時における児童生徒に対する休校措置を実施する。
- (オ) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。
- (カ) 水槽等は標示する。
- (キ) 危険場所には標示し、遊びを禁止する。

エ 通学道路の確保

道路の除雪については、関係機関と連絡を密にする。

オ 学校施設等の保護

- (ア) 屋根の雪下ろしを励行する。特に木造体育館、老朽校舎に留意する。
- (イ) 防災施設等を補強する。
- (ウ) 水源、消火器の整備点検に努める。
- (エ) 防火、防災思想の徹底を図る。

カ 社会教育施設等の保護

- (ア) 防災施設の除雪を励行する。
- (イ) 防災施設を補強する。
- (ウ) 避難口の標示、除雪に努める。
- (エ) 防災思想の普及、徹底を図る。

キ 社会体育施設等の保護

- (ア) プールの水の処置と除雪に努める。
 - a プールは満水とする。
 - b 適宜プール内面の氷割りに努める。
- (イ) 防災施設の除雪を励行する。

- (ウ) 防災施設を補強する。
- (エ) 避難口の標示、除雪に努める。
- (オ) 防災思想の普及、徹底を図る。

ク 文化財の保護

- (ア) 消防関係者との連携を図る。
- (イ) 常時監視体制を確保する。
- (ウ) 防災施設の除雪を励行する。
- (エ) 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。
- (オ) 文化財の修理、補強に努める。

ケ 冬山登山の指導

- (ア) 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。
- (イ) 冬山登山の基礎訓練を実施する。
- (ウ) 登山服装を点検する。
- (エ) 登山届出を励行する。

9 スキー場対策

(1) 市が行う対策

- ア スキー客を対象とした避難場所、避難路および指定避難所の指定
- イ スキー客および宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用したわかりやすい誘導標識や案内板の設置
- ウ スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

(2) スキー場の施設管理者が行う対策

- ア リフト・ロッジ施設の耐震対策および維持管理の徹底
- イ ゲレンデの雪崩防止対策、ならびに巡回による雪崩危険箇所の早期発見および雪の除去
- ウ 駐車場およびアクセス道路の除排雪の徹底
- エ スキー客の一時避難場所および避難施設の指定
- オ 市、県および関係機関との通報連絡体制の整備

10 積雪期の災害予防対策

積雪期の地震等への災害予防対策は、除排雪体制の整備や雪に強いまちづくりなど、雪対策に関する総合的、かつ長期的な推進によって確立されるものである。

今後も市民および関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

(1) 除排雪・施設整備等の推進

ア 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大が予想されるため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(ア) 除雪体制の強化

- a 市（道路維持課）は、除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- b 市（道路維持課）は、迅速な除雪と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適した除雪機械の増強を促進する。

(イ) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- a 市（道路建設課、道路維持課）は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- b 市（道路維持課）は、なだれ等による交通遮断を防止するため、なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

表 2-13-1 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電 話	F A X
東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木 73-3	862-2276	864-9040
秋田地域振興局建設部	保全・環境課 道路保全チーム	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826

イ 消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応するため、消火栓標識の整備に努める。

ウ 克雪住宅の普及等

市および県は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

(2) 緊急活動体制の整備

ア 冬期間の緊急輸送道路の確保

各道路管理者は、相互に協力して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期間の緊急輸送道路の確保に努める。

イ 通信手段の確保

市は、地震から通信施設の被災による通信の途絶を防止するため、情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域では、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

ウ 積雪期の避難場所、避難路の確保

市（道路維持課、防災安全対策課）は、積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等のネットワーク化を促進して、避難路の確保を図る。

エ 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

また、市は、電源を必要としない暖房器具、燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

オ 航空輸送の確保

孤立集落からの情報収集および物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つである。市は、孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保するとともに、ヘリポートおよびアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

(3) 秋田県豪雪地帯対策基本計画

本県では県内全域が豪雪地帯に指定されることから、県では「秋田県豪雪地帯対策基本計画（令和5年10月）」を策定し、計画に基づき豪雪地帯対策としての施策を実施することとしている。市は、県が実施する施策と連携し、市民への情報提供等を実施する。

11 その他

市は、電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として県、電気事業者および電気通信事業者等が実施する事前伐採等による予防保全対策への協力に努める。

また、市は、道路や屋根雪等の除排雪時の事故防止や安全対策のほか、除雪作業の省力化のため、克雪に関する技術の普及促進を図る。

第14節 地震対策

計画の方針

市は、地震による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「都市計画法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「建築基準法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。）およびその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物等の耐震化や不燃化の促進を図る。

また、地震時においては、ブロック塀の倒壊や建築物の外壁および窓ガラス等の落下による被害が予想されることから、所有者又は管理者への指導等により、被害の防止に努める。

さらに、大規模地震では、地盤の液状化による被害が発生しており、そのメカニズムを解明し、対策を講じることが重要な課題となっている。

地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講ずることにより、被害の軽減に努めるものとし、その他の一般の建築物等については対策知識の普及を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 建築物等の耐震・不燃化	建築指導課、消防本部、防災安全対策課、住宅政策課、各課	各施設管理者、市民
2 ブロック塀等対策	建築指導課、各課	各施設管理者、市民
3 落下物対策	建築指導課、各課	
4 液状化対策	防災安全対策課、建築課、建築指導課、各課	関係機関
5 大規模盛土対策	都市計画課	関係機関

1 建築物等の耐震・不燃化

(1) 秋田市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

秋田市では平成19年12月に秋田市耐震改修促進計画を策定（令和3年3月改定）した。この計画では市内全体の耐震化率を、住宅については令和7年度末までに93%とし、多数の者が利用する一定規模以上の建築物については令和7年度末までに94%とすることを目標としている。

現行の耐震基準に適合しない昭和56年5月以前に建てられた住宅・建築物について耐震化を進めるとともに、市所有の特定建築物においては、耐震化率100%にすることを目標として

耐震改修を推進しており、平成 26 年度末の耐震化率 97%から令和 2 年度末時点で 99.8%（未了 1 棟：令和 10 年度用途廃止予定）に達している。

なお、建築関係団体等との連携を図り、秋田市耐震改修促進計画の目標を達成するための施策および取組みに関する情報交換等の場として、建築関係団体・建築関係教育機関・行政機関で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会」を平成 20 年 5 月に設置し、住宅・建築物の耐震化を推進している。

また、秋田市耐震改修促進計画の策定に係る必要事項について、庁内の連絡体制を構築し、関係課所室の協力を得て、耐震改修促進計画を策定することを目的とする「秋田市耐震改修促進連絡会議」を平成 19 年 8 月に設置している。

(2) 防災上重要な建築物の強化

ア 防災上重要な建築物の現況

防災上重要な建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める特定建築物および災害時における避難、救護、応急復旧等に関する活動拠点として使用される施設であり、現在、耐震性能の強化を順次推進している。

なお、防災上重要な建築物の主な施設は、以下に示す施設である。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院）
- (ウ) 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障がい者社会参加支援施設等）

表 2-14-1 市所有特定建築物の耐震化の現状

（令和 6 年 3 月末現在、単位：棟）

	総数 a	新耐震 棟数 b	旧耐震 棟数 c				c のうち 除却され た棟数 g	耐震化率 (b + e + f + g) / a
				c のうち	d のうち耐	d のうち		
				耐震診断 実施棟数 d	震性が確認 された棟数 e	耐震改修 実施棟数 f		
学 校 等	325	144	181	154	44	110	27	100%
病 院 等	1	1	0	0	0	0	0	100%
公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100%
庁 舎 等	53	31	22	16	5	10	6	98.1%
計	450	229	221	188	56	131	33	99.8%

旧耐震棟数：昭和 56 年 5 月以前に建築された特定建築物

新耐震棟数：昭和 56 年 6 月以降に建築された特定建築物

イ 防災対策

防災上重要な建築物の各管理者は、災害直後の初動時においても、できるだけ平常に近い状態で施設を使えるよう、日頃の保守管理を徹底し、設備等施設全体について被害を予防する対策を講じる。

また、各管理者は、施設の耐震診断・点検等の実施に努め、必要な耐震補強・改修などを行うよう努める。

ウ 緊急輸送道路に面した建築物の耐震化

市は、緊急輸送道路に面した建築物の耐震化を重点的に図る。

(3) 住宅・建築物の災害予防

ア 住宅・建築物の現況

建築関係法令等の徹底により、近年の住宅・建築物の安全性はかなり高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正（昭和56年6月）よりも前に建築されたものについては、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く存在し、地震によって、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるので、耐震性の強化を図る必要がある。

また、建築基準法の防火・耐火規定の改正以前に建築されたものについては、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるため、住宅防火診断等を行うなど広報、啓発に努めている。

イ 住宅・建築物の耐震化の促進

(ア) 特定建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、百貨店、ホテル、劇場など多数の者が利用する一定規模以上の既存建築物について、所有者への耐震化の必要性や効果の意識啓発や、耐震診断・耐震改修に関し指導を行い、耐震性の確保に努める。

(イ) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、所有者等の理解を求め、耐震化についての知識の普及・啓発を行う。特に、リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することのメリットについて情報提供を行い、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行う。

また、秋田市木造住宅耐震改修等事業を促進するとともに、制度の適宜見直しを図る。

住宅の所有者に対しては、住宅に係る所得税減税や固定資産税の減額等、耐震改修促進税制の周知を図る。

市内の火災危険区域については「木造住宅が密集している地区」と位置付け、重点的に耐震化すべき区域として、地区内の建築物の早期耐震化を計る。

(ウ) 新築および増改築の建築確認

新築および増改築される建築物については、建築確認の際に、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

(エ) 産・学・官の連携による耐震改修の推進

産（建築関係団体）・学（地元大学等の研究者・学生）・官（本市）が連携して、地震に

よる人的被害や物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、様々な施策および取り組みを、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会の活動を中心に行っていく。

ウ 住宅・建築物の地震対策

(ア) 耐震診断および耐震改修等の指導

市（建築指導課）は、住宅・建築物の耐震性等について、耐震診断および耐震改修等に関する事項を指導する。

a 市民からの地震対策に関する一般的な相談には、建築指導課が当たる。

また、市民からの問合せに応じられるよう建築関係団体の協力を得て「耐震診断相談窓口」を開設する。

b パンフレット、リーフレット、啓発ビデオ等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。

c イベント等において相談会を開設することにより、耐震診断や耐震改修の促進を図る。

d 指導に当たっては建築技術者および関係団体等の組織を活用する。

e 個別事情により住宅の耐震改修が困難な場合、地震による建物の倒壊から人命を守ることができるよう、家具の固定など簡易な対策等について、情報提供に努める。

表 2-14-2 建築関係団体連絡先

機関名称	連絡先	住所電話	F A X
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会中央支部	秋田市山王三丁目 1-7	865-1225	865-1293
秋田中央建築士会	秋田市中通二丁目 3-8 アトリオン 5 階	836-7850	—
公益社団法人 日本建築家協会東北支部秋田地域会	仙台市青葉区一番町四丁目 1-1	022-225-1120	022-213-2077
一般社団法人 秋田市建設業協会建築部会	秋田市山王二丁目 10-4	864-0220	864-0316
協同組合安心リフォーム協議会	秋田市大町二丁目 6-29	865-1411	874-9241
秋田市地質調査業協会	秋田市土崎港中央五丁目 1-12 (株)伊藤ボーリング内	845-0573	845-8508

(イ) 地震保険加入の啓発

市民に対し、地震保険が被災にあった場合の生活の安定に寄与することを啓発する。

エ 空き家等の災害対策

市内の空き家等について、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置をとるよう指導を行う。

オ 特殊建築物、昇降機の地震対策

(ア) 定期報告制度および維持保全計画の作成

建築基準法に基づき、一定規模以上の特殊建築物等およびエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度および維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

(イ) 改善指導の実施

建築物の防災性能の保持および既設エレベーターの耐震改善など、防災上必要な指導、勧告を行う。

カ 建築物の耐火性の向上

市（建築指導課、消防本部）は、建築物の新築・増改築に際して、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

(ア) 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、避難所等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

(イ) 防火対象物（防災管理）点検報告制度および表示制度による指導

防火・防災優良認定証および表示マークの交付に際し、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

また、耐震性の向上を図るための指導も併せて行う。

(ウ) 消防同意制度の活用

建築基準法および消防法の規定による消防同意制度（建築許可又は確認する権限を持つ特定行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る

(4) 家具類等の転倒防止

ア 現況

地震によって家具等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがあり、今後、家具類等の倒壊防止の周知徹底を図る必要がある。

イ 対策

(ア) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

(イ) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。

(ウ) 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

(5) その他

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制および応急措置体制の整備を図る。

2 ブロック塀等対策

(1) ブロック塀等倒壊危険箇所の把握

ア ブロック塀の現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法に基づき指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対してぜい弱であるものが多い。

イ 倒壊危険箇所の把握

市はブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路および避難場所等に重点を置く。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ア 安全点検等の啓発

市（建築指導課）は、市民に対しブロック塀等の安全点検および耐震性の確保について広報あきた等を活用し、啓発を図る。

イ 適正な設計、施行の実施

関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。

3 落下物対策

(1) 建築物の落下物防止対策

ア 落下物の種類

地震時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のある物には、以下のようなものがある。

イ ビル関連落下物

- ・ 窓ガラスの飛散
- ・ 外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落
- ・ ウインド式クーラー
- ・ 屋上、屋外広告物等
- ・ 天井材

(2) 市の管理する建築物

各施設管理者は、落下物の危険性の高い建物を調査把握し、窓ガラスについてはフィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。

また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

その他落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図る。

(3) 民間建築物等

ア デパート等多くの人が集まる施設および主要な道路等に面する建築物

市（建築指導課）は、デパート、商業複合施設、文化施設等の多くの人が集まる施設等および国道、県道および主要な幹線道路となる市道に面する建築物について、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、天井の仕上げ材などの非構造部材、照明器具や屋外広告物の落下防止等の対策を講ずるよう指導を行う。

イ 道路に近接している3階以上の建築物

市（建築指導課）は、道路に近接している3階以上の建築物について目視による外観調査を行うことにより、改修等の必要があると判断されたものには所有者等に通知し、調査や改修等の助言、パンフレット等の配布を行う。

4 液状化対策

市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握および宅地の耐震化を実施するよう努める。また、建築物液状化対策の手引き等の作成に努め、液状化被害と対策に関する情報提供と啓発に努める。

(1) 液状化危険地域の分布の現況

被害想定によると、液状化の発生のおそれのある地域は、秋田港付近、旧雄物川流域、雄物川流域、旭川下流域などに分布している。

(2) 液状化被害予防対策

ア 建築物の液状化被害予防施策の推進

各種指針（「小規模建築物基礎設計指針」、「建築基礎構造設計指針」）を活用し、建築確認申請などの建築行為を伴う機会において設計者等への助言・指導に努める。

イ インフラ・ライフラインの整備

地震動・液状化に強いインフラ・ライフラインの整備に努める。

5 大規模盛土対策

市は、宅地の安全性を把握し、防災意識を高めるために作成・公表している大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの周知に努める。

第 15 節**津波防災施設対策****計画の方針**

地形上、津波の被害が予想される地域については、津波防災に関する施設の整備を推進するとともに、海拔表示などの津波防災施策を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ライフライン等の機能確保	各課	関係機関
2 海拔情報の提供	防災安全対策課、道路建設課	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部 (県)秋田港湾事務所
3 海岸保全施設および河川管理施設の整備	商工貿易振興課、道路建設課	(県)秋田港湾事務所 秋田地域振興局建設部 秋田河川国道事務所
4 港湾施設の整備	商工貿易振興課	(国)秋田港湾事務所 (県)秋田港湾事務所
5 漁港および船舶係留施設の整備	農業農村振興課	(県)秋田港湾事務所
6 緊急輸送の環境整備	防災安全対策課	各道路管理者

1 ライフライン等の機能確保

ライフラインの被災は、安否情報の収集、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備による代替性の確保を進める。

2 海拔情報の提供

市は、津波被害軽減の対策のひとつとして、公共施設や民間事業所、標識柱等の道路施設などに海拔表示シートを設置することにより、道路利用者や市民の津波に対する防災意識の向上を図る。

3 海岸保全施設および河川管理施設の整備

(1) 施設の現況

本市の海岸の総延長は26.1kmで砂浜海岸となっている。砂浜海岸では、冬季風浪等により年々侵食されるため県では、昭和31年の海岸法（昭和31年法律第101号。以下「海岸法」という。）制定により本格的な対策工事に着工し、逐次海岸保全施設整備を推進している。

(2) 施設の整備

沿岸域における津波防災は、海岸での防御と河川津波への対策が必要である。

このため、県は、比較的発生頻度の高い津波（設計津波）を想定し、海岸保全施設や河川津波の遡上する範囲の河川管理施設の整備検討の目安となる「目指すべき堤防高」を想定し対策を推進している。

また、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるようにするなど対策を講ずる。

また、海岸保全施設を整備し、津波、高潮および波浪等から海岸や後背地を保護するため、国土交通省港湾局所管の秋田港海岸では海岸環境整備事業が行われている。

市は、国および県等関係機関と連携し、各整備事業を推進する。

4 港湾施設の整備

(1) 施設の現況

秋田港は重要港湾のひとつで、外貿コンテナ航路も開設されている。

東北の拠点港として、各種港湾施設の整備拡充が進められてきており、市では、日本海側の海上輸送ネットワークの拠点となる港としてコンテナ輸送に対応する基盤整備や港湾サービスを充実し、港湾機能の整備促進に努めている。

表 2-15-1 整備現況

区 分	名 称	所在地	備 考
重要港	秋田港	秋田市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航

表 2-15-2 公共岸壁の整備状況

（令和6年4月現在 単位：バース）

水深 名称	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m
秋田港	2	1	8	1		8	2	5	2

(2) 施設の整備

ア 港湾設備

港湾におけるハード・ソフトを組み合わせた津波対策により人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

イ 施設の安全管理の内容

各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

また、港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

ウ 避難対策施設等

(ア) 津波来襲時に備え、一時避難を考慮した築山等を港湾緑地内に設置するよう努める。

(イ) プレジャーボート等の小型船舶の適切な保管・管理に努める。

(ウ) 港湾取扱貨物の流出に備え、必要な資機材を準備するとともに、関係機関との連絡を密にし、適切に対処する体制を整える。

(エ) 港湾内に、オープンスペースを確保し、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地等とする。

5 漁港および船舶係留施設の整備

(1) 施設の現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県漁業協同組合秋田支所が存在しており、雄物川河川敷地内に 9,575 m²を要する漁船舶係留施設が設置されている。

(2) 施設の対策

津波災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

6 緊急輸送の環境整備

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察署は、緊急輸送道路における交通信号機等の地震対策および停電対策、交通管制施設の整備を行う。

第16節 安全避難の環境整備

計画の方針

市は災害が発生した場合に市民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、一時的な津波避難場所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進するとともに、自主防災組織および近隣住民等の連携した避難の重要性について市民へ周知徹底を図る。

また、市は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在等を市民に周知徹底するとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

なお、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難情報の発令	防災安全対策課、生活総務課、福祉保健部、消防本部	各警察署
2 避難誘導体制の整備	各課	自主防災組織 各警察署
3 指定緊急避難場所および指定避難所等の指定・整備	防災安全対策課、福祉保健部 各課	
4 避難所開設・運営体制の整備	防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課、秋田市保健所	
5 災害ハザードマップの作成・活用	防災安全対策課	
6 津波避難に関する計画の作成・改定	防災安全対策課	
7 津波警報等に係る対応	防災安全対策課	県、秋田地方気象台
8 避難所以外の避難者への支援に係る平時からの取組	防災安全対策課、秋田市保健所	
9 感染症の自宅療養者の避難確保	防災安全対策課、健康管理課	

1 避難情報の発令

市は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難

又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および市民に周知する。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(1) 避難情報の種類

市は、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令基準などを設定する。

また、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを避難情報に併せて提供することで、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組む。

ア 高齢者等避難

市は、避難に時間を要する要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する。

なお、避難指示および緊急安全確保を発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

イ 避難指示

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めるため、警戒レベル4「避難指示」を発令する。

また、指定緊急避難場所のほか、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の検討について、平時からの周知に努める。

なお、洪水等に対しては、立退き避難が望ましいが「屋内安全確保」も居住者自らの確認・判断で有効な避難行動であることを併せて周知する。

ウ 緊急安全確保

市は、災害が既に発生・切迫している状況において、居住者等が命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動を促すため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令する。

なお、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難する必要があることを平時から強く強調して市民へ周知する。

(2) 避難情報に合わせて伝達する事項

- | |
|-------------------------------------|
| ア 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等） |
| イ 避難対象地域、又は地区の範囲 |
| ウ 避難情報の発令時刻 |
| エ 避難場所、必要に応じて避難経路（浸水などで道路が通れない場合）など |

(3) 伝達文の工夫

伝達文は、「お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など避難に時間のかかる方と、その支援をする方」などと対象者を明確にするとともに、「〇〇川の水位が

堤防を越えるおそれがあります。」などと迫っている脅威が伝わりやすい伝達文をあらかじめ作成・準備しておく。

(4) 避難情報の解除

避難の必要がなくなったとき、避難情報の解除を通知する。

(5) 避難情報の伝達手段

ア 伝達手段の整備

市は、秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）、Ｌアラートを通じたテレビ・ラジオ、ＳＮＳ、電話・ＦＡＸ、広報車、津波警報サイレンなどの様々な伝達手段の整備を図る。

なお、情報の伝達は、一般市民、要配慮者、観光客などが容易に理解できるよう正確で簡潔、かつ明朗な表現となるよう努める。

イ 伝達体制の整備

市は、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者を定めておくなど、避難情報の伝達体制の整備に努める。

2 避難誘導体制の整備

市が現在指定している指定緊急避難場所については、避難場所標識の設置や、避難場所案内板・避難場所誘導標識を主要な場所に設け、災害時における避難誘導体制の整備に努めている。

また、津波災害警戒区域内に、一時的な津波避難場所（津波避難ビル）の指定や津波避難場所標識の設置、海拔表示などにより、沿岸部における津波避難対策を講じている。

(1) 避難誘導の実施方針

避難誘導体制の整備については、以下に示す避難誘導の実施方針に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。

ア 広域的な災害により避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された場合、市は警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所」又は公園、空き地等の安全区域に避難する。

イ 広域的な災害により避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された場合、市は対象とする区域へ職員を派遣し、避難すべき方向および避難先の指示伝達を行う。その際、警察、消防および自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、その都度指定された「広域避難場所」等に誘導する。

ウ 市長は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する場合、最も安全に避難できる方向、場所等を指示するために必要な災害状況について、警察署長および消防長に意見を求めることができる。

エ 消防は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を市が発令する場合には、

災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路および消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難方向を市長、警察署長等に連絡する。

オ 警察は、避難路等の要所に誘導のための警官を配置し市民の避難誘導に当たる。

カ 市、警察署、消防署、自主防災組織および市民は、要配慮者の避難に配慮する。特に、交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては要配慮者の優先的な避難誘導に努める。

キ 市は、特別警報が発表された場合、市民に対し、直ちに命を守る行動をとり、身を守るために最善を尽くすよう、指示伝達を行う。

(2) 標識等の整備

ア 避難場所周辺の安全性の確保

市（防災安全対策課）は、指定緊急避難場所・指定避難所および広域避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直しや整備を推進する。

イ 避難場所標識の整備

市（防災安全対策課）は、避難場所標識の維持管理を行うとともに、避難を表す図記号（ピクトグラム）を国際標準化機構（ISO）又は日本産業規格（JIS）に沿ったものとし、外国語表記も加えた標準化された新デザインの標識への更新を推進する。

ウ 避難場所誘導標識の整備

市（防災安全対策課）は、避難場所誘導標識の維持管理を行うとともに、外国人等を含めた要配慮者への配慮等も含め、表示内容の再検討を行い、わかりやすい標識の整備・増設を推進する。

エ 避難場所案内板の増設

市（防災安全対策課）は、避難場所案内板について、多数の人が集まる場所を中心として整備を行っているが、外国人や旅行者等、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を果たすものであることから、適切な設置・整備に努める。

(3) 避難誘導体制の確立

ア 状況判断基準等の確立

市（防災安全対策課、消防本部）は、災害時において、地域ごとの状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接地区との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、災害種別ごとに、避難情報等を適切に発令するための判断基準等のマニュアル等を整備する。

イ 主要道路の安全化

市（道路維持課）は、避難路となる主要道路を災害から防護するため、主要道路の安全化を図る。

ウ 避難先の安全確保

(ア) 施設管理者との協議

市（防災安全対策課、福祉総務課）は、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行

う。

(イ) 指定緊急避難場所等の安全化

市（消防本部）は、指定緊急避難場所・指定避難所および広域避難場所の安全確保に努める。

(ウ) 情報通信手段の整備

市（各課、防災安全対策課）は、状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定避難所等に災害時優先電話、FAX、インターネット等の情報通信手段の配備を進める。

エ 避難誘導體制の整備

各警察署は市民・来訪者の広域避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・誘導方法の整備について調査・研究し、災害時に備える。

オ 広報活動の推進

各警察署は、大規模災害発生時の避難者の円滑な避難行動と、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平時から広報活動を通じ車両運転者に対して災害発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

カ 津波災害に対する避難体制等の確立

(ア) 市民の避難体制の整備

- a 市（防災安全対策課）は、市民が迅速な避難行動をとれるよう、広報あきたや津波避難計画、津波ハザードマップなどを活用した啓発により、避難の心構えや各地域の一時的な津波避難場所、主な避難路（避難方向）等を周知する。
- b 市（防災安全対策課）は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者・避難世帯や要支援者の把握、応急救護活動が行える体制を整備する。
- c 市民は、日頃から自主防災組織や町内会等の研修会や訓練に参加し、地域ぐるみの避難体制の強化に努める。

(イ) 海岸利用者の避難誘導手段

市（商工貿易振興課）は、港湾地区の定期フェリー、大型クルーズ船および商業施設等を利用する観光客ならびに海水浴客等の入込み状況を把握し、現地の地理に不案内の者が多数利用する施設の管理者、事業者およびその地域の自主防災組織等とあらかじめ津波発生時の避難誘導等について協議・調整を行い、情報伝達および避難誘導の手段を定める。

(ウ) 津波避難誘導標識等の整備

市（防災安全対策課）は、津波避難誘導標識等の維持・管理を行うとともに、浸水区域内の市街地はもとより、港湾地区での地理不案内の観光客等に配慮した標識等の整備を推進する。

(エ) 避難誘導に関する行動ルール

消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定める。

(オ) 津波避難ビルの開設体制の整備

津波避難ビル等は、避難が特に緊急を要することから、可能な限り、市民が素早く簡易に避難できる場所とするが、夜間等、施錠されているビル等の開設は、あらかじめ近

隣住民に鍵の管理を委託し、直ちに津波避難ビルの開設ができるように体制を整備する。

3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備

災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、地域の特性や過去の教訓、想定される災害などを踏まえ、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。

また、災害時に指定避難所の開設状況や避難者数等を周知することを想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所および指定避難所の指定

指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに指定することから、災害によっては最寄りの指定緊急避難場所が異なることをあらかじめ地域住民に周知するとともに、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合についても、同様に周知する。

指定避難所の対象とする施設は、市有施設のほか、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るとともに、政令で定める指定基準、過去の災害の状況および新たな知見等を踏まえ、点検および見直しを適宜行う。

なお、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努める。

ア 指定緊急避難場所

災害発生後の指定緊急避難場所として、市民サービスセンターやコミュニティセンター、小・中・高等学校・高等専門学校のグラウンドや体育館、およびおおむね 0.25ha 以上の面積を有する都市公園について、災害種別ごとに指定している。

ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても一時の避難場所として指定・開設することができるものとする。

＜指定の要件＞

- (ア) 各地区で予想される災害に対して安全であること。特に浸水想定区域を避け、また、火災や地震時等の大災害を予想してできるだけ木造密集市街地から 300m 以上離す。
- (イ) 面積は、収容人員一人当たり原則として 2㎡以上とする。この際、昼間人口も考慮する。
- (ウ) 避難場所には努めて給水施設を整備する。
- (エ) 地域住民の集結場所として消防救護活動等の防災活動の拠点となる空地を必要に応じ配置する。

◆資料編 25－1 指定緊急避難場所一覧表

イ 広域避難場所

災害発生後、火災の延焼拡大などにより指定緊急避難場所が危険な状況になった場合の二次避難の場所として、面積がおおむね10ha以上の公園等5箇所を、広域避難場所として指定している。なお、広域避難場所の指定の基準は、以下のとおりである。

- (ア) 木造密集市街地から300m以上離れていること。
- (イ) 面積は収容人員一人当たり原則として2㎡とする。
- (ウ) 敷地内に建物が無いことが望ましいが、ある場合は原則として耐火造建築物とする。

◆資料編 24－6 広域避難場所

ウ 指定避難所

市（防災安全対策課）は、火災や家屋の倒壊等により居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的として、地震被害想定結果を参考に安全な場所を考慮し、指定避難所を指定している。

指定避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小・中・高等学校、大学、各種学校、市民サービスセンター、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

なお、小集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ごとに集会場、公民館、寺院等を指定緊急避難場所として活用し、これを經由して指定避難所へ避難する。

指定避難所には、太陽光発電等の導入を行い、停電が発生した場合でも施設の入り口をわかりやすくする。

災害時には旅行者をはじめとする配慮を要する者に対し、民間の宿泊施設などを一時的な滞在先として利用する必要が発生することも想定されることから、市は、関係機関と協定を締結するよう努める。

指定避難所については、耐震化など避難者の安全を考慮し、適宜、見直しを行う。

また、指定避難所への非常用電源の計画的な整備および燃料の確保を図るとともに、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の導入に努める。

併せて、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

◆資料編 25－2 指定避難所一覧表

エ 福祉避難所

市は、各福祉関係施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

また、避難所の一部（学校においては、独立した教室等）を福祉避難室として利用することもできる。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配

慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難支援プラン等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

＜指定の要件＞

- (ア) バリアフリー化している施設など、要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設であること。
- (イ) 生活相談職員等必要な人員の確保という観点から（老人福祉センターや特別支援学校等の）既存施設を活用。

オ 一時的な津波避難場所および津波避難ビル

(ア) 津波避難場所

市（防災安全対策課）は、県の津波災害警戒区域（津波浸水想定）に基づき、津波が到達する前にできるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波災害警戒区域外の一定の要件を満たす高台等を、津波避難場所として指定し、津波ハザードマップ等で周知しており、実情に合わせて見直しを行う。

(イ) 津波避難ビル等

市（防災安全対策課）は、津波警戒区域内において、津波が到達する前に避難が完了できない場合に備えた一時的な避難施設として、一定の条件を満たす公共施設や民間が保有する中・高層建物を津波避難ビル（津波避難タワー）に指定し、津波ハザードマップ等で周知しており、実情に合わせて見直しを行う。

(2) 避難路の選定

避難路は、指定避難場所や避難方向、危険箇所等を示す各種災害ハザードマップ等を参考に、地域住民が地域の実情に合った災害別の避難路・避難経路を事前に確認し、選定するものとする。

なお、避難路となりえる道路については、津波災害、水害、土砂災害および建物倒壊等に加え複合的な災害を考慮した避難路の確保、整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所および指定避難所等の周知徹底

指定緊急避難場所および指定避難所等は以下の方法により周知する。

- ア 指定緊急避難場所および指定避難所等には明示標識を設置し、周辺には案内板や誘導標識を設置する。

- イ 各種ハザードマップや広報あきたおよび各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。
- ウ 訓練等を通じ、現場を確認させる。

(4) 指定避難所の耐震不燃化

市は、平常時より建物の耐震診断および耐震改修を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で昭和56年以前に建築された建物については診断を実施し、必要に応じて補強に努める。

(5) 指定避難所等における備蓄物資および資機材等の整備

市（防災安全対策課）は、指定避難所等に必要な食糧および資機材等をあらかじめ整備し、又は必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。

また、プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備を行う。

主なものは、次に示すとおりである。

＜主な備蓄物資および調達資機材品目＞

1 食糧、飲料水	2 生活必需品
3 ラジオ	4 通信機材
5 放送設備	6 照明設備（非常用発電機を含む）
7 炊き出しに必要な機材および燃料	8 給水用機材
9 救護所および医療資機材	10 物資の集積所
11 シート、テント等	12 簡易トイレ
13 工具類	14 冷風機等暑さ対策用品
15 非常用電源の燃料	16 暖房器具および毛布等寒さ対策用品
17 紙おむつ・生理用品	18 マスク、消毒液

(6) 協力体制の整備

大規模災害が発生した場合には、避難所の開設について、近隣市町村等との相互利用および相互応援ができることが望ましい。

このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておく。

4 避難所開設・運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの整備

市（防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課）は、緊急時の避難所開設・運営を円滑に行うために、指定避難所および福祉避難所の開設・運営マニュアルを整備する。

マニュアルの整備は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」に添ったものとする。

(2) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

また、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

加えて、平常時から感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努める。

市は、保健福祉関係者やNPO等の活動が円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。

(3) 市民との協働による避難所運営訓練の実施

市（防災安全対策課、生活総務課）は、緊急時の避難所運営が自治組織や自主防災組織を主体に円滑に行われるよう、市民との協働による避難所運営訓練を計画的に行う。

また、訓練の検証結果を踏まえ、避難所の開設・運営マニュアルの見直しを行う。

(4) 多様な視点から捉えた避難者対策

市は、年齢や国籍、性別などへの配慮や男女共同参画などの多様な視点を踏まえ、避難誘導や避難所における運営・管理等の必要な支援を行うとともに、避難訓練などへの多くの住民の参加を推進する。

5 災害ハザードマップの作成・活用

市（防災安全対策課）は、水害、土砂災害、津波ハザードマップを作成し、市民に各災害の危険性を正しく認識し、適切に避難してもらうため、対象世帯等に配布するとともに、市ホームページで公開している。

(1) 水害ハザードマップ

市（防災安全対策課）は、台風や豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、国や県によって作成された浸水想定区域図に基づき、洪水予報河川および水位周知河川等の水害ハザードマップを作成・配布している。

今後、市は、国や県の浸水想定追加や修正に伴い、水害ハザードマップの逐次更新を行

い、市民に水害の危険性を正しく認識してもらうため、災害ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、浸水想定区域や避難行動等の周知徹底を図る。

(2) 土砂災害ハザードマップ

市は、各地域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準、避難路、指定緊急避難場所および指定避難所を表示した、土砂災害ハザードマップを作成・配布している。

また、市民に土砂災害の危険性を正しく認識してもらうため、土砂災害ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、土砂災害警戒区域等や警戒避難体制・避難行動の周知徹底を図る。

(3) 津波ハザードマップ

市は、県の津波浸水想定（津波災害警戒区域）を踏まえ、浸水の範囲や深さ、津波避難場所、主な避難路（避難方向）、津波到達時間などを地図に表した津波ハザードマップを作成・配布している。

また、市民に津波の危険性を正しく認識してもらうため、津波ハザードマップを市ホームページで公開するとともに防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、津波災害警戒区域や避難行動等の周知徹底を図る。

6 津波避難に関する計画の作成・改定

市は、必要に応じて津波避難計画を改定するとともに、地域ごとの津波避難計画の策定および要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成を支援する。

(1) 津波避難計画の基本事項

市（防災安全対策課）は、市民の安全避難に資するため、津波避難計画の基本事項を次のとおり定める。

- ア 津波浸水想定区域図（津波ハザードマップ）
- イ 避難対象地域（津波浸水想定区域と同様）
- ウ 一時的な津波避難場所等、避難路（避難方向）、避難所
- エ 初動体制
- オ 避難方法
- カ 避難誘導等に従事する者の安全確保
- キ 津波情報の収集・伝達
- ク 避難指示の発令基準
- ケ 津波対策の教育・啓発、避難訓練

(2) 地域ごとの津波避難計画等

地域住民は、自主防災組織との連携により、次の事項に留意して、地域の実情に沿った学

区や町内会等を単位とする津波避難計画等（防災避難マップ等）の策定に努める。その際、要配慮者の避難について配慮する。

ア 一時的な津波避難場所等、避難路（避難経路）、避難所

イ 避難方法（車両使用の可否など）

ウ 避難誘導員

エ 避難指示の伝達方法

(3) 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

ア 要配慮者利用施設の指定

市は、津波防災地域づくり法第 54 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、津波災害警戒区域内で主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が津波の発生時に円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を指定する。

◆資料編 35－3 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

イ 津波警報等の伝達方法

市は、要配慮者利用施設に対し、津波警報等を防災ネットあきた、緊急速報メール、緊急告知ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）によるテレビなどの方法により伝達する。

ウ 避難確保計画の作成等

津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、津波防災地域づくり法第 71 条の規定に基づき避難確保計画を作成し、市に報告する。また、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市に報告するとともに、公表するものとする。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

7 津波警報等に係る対応

市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努める。

なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を整備する。

8 避難所以外の避難者への支援に係る平時からの取組

市は、避難所以外（在宅、町内集会所、車中、テント等）に避難している者に支援を行えるよう、避難者からの情報収集等を通して避難所外避難者の状況の把握や食料および生活関連物資

等の供給、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達に必要な体制の整備に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討する。

さらに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。特に、エコノミークラス症候群予防のため、健康相談や保健指導の実施に努める。

9 感染症の自宅療養者の避難確保

市（秋田市保健所・防災安全対策課）は、新型インフルエンザ等感染症（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、災害発生前から、県と連携し、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努める。

第 17 節 帰宅困難者対策

計画の方針

大規模災害が発生した際には、多くの人が市内外で帰宅困難になることが予想されることから、市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県および関係機関等と連携し、実施していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 広報および啓発	防災安全対策課	
2 帰宅困難者支援体制の整備	防災安全対策課、秋田市民交流プラザ管理室、交通政策課	交通事業者

1 広報および啓発

(1) 市民への広報および啓発

市は、むやみに移動を開始しないことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努める。

(2) 学校および事業所への啓発

市は、公共交通機関を使用している学生の在籍している学校や、事業所等に対し、帰宅困難者の施設内待機とそのための食料等の備蓄の啓発を行う。

2 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 一時的に滞在できる施設の確保

市は、主要駅や空港、大型商業施設等の周辺において、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所の確保に努める。

(2) 公共交通機関運行状況等の情報提供

市は、帰宅困難者に対し、交通事業者と連携して、公共交通機関運行状況等の情報提供に努める。

(3) 民間事業者との協力体制の整備

市は、各公共施設のほか、銀行・コンビニ店舗などを徒歩帰宅者の一時休憩所とすることや、水、電源等の提供による徒歩帰宅者支援体制づくりに努める。

(4) 交通機関による対策

交通事業者は、帰宅困難者に対する広報等のほか、関係機関における協力体制の構築や複数通信手段使用の訓練など、帰宅困難者支援体制を整備するよう努める。

第 18 節

孤立集落対策

計画の方針

市は、土砂災害や水害、なだれ、地震災害、津波災害等による孤立想定集落を把握し、孤立想定集落の予防対策として道路・橋梁の耐震化、橋梁、通信施設など公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備、地すべりやなだれ発生危険箇所などの災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、人口の減少が著しく、急速に高齢化が進む中山間地の集落については、生活状況の把握に努めるとともに、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策を行う。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 孤立想定集落の把握	防災安全対策課	
2 予防対策	防災安全対策課、道路維持課、環境部各課	秋田地域振興局、東日本電信電話（株）、東北電力ネットワーク（株）
3 孤立発生への備え	防災安全対策課、消防本部	

1 孤立想定集落の把握

迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落（地域）は、平成 30 年現在で 10 箇所確認されている。なお、今後も孤立する可能性のある集落（地域）について、被害想定等に基づいて事前の把握に努めていく。

◆資料編 33－1 孤立想定集落一覧表

2 予防対策

(1) 市民への周知

土砂災害警戒区域、土砂災害前兆現象、なだれ発生危険箇所、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により市民へ周知する。

(2) 交通路の確保

ア 道路網の整備

市は、土砂災害や水害等により交通が遮断されることによって孤立状態となることが想定される地区について、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化などを実施し、幹線道路や集

落へのアクセス道路網の整備を推進する。

イ 危険箇所の巡視

秋田地方気象台が「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」を発表した場合、大雨に伴う水害や土砂災害の発生する危険性が高まっていると考えられるので、危険箇所の巡視を行う。

また、大雪警報が発表されたときは、なだれの発生を想定し、土砂災害警戒区域、なだれ危険箇所および周辺地域の巡視を強化する。

ウ 迂回路の確保

巡視により、土砂崩れ、冠水、なだれ等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合は、関係機関と連絡調整し、二次災害の防止対策を実施するとともに、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

エ 孤立集落が確認された場合

迂回路が確保できない場合、さらに通信が被災し連絡手段が絶たれ集落の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプター等による被害情報収集を依頼する。

(3) 通信手段等の整備

ア 通信機器の整備

市は、一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の確保が困難な中山間地においては、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。

また、通信機器に安定した電力を供給するために必要な自家発電機を整備と燃料の備蓄に努める。

イ 通信施設の整備

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信施設の整備に努める。

(4) 電力の確保

ア 発電機の実備

市は、小型可搬型自家発電機の計画的な整備について検討する。

イ 電力施設の整備

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定し、移動自家発電機などの配備に努める。

(5) し尿、ごみの処理

市は、洪水又は積雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておく。

(6) 協力・連携体制の整備

土砂災害やなだれ、地震災害、津波災害等により孤立集落が発生した場合、市は、円滑に県や自衛隊、消防機関等の関係機関と協力体制の確立を図れるよう、平常時から関係機関と

の協力体制を整備する。

また、近隣集落間での人的交流による情報の伝達や共有体制を強めるとともに、アクセス可能な集落間での応援体制の構築に努める。

3 孤立発生への備え

(1) 集落内ヘリポート適地の確保

県の消防防災ヘリコプター等により、救急患者が発生した場合の患者搬送、住民の救出、物資の補給などを実施するため、市は、孤立想定集落内にヘリポート適地の確保に努める。

第19節 要配慮者等の安全確保

計画の方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦や日本語での災害情報が理解しにくい外国人および地理に不案内な旅行者など何らかの介助や支援を必要とする方々（要配慮者）への配慮の必要性が強く認識されている。

これら要配慮者の安全確保のため、市は地域住民、自主防災組織および福祉・ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における情報の収集伝達および避難誘導などの支援対策の確立に努める。

また、市および要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

基本的な考え方

- 1 地域住民は「要配慮者等」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、日頃から、地域内の要配慮者の所在と状況の把握に努める。
- 3 地域住民は、要配慮者等が自ら避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- 5 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し、準備する。
- 6 市は、以上5点につき、自主防災組織等を通じ地域住民に対して現況および必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
- 7 市は、地域の検討した対策の実施に必要な支援、指導等を行う。
- 8 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者等とそうでない市民とが共生できるよう、必要な施策を計画的かつ総合的に推進する。

また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。

以上のような特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 福祉のまちづくり	防災安全対策課、福祉総務課、関係各課	秋田市社会福祉協議会 自主防災組織
2 避難に関する配慮	防災安全対策課、福祉総務課	施設等管理者、自主防災組織
3 社会福祉施設等における対策	防災安全対策課、福祉総務課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、子ども福祉課、子ども育成課	施設等管理者、自主防災組織
4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策	防災安全対策課、福祉総務課、長寿福祉課、各市民サービスセンター	自主防災組織、民生委員・児童委員
5 外国人および旅行者等の安全確保対策	防災安全対策課、企画調整課、市民課、観光振興課	自主防災組織、観光施設管理者

1 福祉のまちづくり**(1) 福祉のまちづくりの方針**

市は、要配慮者に配慮したハード、ソフト両面における社会環境の整備を積極的に行い、福祉のまちづくりに努める。

災害発生時における被災者の救出、救援については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき自主防災組織等の育成強化に努める。

(2) ユニバーサルデザイン化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備などのほか、施設全般のユニバーサルデザイン化を促進する。

(3) 行政と地域住民およびボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害においては、行政が対応できる範囲に限界が生じるため、地域の住民やボランティア等と協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、市は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに要配慮者を支援していく。

2 避難に関する配慮

災害発生時における要配慮者の避難については安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は要配慮者の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達および避難生活などにおける支援体制の整備を図る。

(1) 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者について、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿に当たる避難支援対象者名簿（以下、避難支援対象者名簿という。）や秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リスト（以下、要援護者把握用リストという。）を作成し、自主防災組織や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。

なお、緊急時はすべての避難支援対象者の安否確認が必要となるため、市が所有する要配慮者情報を開示し、自主防災組織、町内会等の地域関係者と連携して安否確認を行うための連絡体制の整備を行う。

地域の自主防災組織等又は民生委員・児童委員は、災害時における支援活動のあり方などについて平常時から検討し、整備しておくものとする。

(2) 避難誘導

ア 市、施設等管理者および関係機関は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行う。

イ 市、施設等管理者および関係機関は、家族の役割を啓発し、登録支援者、町内会等および自主防災組織等が平常時から近隣の要配慮者の実態把握を行い、緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努める。

ウ 市は、要配慮者の家族や登録支援者が自主防災組織などの地域コミュニティ団体などと、綿密な連携をとるための連絡体制の整備に努める。

エ 市は、要配慮者が避難時において必要とする介護および対応などについて、パンフレットや広報あきた等により、地域住民への周知に努める。

また、防災訓練においては、要配慮者のための情報伝達、ならびに避難誘導訓練などを実施し、提起された課題に対応できる体制の整備に努める。

オ 市は、本市における要配慮者対策の基本的な考え方をまとめた「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」（平成27年3月改定）を策定している。

また、プランに基づき、避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストを作成している。引き続き、自主防災組織および町内会等が実施主体となる個別避難支援プランの作成など、地域の避難支援体制構築を支援していく。

また、要配慮者に対する情報伝達ルートの確保に努める。

(3) 災害情報の伝達

市、施設等管理者および関係機関は、避難生活にある要配慮者の精神的、身体的および社会的特性に配慮した災害情報などの的確な伝達手段の確立に努める。

聴覚障がい者に対してはEメールやFAXにより、視覚障がい者には携帯電話等により防災情報を配信する。

なお、障がい者にあつては、障がいの種類および程度に応じた災害情報を迅速かつ確実に取得することができるよう必要な手段の確保に努めるものとする。

(4) 避難生活

市、施設等管理者および関係機関は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護および生活必需物資の提供などについては、要配慮者の特性に配慮した対応に努める。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成過程、避難訓練、検証などの場においても要配慮者の参画等により様々な視点の導入に努める。なお、避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストに基づき、避難誘導された要配慮者については、名簿・リストの情報とともに避難所運営担当者や要配慮者用窓口 zu 十分引き継がれ、必要な支援が受けられるよう配慮する。

ア 避難所生活への配慮

要配慮者の避難生活を支援するため、次の事項に配慮する。

- (ア) 避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応ができるよう施設・設備のユニバーサルデザイン化を念頭に置いた避難施設の改修および設備改善に努める。
- (イ) 食事および生活関連物資の配分等において、要配慮者の視点で捉え、食物アレルギーを持った人への原因物質除去食品、腎臓病患者への低たんぱく質食品の備蓄、福祉用具の配備などに努める。
- (ウ) ホームヘルパーや民生委員・児童委員などとの協力体制の確立・整備に努める。
- (エ) 災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制作りに努める。

イ 福祉避難所の設置

市は、要配慮者の避難を想定し、避難所における福祉避難室の設置についてマニュアル化するとともに、各福祉関連施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、「福祉避難所（要配慮者のための配慮がされた避難所）」を指定する。福祉避難所はバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等必要な人員の確保が期待される施設とする。福祉避難所開設の際は、避難所同様、食糧等の物資支援を行う。

また、個別避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが想定される要配慮者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から地域包括支援センターや施設等管理者との連携やホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の体制づくりに努める。

なお、地域包括支援センター自体が被災した場合に備え、各地域包括支援センターの運営法人ごとの支援のあり方や居宅介護支援事業所との協力体制等について、地域包括支援センター運営協議会等で検討する機会を定期的に設ける。

ウ 要配慮者用窓口の設置

各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、相談対応（保健・福祉関係者、民生委員・児童委員など）、情報伝達、支援物資の提供等を行うため、平常時から関係者に対する訓練・研修を実施する。なお、窓口には女性や乳幼児の要望把握を行うため、女性を配置するとともに、介助者の有無や高齢者、障がい者の種類・程度に応じた優先順位を付した対応を行う。

(5) 地域との協調体制

施設等管理者は、市および関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会等、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。

3 社会福祉施設等における対策

施設等管理者は、行政および関係団体等と調整のもと、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から緊急時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会等、自主防災組織等の地域コミュニティ団体との協調体制の確立に努める。

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えて、職員の職務分担、動員計画および避難誘導体制等の整備を図る。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者や通所者等の安全確保を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

したがって、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。

また、施設等管理者は、災害に備え、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡・協力体制の確立に努める。

また、市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 社会福祉施設等の構造強化

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、施設の診断や補強工事の実施に努めるものとし、市はこれを促進する。

(4) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

また、医療・福祉施設においては、施設の非常用電源の整備に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動などについての教育を実施する。

また、夜間又は休日における防災訓練や、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。施設の周辺環境や建築構造、さらに入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

市は、施設等管理者に対し、防災知識および意識の普及啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

また、要配慮者に対しては、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、要配慮者自身が対処できることを明確にし、必要な支援を周辺に周知することや、コミュニティ活動、防災訓練等への積極的な参加などについての啓発を行う。

(6) 避難確保計画の作成および避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域および津波災害警戒区域に位置し、本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法および津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を行うとともに、市に報告する。

なお、避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画や自衛水防組織の構成員等について市に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

◆資料編 35－1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

〃 35－2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

〃 35－3 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策

(1) 要配慮者の避難支援プラン等の作成

市は、要配慮者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設などと協力し、平成22年3月に「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（平成27年3月改訂。以下「避難支援プラン」という。）」を策定している。この避難支援プランの推進を通じ、市、消防団、自主防災組織、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の地域における各種活動を通じた人とのつながりを深め、要配慮者が自ら地域に溶け込める環境を整備する。避難支援プランは、避難行動や避難生活に支援が必要な者に対して、具体的な支援策を盛り込んだ実施計画となるよう、随時改定を行う。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、自力での避難が困難で、特に支援が必要な要介護認定者や障がい者などについては、本人の同意の有無にかかわらず、災害対策基本条例に基づき、地域の町内会長等、自主防災組織代表、民生委員・児童委員に対して、要援護者把握用リストを配布し、日常的な所在把握と大災害時の安否確認・避難誘導への活用を図る。

ア 避難支援対象者名簿の作成と活用

(ア) 避難支援対象者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、関係部局連携のもと、それぞれの所管業務遂行上、避難行動や避難生活に支援を必要とする市民の情報を集約し、避難支援対象者名簿を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。

また、避難支援対象者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、名簿の活用に当たっては、市内部で情報を共有するとともに、対象者のプライバシーを十分保護しながら、関係機関との情報の共有化を図る。

(イ) 避難支援対象者名簿の活用

市は、市地域防災計画に定めるところにより避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の対策を進める。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。

なお、名簿情報の提供を行う場合、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難支援対象者名簿の作成にデジタル技術を活用する。

イ 個別避難支援プランの作成と活用等

- (ア) 個別避難支援プランの実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難支援プラン情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (イ) 市は、個別避難支援プランが作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (ウ) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難支援プランを作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。
- (エ) また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (オ) 市は、個別避難支援プランが作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難支援プランで定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。
- (カ) また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (キ) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難支援プランの作成にデジタル技術を活用する。

(2) 避難支援プラン、避難支援対象者名簿の対象者

防災上、避難行動や避難生活の支援が必要な市民の範囲は、在宅で生活をしている次のような高齢者、障がい者、難病患者等になるものと想定する。

区分	対象者の範囲
高齢者	常時寝たきりの状態にある者
	常時ひとり暮らしの者
	常時高齢者のみの世帯である者
	日中ひとり暮らし、高齢者のみの世帯である者
	同居者が病弱者、障がい者、年少者である者
	要介護認定者
	認知症状のある者
障がい者	身体障がい児（者）
	知的障がい児（者）
	精神障がい者
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証所持者、小児慢性特定疾病患者
その他	乳幼児、妊産婦、外国人など支援が必要な者

(3) 避難支援等関係者

市は、在宅で避難行動や避難生活に支援を必要とする市民の安全確保対策として、消防機関や県警、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会等の避難支援等

関係者と連携するとともに、自主防災組織等の住民組織を中心とした地域ぐるみの支援体制づくりに努める。

また、在宅避難生活援助のために、関係機関等から必要に応じた資機材の配布等などの協力を得る。

(4) 避難支援プラン、避難支援対象者名簿作成に必要な個人情報および入手方法

避難行動や避難生活に支援が必要な範囲の者について、市の要援護者台帳の情報や地域への情報提供への同意者の情報をまとめ、避難支援対象者名簿の作成・充実化を図り、避難支援等関係者へ配布するとともに、自主防災組織および町内会等による個別避難支援プランの作成を推進し、避難支援体制構築を支援している。市は、提出された個別避難支援プランに基づき、避難支援対象者名簿に個別避難支援プラン作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援プラン原本を台帳として整備し、福祉総務課地域福祉推進室で保管する。個別避難支援プランの写しについては、防災安全対策課および避難支援対象者本人のほか、支援者および市民サービスセンターが共有する。

<個別避難支援プランの内容>

個別避難支援プランには、氏名、住所、生年月日等の避難支援対象者名簿に登録される基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- 1 町内会等、自主防災組織、民生委員・児童委員
- 2 普段いる部屋や寝室の位置
- 3 自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設
- 4 避難を手伝ってくれる方(支援者)
- 5 かかりつけの医療機関など
- 6 担当ケアマネジャーなど
- 7 緊急時の家族など連絡先
- 8 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- 9 避難時に必要な生活用具・薬など
- 10 情報伝達する際に、注意することなど
- 11 避難先で注意することなど
- 12 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、要配慮者本人からの同意確認
- 13 支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認
- 14 安心キットの設置状況

※個別避難支援プランは、災害対策基本法第49条の14に規定されている個別避難計画を指すものであり、秋田市においては「個別避難支援プラン」と呼称している。

(5) 避難支援プラン、避難支援対象者名簿の更新

避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人又は支援者から変更の届出があった場合

や、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等の場合には、随時修正を行う。さらに、毎年1回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別避難支援プランの適切な情報更新に努める。

(6) 情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置

情報提供に当たっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱いに伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が十分理解できるように、十分な対策を講じる。

(7) 支援対策の現況

独居高齢者世帯等で緊急事態が発生したときにボタンを押すだけで関係機関や地域の協力員に救助を求めることができる緊急通報システムの貸し出しや言語機能障がい者等のためにFAXを利用した119番通報システムを実施している。

また、個別避難支援プランにおいて、風水害などであらかじめ避難可能な状況で要配慮者へ高齢者等避難を伝え避難を促したり、避難所までの避難を支援する支援者を選定している。

市は、引き続き、高齢者を取り巻く環境や障がいの種類および程度などに応じた多様な手段による緊急通報の仕組みの整備の推進に努めるものとする。

(8) 介助支援の必要な市民の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動および巡回活動などの実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

なお、市における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、適切に収集、管理、利用および提供を行う。

(9) 個別避難支援プラン作成に係る支援

県は、市の個別避難支援プランに係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

また、秋田地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難支援プランの作成を支援する。

(10) 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

ア 市は、市地域防災計画において、避難支援対象者名簿および個別避難支援プランに基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意

の有無に関わらず、避難支援対象者名簿および個別避難支援プランを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(11) 円滑な避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

「高齢者等避難」は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

市は、避難支援等関係者が避難支援対象者名簿を活用して着実な情報伝達および早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報等の発令および伝達に当たっては、下記の事項に配慮する。

ア 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す。

また、災害時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、多様な情報伝達の手段を活用して情報伝達を行う。

(12) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等実施者本人およびその家族等の生命および身体の安全を守ることを前提とする。避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

(13) 自主防災組織等による避難支援体制の整備

市は、町内会長等、自主防災組織代表および民生委員・児童委員など、「災害時要援護者の避難支援プラン」に定める情報提供先に避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストを提供し、地域では直接の支援者などと必要最小限の情報共有を行い、避難支援体制を整備する。

また、NPOやボランティアとも連携し、これらのネットワークにより役割分担し、避難行動や避難生活に支援が必要な者の見守りおよび支援を行う。市は、避難支援等関係者が支援行動を行うに当たっての安全確保に努める。

なお、情報提供に当たっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱に伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が理解できるように、十分な対策を講じるものとする。

(14) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、介助支援の必要な市民の防災行動マニュアルの策定など、介助支援の必要な市民に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

さらに、自主防災組織、町内会等、民生委員・児童委員による平常時の要配慮者見守り活

動や、地区における要配慮者の所在や避難ルートを把握する地図の作成の支援に努める。

(15) 要配慮者に対する情報伝達体制の整備

市は、要配慮者に対する情報伝達体制として、高齢者等避難等の避難情報を自主防災組織の代表者又は町内会長等を通じて直接伝達するとともに、防災ネットあきた、民生委員・児童委員の連絡網など、複数ルートによる情報伝達体制の整備に努める。

また、地域における情報伝達責任者の明確化に努める。

5 外国人および旅行者等の安全確保対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人および早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。

市および関係機関は、市内に居住又は来訪する、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人および旅行者等の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努める。

なお、秋田市における令和5年12月31日現在の外国人登録者数は1,814人である。

(1) 外国人の安全確保対策

ア 防災教育・広報

(ア) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、災害時に適切な状況把握が困難となりがちな外国人に対しても積極的に防災訓練に参加するよう呼びかける。

(イ) 防災知識の普及・啓発

市（企画調整課）は、日本語を理解できない外国人のために、国際交流関係機関と協力して災害や地震、津波等に関する知識、防災上の心得等を解説した多言語による防災対策マニュアルを配付し、防災意識の向上に努める。

イ 地域における救援体制

(ア) 外国人の所在の把握

市（市民課）は、災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人住民を含む住民基本台帳を適正に管理し、外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 外国人が安心して生活できる環境の整備

a 外国人にやさしいまちづくりの促進

市（防災安全対策課）は、指定緊急避難場所や避難路等の避難所の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

b 語学ボランティアの確保

市（企画調整課）は、災害発生時に通訳や翻訳などの支援に向け、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアをあらかじめ確保するため、担当窓口を設置するとともに、国際交流関係機関や秋田県災害多言語支援センターとの連携を進める。

(2) 旅行者等の安全確保対策

ア 防災教育・広報

市（防災安全対策課、観光振興課）は、指定緊急避難場所、避難路等の防災上の心得について、旅館組合などを通じ、旅行者等への広報に努める。

イ 地域における救援体制

市（防災安全対策課、観光振興課）は、観光施設管理者および自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、地域ぐるみによる旅行者等の安全確保、救援活動を支援できる体制整備に努める。

第 20 節 救急救助体制の整備

計画の方針

市（消防本部）は、大規模災害時において広域的又は局地的に多発することが予想される救急救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、市民の自主救護能力の向上と災害時における市民互助への理解と協力を得るよう広報活動に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 救急救助体制の整備	消防本部	消防団
2 市民の自主救護能力向上等の推進	消防本部	市民、自主防災組織
3 応援体制の整備	消防本部	

1 救急救助体制の整備

市（消防本部）は、各救急病院間の通信ネットワーク等を活用し救急医療機関相互の連携を強化するとともに、救急救命士の増員と教育体制の充実、また、高規格救急車と高度救命用資機材の整備を図り、救急業務の高度化を推進する。

また、より高度な知識と技術を持つ救助隊員・消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団員に対しても救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、救護活動能力の向上に努める。

2 市民の自主救護能力向上等の推進

大規模災害時における各防災機関の活動能力には限界があり、救急救助活動を実効あるものとするためには、市民による応急措置の実施などの協力が不可欠である。

(1) 救命講習の推進

市民の自主救護能力の向上および災害時救急医療活動を的確に実施するための事前準備として、普通救命講習等を通じて応急救護知識と技術の普及活動および災害時における救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

また、毎年約1万人の市民が心肺蘇生法を中心とした救命講習を受講しているが、救護能力の維持・向上には定期的な受講が効果的であるため、今後も啓発活動を積極的に推進していく。

3 応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援の要請および受入れ

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、県内広域消防相互応援協定および近隣の消防本部との相互応援協定に基づく応援部隊の要請・受入れを円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理および指揮が行えるよう体制を整備する。

(2) 緊急消防援助隊の要請および受入れ

消防本部は、秋田県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れおよび指揮が行えるよう体制を整備する。

◆資料編 19－1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

第 21 節

応急医療体制の整備

計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるよう災害時医療救護の手順を定めるとともに、「秋田市健康危機管理基本指針」を活用しながら、平常時から県や秋田市医師会（以下「市医師会」という。）等関係機関と協力し、医療救護活動の実施体制を整備、確立する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 初期医療体制の整備	秋田市保健所、消防本部	市医師会、日本赤十字社、医療機関等
2 後方医療体制の整備	秋田市保健所、消防本部、防災安全対策課	市医師会、医療機関等
3 医薬品の確保	秋田市保健所	市医師会、医療機関等 秋田県赤十字血液センター
4 広域的救護活動	秋田市保健所	市医師会、医療機関等

1 初期医療体制の整備

災害時における初期医療体制については、以下の整備を実施する。

(1) 組織体制および通信・情報収集体制

市（秋田市保健所）は、県や市医師会等関係機関と連携して、緊急医療対策組織の確立および相互の迅速な通信体制・情報収集体制を整備する。

(2) 保健医療活動チームによる医療活動体制

市（秋田市保健所）は、県や市医師会等関係機関と連携して、DMA T等保健医療活動チームが円滑に医療活動を行える体制を整備する。

(3) 救護所

市（秋田市保健所）は、救護所を設置したときに、医療救護チームが円滑に医療活動を行えるよう、県等関係機関と救護所に充てるべき建物等について情報を共有するほか、必要な資機材等の整備に努める。

(4) トリアージ実施体制の整備

市（消防本部、秋田市保健所）は、初期医療措置の迅速化を図るために、医療機関協力のもと、負傷程度により治療の優先度を判定し負傷者を振り分けるトリアージの実施体制を整備する。

(5) 要配慮者への配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市（秋田市保健所、消防本部）は、医療機関等と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(6) 市民に対する災害医療の普及啓発

市（消防本部）は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について、市民への普及啓発を図る。

(7) 県保健医療福祉調整本部への要請

市は、災害の種類や規模により対応が困難な場合は、県保健医療福祉調整本部に対し、必要な医療支援を求める。

(8) 県保健医療活動チーム

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

DPATについては、日本DPAT活動要領の規定を基本とし、県とDPAT指定病院との協定に基づき活動する。

ウ 災害支援ナース

災害支援ナースについては、災害支援ナースの活動要領の規定を基本とし、県と所属施設との協定に基づき活動する。

エ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

DHEATについては、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災地の保健所等を支援するため、DHEAT活動要領を基本として活動する。

オ その他

県は、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、医療救護班（日本赤十字社他）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会によるチーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、日本災害リハビリテーション支援協会チーム（JRAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、その他の災害対策に係る保健医療で活動するチームについて、受入れを調整し、被災地での活動を支援する。

2 後方医療体制の整備

(1) 後方支援体制の整備

ア 市（秋田市保健所）は、医療救護チームによる対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

イ 市（秋田市保健所）は、県や日本赤十字社秋田県支部の医療救護チーム等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

◆資料編 23－1 救急告示医療機関一覧表

(2) 応援医療体制の整備

市および市内災害拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議の上、体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進する。なお、医療施設においては、施設の非常用電源の整備に努めるものとする。

(3) 負傷者の搬送体制の整備

ア 陸上の搬送

市（消防本部）は、道路管理者、警察および関係機関等との連携調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等で災害時に緊急通行車両として使用する可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両として事前に届け出る。

イ 緊急時の搬送

市（防災安全対策課）は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

(4) 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡体制および搬送先等の計画を策定するものとする。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

ア 病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルの作成

病院の防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアル（以下「災害対策マニュアル」という。）を作成

するよう努める。

イ 防災訓練の実施

防災は日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて災害対策マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回以上の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

また、地域の防災関係機関や地域の市民との共同による防災訓練の実施に努める。

(6) 医療機関の設備等の整備

医療機関は以下の設備等の整備に努める。

ア ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

イ 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

ウ メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

3 医薬品の確保

(1) 医薬品等の備蓄

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、「秋田県災害医療救護活動計画」に基づき医療機関および薬剤師会等が主体となって整備する。

市（秋田市保健所）においては、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備を行う。

また、福祉施設はストーマ装具（蓄便袋又は蓄尿袋（パウチなどともいう）およびそれに付随する用具等）の備蓄に努める。

(2) 流通備蓄

災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品および医療機器については、秋田県地域防災計画により、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会および秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）する。

なお、化学物質の中毒症状に用いる医薬品についても、流通備蓄により確保する。

(3) 保管場所

災害時における医薬品等の一時保管場所は、保健センター等とする。

(4) 医薬品等の調達体制

市（秋田市保健所）は、災害時に備え、あらかじめ関係業者との協力体制の確立に努める。

(5) お薬手帳の活用

「お薬手帳」は、災害時に早期の適切な治療に結びつくとともに、救護所等において、被災地の限られた環境（限定された医薬品の種類）で患者の症状に応じた効率的な治療が可能

となり、別の避難所に移動する際にも受診の継続がスムーズになることから、保健所は平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

(6) 血液製剤等の確保

秋田県赤十字血液センターでは、平常時から計画に基づいた献血者の確保に努め、輸血用血液製剤の適正在庫の維持を図る。

(7) 医療用ガスの確保

県保健医療福祉調整本部は、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

4 広域的救護活動

大規模災害の発生等による医師等の不足、又は医薬品、医療資機材等の不足に対応するため、広域医療体制の整備に努める。

(1) 活動体制の整備

ア 市（秋田市保健所）は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。

イ 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。

ウ 県および市医師会等の協力体制の確立に努める。

表 2-21-1 市医師会の連絡先

機関名称	連絡先住所	電話	F A X
一般社団法人 秋田市医師会	秋田市八橋南一丁目 8-5	865-0252	863-3982

エ 市は、近隣市町村と災害時の相互応援協定を締結に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システム（E M I S）

被災した都道府県を越えて災害時に医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的として、国は広域災害救急医療情報システム（E M I S）を構築している。

市は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）を用いて情報収集するほか、必要に応じて入力を行う。

第22節 広域応援体制の整備

計画の方針

市が大規模災害により被災した場合には、市だけですべての対策を実施することは困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

また、県外市町村が被災し、被災都道府県から秋田県に災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と市が協力し、被災都道府県と連携を図り速やかに避難所等の開設など、被災者の受入体制の確保に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 相互応援体制の確立	防災安全対策課、各課	防災関係機関
2 消防機関相互応援協定	消防本部	消防機関
3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等	上下水道局	防災関係機関
4 医療機関の広域応援体制	秋田市保健所	秋田市医師会、医療機関

1 相互応援体制の確立

(1) 本市における協定等の締結状況

現在、国、指定公共機関、地方自治体および民間団体と下記のとおり協定等を締結している。

◆資料編 6－1 国との協定に関する資料

- 〃 7－1 自治体間の協定に関する資料
- 〃 8－1 民間団体等との協定に関する資料
- 〃 9－1 指定公共機関等との協力に関する資料

(2) 市町村間の相互応援

ア 協定の締結

市は、市の地域に関わる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等

について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

ウ 受援計画の整備

広域応援を受ける際に必要となる、受入体制構築のため、受援計画を整備する。

エ 応援職員受入体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

オ 支援体制の整備

市は、他都市との災害時応援協定の締結を踏まえた、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

また、東北地区六都市相互応援協定および中核市相互応援協定の実効性を高めるため、各連絡会議等における平時からの情報共有に努める。

(3) 県等の機関に対する職員派遣の要請およびあっせん

市（防災安全対策課）は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請およびあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

市（防災安全対策課）は、災害時の応急対策等について、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(5) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市（防災安全対策課）は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(6) 他市町村からの被災者の受入体制の整備

市は、市営住宅や民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅等により、他市町村からの被災者の受入体制の整備を図る。

(7) 他市町村からの被災者への支援等

市は、受け入れた被災者について、県と協力して避難所等における生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供に努める。

(8) 民間団体との協力体制の整備

市は、民間事業者との間に応援協定および包括連携協定を締結し、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

2 消防機関相互応援協定

(1) 緊急消防援助隊

市長は、大規模な災害が発生した場合、市および消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、県知事に消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「消防組織法」という。）第44条第1項に基づいた緊急消防援助隊の派遣を要請する。

また、県知事の要請を待ついとまがない場合、消防庁長官は緊急消防援助隊の派遣を決め、必要な措置をとることができる（同第44条第2項）。

これらの措置に十分に対応できるよう、市は平常時から県との連絡体制の確立を図るとともに、受援時の受け入れ体制の整備を図る。

(2) 消防機関間の協定等の締結状況

各消防機関は、災害規模に応じて、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法第39条に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、各消防関係機関等と協定を締結している。

◆資料編5-1 消防関係機関との業務協定等関係資料

(3) 応援要請の整備

市長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援要請が円滑に行えるよう、応援要請体制の整備を行う。なお、消防機関による応援要請は以下のとおりとし、平常時から協定を締結した機関との間で、訓練、情報交換を実施しておく。

ア 「秋田県広域消防相互応援協定」および「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところによる、消防相互応援要請。

イ 火災が多発し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」に基づき、知事を通じて消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動要請。

(4) 秋田市消防応援計画に基づく訓練

市域内に大規模災害が発生し、消防組織法等の規定による緊急消防援助隊など広域消防応援を受ける場合において、応援消防部隊の受入れ体制および対応要領を樹立し、さらには市消防部隊と応援消防部隊との円滑な活動を確保し、応援消防部隊の活動が実効あるものとするため、各種想定に基づく訓練を実施し、計画に習熟する必要がある。

3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

(1) 協定等の締結状況

公共機関その他事業者と相互応援協定等を締結している。

◆資料編 10－1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

(2) 応援体制の整備

電気、電話、ガス、水道等のライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制について必要な応援協定等の締結に努める。

4 医療機関の広域応援体制

(1) 広域医療体制の現況

大規模災害の発生によって、医師等が不足し、又は医薬品、医療資機材等の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要でありその整備を進めている。

(2) 広域医療体制の整備

ア 基本方針

市は、大規模災害時においては医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等との連携および保健医療活動チーム等の配置、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療器材の備蓄等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平常時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」および「秋田県災害医療救護活動計画」に参画し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

イ 具体的な対策

(ア) 災害発生時に必要とする応急医薬品および衛生材料を、常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。

(イ) 秋田県赤十字血液センターのほか、市内の病院は平常時から輸血用製剤の在庫数について情報を共有し、供給の円滑化を図る。

(ウ) 医師会等の関係団体に、衛星通信装置を配備し、災害時の通信機能の強化を図る。

(エ) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県は県内の広域医療体制の整備に努める。

(オ) 県および市医師会等ならびに保健所等関係機関の協力体制の確立に努める。

◆資料編 11－1 医療機関との協定に関する資料

第 23 節

ボランティア活動の推進

計画の方針

大規模災害発生時には、市や防災関係機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。

また、避難所における避難者の生活支援および要配慮者や被災者個人の生活の維持、被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人ボランティアの活動に依拠するところが多い。

このため、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための環境整備を図るとともに、平常時からボランティア活動について広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害ボランティアの活動分野	各課	秋田市社会福祉協議会 県、日赤秋田県支部
2 災害ボランティアの活動への支援	防災安全対策課、福祉総務課	秋田市社会福祉協議会 県、日赤秋田県支部

1 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアとに区別できる。

(1) 一般ボランティア

- ア 炊き出し、給食の配食
- イ 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- ウ 清掃および防疫の補助
- エ 災害支援物資、資材の集配作業および搬送
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- カ 避難所における被災者に対する介護の補助
- キ 献血募集の補助、募金活動
- ク 文化財、記念物および古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- ケ その他被災者の生活支援に関する活動

(2) 専門ボランティア

- ア 災害救援（初期消火、救助、応急手当およびその他支援）
- イ 福祉（手話通訳、介護等）
- ウ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）

- エ 宅地および建築物危険度判定（被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士）
- オ 土砂災害警戒区域の調査（斜面判定士）
- カ 語学・通訳（中国語、韓国語／朝鮮語、英語等）
- キ 特殊車両の操作（大型重機）
- ク ボランティアコーディネート
- ケ その他輸送や無線通信などの応急・復旧活動の支援に必要な専門技術・知識を要する活動

2 災害ボランティアの活動への支援

(1) 災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築することが必要である。

このため市（福祉総務課）は必要に応じて秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

(2) 災害ボランティア活動支援指針の策定

県と関係団体は、大規模災害発生後において、県内外から集まる災害ボランティアを混乱なく被災地に受け入れるとともに、効果的な活動が行われるための支援を含む事項を定めた「災害ボランティア活動支援指針」を策定している。

市（福祉総務課）および秋田市社会福祉協議会は、この指針をもとにボランティア受入体制の確保に努める。

(3) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

秋田市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターの迅速な設置や、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、同協議会が作成した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」について、関係者等に周知するとともに、訓練等を通じて逐次見直しを図る。

災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、現地災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会）との役割分担等を定めておく。

市は、災害ボランティア設置・運営に関する訓練に協力・支援する。

(4) 災害ボランティア活動の環境整備等

ア 活動支援拠点

市（福祉総務課）は、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、ボランティアの受付、ボランティアニーズの把握と振

り分けなど、災害ボランティア活動の支援を行う災害ボランティアセンターの設置場所についてあらかじめ定めておく。

(ア) 災害ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会と連携し、市庁舎あるいは秋田市老人福祉センター（秋田市社会福祉協議会）等近隣の公的施設内に災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市社会福祉協議会と市の役割分担

市社会福祉協議会は、ボランティアの受付や登録、派遣等主体となって災害ボランティアセンターの運営を行う。

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう以下の支援を行う。

- ・活動拠点の提供
- ・資材・機材・設備等の提供
- ・被害状況等の情報提供
- ・連絡会議等による情報共有
- ・ボランティア保険の加入促進
- ・ボランティアに対する活動費用の負担

イ 活動拠点の整備

市は、NPO・ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊および休憩などの場となるボランティアの活動拠点の用意に努める。

また、市が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、県と協議の上、活動拠点となる県有施設の提供を受ける。

ウ 災害ボランティア活動の環境整備

市（福祉総務課）は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、NPO・ボランティア団体等のリーダーの育成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進し、併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討する。

なお、災害ボランティアセンターでは、ICTの運用により、災害ボランティアの進捗管理の効率化を図る。

エ 受援体制の強化

市が被災した際、円滑に災害ボランティアを受入れ支援活動を活かすため、地域および市民が様々なボランティアを受け入れる環境や知恵（「受援力」）を強化する取組を行う。

第24節 防災都市づくりの推進

計画の方針

災害が発生した場合、大きな被害が予想される住宅等密集地に対しては、建築物の不燃化や土地区画整理事業等を推進するとともに、新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備手法による開発指導を行う。

また、建築物の耐震不燃化の推進、オープンスペース等の整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」（防災都市づくり）に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市計画に基づく防災化	都市計画課、秋田駅東地区土地区画整理工事事務所、上下水道局	
2 オープンスペースの整備	農地森林整備課、公園課	
3 道路・橋梁等の整備	道路建設課、道路維持課	秋田河川国道事務所、東日本高速道路(株)、秋田地域振興局建設部
4 河川等の整備	農地森林整備課、道路建設課	秋田河川国道事務所、秋田地域振興局建設部
5 海岸保全、港湾施設の整備	商工貿易振興課	(国)秋田港湾事務所、(県)秋田港湾事務所

1 都市計画に基づく防災化

(1) 地域指定による規制

市は、市街地における火災の危険を防除するため、建築物が密集し多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域および準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。

ア 防火地域

集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」等、都市防災上の観点から特に必要と考えられる地域について指定する。

イ 準防火地域

防火地域以外の商業地域、近隣商業地域および建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定する。

(2) 面的整備事業等による安全な市街地の整備

木造家屋が密集している既成市街地等については、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の耐震化や不燃化、道路、公園、下水道などの総合的整備を実施し、都市の防災化に努める。

ア 市街地再開発事業の推進

建物の密集や老朽化等の進んだ既成市街地において、市街地再開発事業により、土地の高度利用化や公共施設の整備拡充を図り、都市機能の更新・強化を進めるとともに、耐震機能などを備えた建築物整備を含む事業化を積極的に推進し、安全で住み良い市街地への転換に努める。

イ 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業の推進や地区計画制度の運用等により、道路、公園、下水道との公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備を進める。

2 オープンスペースの整備

市（公園課、農地森林整備課）は、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、都市公園の再整備等を計画的に進める。さらに、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

(1) 公園・緑道の整備

都市公園における災害時の防災拠点空間として、防災施設の設置スペースの確保など災害対応機能の強化推進を図る。

(2) 緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地に市街化抑制機能を求め、重点的に保全又は緑の都市空間として整備する。

また、その他残存する農地等については、農業的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図るべき地域の区別を明確にして、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての保全を図る。

3 道路・橋梁等の整備

(1) 道路施設の整備

市（道路建設課、道路維持課）および他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路施設について危険箇所および迂回路を調査して、逐次改良および補修を実施するよう努める。

(2) 橋梁の補修等

市（道路維持課）は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋

梁の点検や補修・補強工事等の実施を徹底する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、市（道路建設課、道路維持課）は、橋梁の新設や架け替えに当たり、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

4 河川等の整備

河川は平常時、都市部における身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりではなく、震災時、河川敷は貴重なオープンスペースとしての役割を担っており、避難地・避難路としての積極的な活用を図る。

市および他の河川管理者は、河川管理施設等の点検や、風水害等による被害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行い、被害防災に努める。

また、地震に対しては、河川管理施設等の「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断の実施や、耐震性向上の検討を行い、診断結果等を踏まえて重要度に応じて耐震補強等を推進する。特に、地震による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の二次災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良や地震に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための堤防の耐震性向上を図る。同時に河川水を緊急時の消火・生活用水として用いるため、車両のアクセスを確保する河川整備を実施する。

ため池等については、受益者の協力および県の支援を得て、災害防止対策の整備を推進する。特に地震に対しては、受益者の協力のもとにため池等に係る詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、県の支援を得て耐震事業化を進める。

5 海岸保全、港湾施設の整備

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設を整備し、津波、高潮および波浪等から海岸や後背地を保護する。

(2) 港湾施設

ア 整備概況

区 分	名 称	所在地	備 考
重要港	秋田港	秋田市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航

イ 公共岸壁の整備状況

(令和6年4月現在 単位：バース)

名称 \ 水深									
	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m
秋田港	2	1	8	1		8	2	5	2

ウ 港湾施設の整備・管理

(ア) 港湾整備

大水深の泊地や航路を整備するとともに、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。

(イ) 避難対策施設等

港湾内に、オープンスペースを確保し、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地等とする。

(ウ) 施設の安全管理の内容

各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

また、港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第25節 道路・橋梁等の強化対策

計画の方針

近年の震災では、避難路や救助、救急、消火活動および緊急物資の輸送路として重要な役割を担う道路橋梁の被災により、応急対策活動が妨げられ、地域社会が大きな影響をうけた事例が多い。そのため、災害に強く、信頼性の高い、道路網および橋梁の整備が強く求められていることから、適切な幅員を持つ幹線道路により、都市の骨格的道路網を計画的に形成するとともに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施する。なお、場所によって地形、地質および地盤等の自然条件が大きく異なり、道路施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していく。

市は、地震や豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検および施設の整備を計画的に実施するとともに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

また、橋梁においては、パトロール等により異状箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図るとともに、既設橋梁については、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画（令和5年10月）」に基づき、計画的に補修・補強の実施を進める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 道路・橋梁施設等の現況	道路維持課	
2 道路施設の改良等	道路維持課、道路建設課	秋田河川国道事務所、 東日本高速道路(株)、 秋田地域振興局建設部
3 橋梁の整備	道路維持課、道路建設課、農地 森林整備課	同上（各道路管理者）
4 トンネルの整備	道路維持課、消防本部	同上（各道路管理者）

1 道路・橋梁施設等の現況

(1) 現況

市域における国、県、市が管理する道路は、平時からの適切な維持・管理に努めるとともに、災害等に対処するための計画的整備が進められている。

風水害等による道路の被害は、落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、なだれ、土石流等が予想される。地震による被害は、沖積層地域では亀裂、陥没、沈下隆起が、高盛土部では地すべり、崩壊が、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、また沿岸部には液状化の発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、長寿命化を目的とする補修・補強の実施が必要なものがある。

また、路線の重要度等に応じて現行の耐震基準に対応する耐震補強の実施が必要なものもある。なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

表 2-25-1 道路・橋梁の状況

(令和6年12月末現在)

区分	管理区分	道路延長(km)	橋梁数
国道	国	46.9	36
県道	県	338.0	220
市道	市	2,030.5	711
高速道路	東日本高速道路(株)	30.6	23

また、トンネルの現況については、表 2-25-2 のとおりである。構造上の特殊性から、大規模な災害に発展する危険性があるため、平常時から施設の点検等に努める。

表 2-25-2 トンネルの現況

(令和6年12月末現在)

区分	管理区分	路線名	名称(延長)
国道	国	一般国道7号	中村トンネル(107m)、 勝平はまなすトンネル(355m)
県道	県	秋田北野田線	秋田中央道路トンネル(2,015m)
		秋田雄和本荘線	田代峠トンネル(298m)
		秋田昭和線	手形トンネル(276m)
		秋田空港線	雄和トンネル1号(63m)、雄和トンネル2号(99m)
		秋田御所野雄和線	樁台地下道(169m)
市道	市	竹の花藤森線	平尾鳥トンネル(160m)
		五百刈沢隧道線	五百刈沢隧道(85m)
		山手台1号線	山手台フォレストパス(229m)
		秋田環状2号線	千秋トンネル(189m)
		神内大又2号線	黒崎森隧道(275m)
		中の沢線	小又沢トンネル(45m)

2 道路施設の改良等

市(道路維持課、道路建設課)および他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他応急措置を実施するための緊急輸送道路等の安全性、信頼性の向上を図るため、継続的道路防災点検および施設の改良等を計画的に実施する。

(1) 道路全体の点検および対策工事

ア 維持補修および改良

市（道路維持課）は、災害による被害の軽減を図るために、防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための調査、測量等を実施し、対策工事を行う。

イ 道路防災点検の実施

市（道路維持課）は、道路防災点検結果に基づく継続的点検と施設の整備を計画的に実施する。

道路防災総点検項目（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）としては、落石、崩壊、岩石崩壊、地すべり、なだれ、盛土、擁壁などがある。

ウ 災害防止対策

市（道路維持課）は、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

市は、各道路管理者と連携して道路ネットワークの整備を実施するものとし、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定する。

ア 緊急輸送道路の整備

市（道路建設課）は、緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

イ 市街地の道路整備

市（道路建設課）は、市街地を形成する道路の整備を推進する。

ウ 電線類の地中化

市（道路建設課）は、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

エ 情報連絡施設・体制の整備

市（道路維持課）は、応急対策、通行規制および情報収集・提供を迅速に行うために必要となるパソコン、移動電子端末等を活用した情報連絡施設・体制等の整備に努める。これらの整備計画は国の指導、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

(3) 迂回道路の調査

市（道路維持課）は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備える。

3 橋梁の整備

市（道路建設課、道路維持課、農地森林整備課）は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、定期的な橋梁点検をもとに必要に応じ修繕や耐震補強工事等を実施する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、緊急度の高いものから順次耐震補強を含めた対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、現行の耐震設計基準に準拠し整備を行う。

(1) 橋梁等の点検整備

ア 日常点検の実施

市（道路維持課、農地森林整備課）は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。パトロール等により異状箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施するとともに、応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

イ 橋梁の補修計画

市（道路維持課）は、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画（令和5年10月）」に基づき、整備の促進を図る。

(2) 橋梁等の耐震性能と対策工事

ア 耐震性の評価

市（道路維持課、農地森林整備課）は、架橋年次や構造形式、路線の重要度等に応じ、対象となる橋梁の耐震性の評価を行い、耐震補強等の対策を計画的に実施する。

イ 対策工事の実施

耐震補強等が必要な橋梁については、「道路橋示方書」（公益財団法人日本道路協会）に基づく耐震性能の確保を目的に、下部工の補強、支承の取替、沓座の拡幅、落橋防止装置の設置などを行い、必要に応じて架替等を実施していく。

ウ 基準に基づいた耐震設計

新設橋梁については「道路橋示方書」に基づいて耐震設計を行う。

また、老朽橋についても、この基準により架替を行う。

表 2-25-3 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	道路管理 第二課	秋田市山王一丁目 10-29	864-2292	864-2556
東日本高速道路(株) 東北支社	秋田 管理事務所	秋田市上北手古野大繋沢 30-2	826-1700	826-1703
秋田地域振興局 建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826
秋田中央警察署	交通課	秋田市千秋明德町 1-9	835-1111	835-1111 (内 412)
秋田臨港警察署	交通課	秋田市土崎港西三丁目 1-8	845-0141	845-0141 (内 419)
秋田東警察署	交通課	秋田市上北手百崎字内山 60-2	825-5110	825-5110

4 トンネルの整備

(1) トンネルの整備

ア 安全点検調査の実施

市（道路維持課）は、トンネルの安全点検調査を実施する。

イ 補強工事の実施

市（道路維持課）は、補強等の対策を必要とする箇所を指定し、補強工事を実施する。

ウ 訓練の実施

市（消防本部）は、トンネル災害を想定した各種訓練を関係機関と連携を図り、実施する。

第 26 節

農業災害対策

計画の方針

市は、ほ場整備等の農業施設設備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

また、地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性の向上に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 農地および農業用施設等の整備	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区
2 農地および農業用施設等の災害予防対策	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区
3 農作物等の対策	農業農村振興課、園芸振興センター	
4 体制の整備	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区

1 農地および農業用施設等の整備

(1) 農地および農業用施設の現況

農村部は、労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地および農業用施設の維持管理が不十分な状態となり、施設等が老朽化しているものがある。

(2) 農地および農業用施設の整備

ア 市（農地森林整備課）は、老朽化した頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設の整備促進を図るとともに農地および農業用施設の改良や改善の指導を行う。

イ 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。

2 農地および農業用施設等の災害予防対策

(1) 防災措置等

市は、次のとおり農地、農業用施設等の災害予防対策を推進する。

ア 風水害による被害の防止

洪水、土砂災害、湛水等から農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進める。

また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等、総合的に農地防災事業を推進し、被害発生未然防止を図る。

◆資料編 34－1 農用地等湛水危険箇所表

イ 地震による被害の防止

(ア) 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場等は、耐震性調査実施の検討を行い、調査の結果により、必要に応じて貯水制限などの使用制限により安全使用に努めるほか、補強、改修を実施し震災対策を図る。

(イ) 市および県は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。

また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。

(ウ) 地震によって水田に亀裂が発生したり、農業水利施設等に被害が出たりした場合は、水不足等によって農作物に大きな影響が出る。この場合には亀裂部周囲への盛土、応急ポンプによる用水手当などによって被害の防止、軽減を図る。

3 農作物等の対策

(1) 農作物等の現況

農作物の豊凶は、気象条件によって大きく左右されるので、農業気象情報の周知と予防対策に努めている。

(2) 予防対策

ア 農業気象情報の周知徹底

市（農業農村振興課）は、定期的に農業気象情報等（作況ニュース等を含む）を農業従事者等へ周知し、緊急を要する冷霜害等に関する気象情報は、報道機関等の協力を得るなど速やかに伝達できる体制を確立し、予防対策の徹底を図る。

イ 農業技術指導等

市（農業農村振興課）は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件に対応した農業技術等向上のための指導に努める。

4 体制の整備

市は、災害時に備え、平常時から次の体制を整備しておく。

(1) 施設の点検

台風や豪雨、震度４以上の地震が発生した場合は、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、農業用ため池等の緊急点検を行う体制を整備する。

(2) 連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝達され、また、市から土地改良区等への情報伝達が確実に行われるよう、緊急連絡体制を整備する。

イ 防災気象情報、地震情報の収集・連絡

大雨警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報、津波情報および被害情報の収集・伝達を迅速に行う体制を整備する。

(3) 避難誘導体制の整備

危険と認められる箇所については、市民に対する避難情報の発令等を行うとともに、適切な避難誘導ができるよう体制を確立しておく。

第27節 上水道施設の強化対策

計画の方針

災害の発生に伴う断・減水を最小限にとどめるため、市は、施設面の災害予防対策を実施する。また、応急対策を円滑に実施するため、平常時から災害時の連絡体制の整備、災害対応資機材の確保、防災広報活動に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水道施設の整備	上下水道局	
2 応急体制の整備	防災安全対策課、上下水道局	

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。秋田市には、主要施設として浄水場5箇所、配水場8箇所があり、令和5年度末現在の給水人口は295,906人（行政区域内普及率99.7%）である。

また、新規構造物については「水道施設耐震工法指針」（社団法人日本水道協会、2022）による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。

(2) 水道施設の防災性の強化

水道施設の建設に際しては自然災害を受けにくい地形、地質および強固な地盤の地区を候補地とし、施設の設計に当たっては、災害に耐えることができる構造とする。また、水道施設の安全性を強化するため、老朽施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

ア 取水導水施設

取水導水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。

イ 浄水・送水施設

施設の適切な維持管理を行い、計画的な更新・補強を実施する。

仁井田浄水場については、更新に合わせ耐震化や浸水対策を実施する。

ウ 配水施設

経年管の取り替えを推進し、すべての配水管を対象として、耐震性を含めた強化を図る。

また、災害に強い上水道の構築を目指し、市内を60のブロックに分割する「配水ブロック化」を進めている。これにより、漏水箇所の迅速な復旧や、断水範囲の最小化、災害時における水の相互融通、水圧・水量・水質など配水状況の詳細な把握が可能となる。令和

5年度末現在で47ブロックの整備が完了しており、引き続き整備を進めていく。

(3) 予備電源（非常用発電機）の整備

豊岩浄水場、俄沢浄水場、俄沢第一水源地、松湊浄水場、御所野配水場、雄和ポンプ場、雄和高区配水場、清水木ポンプ場、手形山団地ポンプ場、キャンパスタウン自由が丘ポンプ場、椿川送水ポンプ場、椿川配水ポンプ場に非常用電源を設置しており、その他については可搬式の非常用発電機を運搬し対応する。

市は、定期的に予備電源の整備点検を実施するとともに、適切な保守に努める。

2 応急体制の整備

災害により水道施設が被災した場合に備え、市では、秋田市上下水道局災害対策実施計画等を策定し、計画に基づき円滑な応急給水と迅速な復旧を実施する。

また、災害への対応を適切に行うためには、平常時からの訓練や職員の意識啓発が重要であるため、効果的な訓練を実施するとともに、計画や要領の見直しを行っていく。

(1) 応急給水体制と資機材の整備

ア 応急給水体制の整備

災害により水道施設が被害を受けた場合、住民が必要とする最少限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 資機材の確保

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の確保に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平常時から飲料水等の確保などについて広報する。

(4) 職員に対する教育・訓練

災害発生時における的確な防災対応を確保するため、定期的な防災訓練や研修会を実施する。訓練内容は以下のとおりとする。

ア 防災訓練

市が防災関係機関と協力し行う訓練

イ 情報の収集伝達訓練

拠点施設間を中心とした無線による情報伝達訓練

ウ 職員の参集訓練

交通手段の使用を制限し、勤務時間内外の条件を加味した訓練

エ 初動業務訓練

拠点施設における初動業務マニュアルの実施訓練

第 28 節

下水道施設の強化対策

計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるため、市は、下水道(以下農業集落排水を含む)施設の耐震性等の強化とともに、資機材の整備や関係機関との協力体制の整備を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 下水道施設の整備	上下水道局	

1 下水道施設の整備

(1) 下水道施設の現況

下水道は、トイレの水洗化による生活環境の改善や浸水対策など、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で欠くことのできない施設であるほか、河川等の公共用水域の水質保全にも資するものである。

令和5年度末現在の下水道施設等(公共下水道・農業集落排水・浄化槽)の普及率は98.9%である。

(2) 下水道施設の強化

ポンプ場、終末処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、不良部分については清掃、補修および改良に努め、災害等による機能のマヒを最小限にとどめる。

ア 管渠の補強整備

市(上下水道局)は、定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改築等を行う。

(ア) 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものを補強するとともに、幹線管渠等については耐震化を図る。

(イ) 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。
特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

(ウ) また、改良土による埋め戻し等、液状化防止に有効な施工方法を採用する。

イ ポンプ場、終末処理場等

市(上下水道局)は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(ア) ポンプ場および終末処理場等と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した

箇所は速やかに補強する。

- (イ) 設計に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会編，2019）に基づいて行う。
- (ウ) 耐震対策に当たっては、「下水道の地震対策マニュアル」（社団法人日本下水道協会編，2014）および「下水道施設の耐震対策指針と解説」（社団法人日本下水道協会編，2014）に基づいて行う。
- (エ) 浸水が想定されるポンプ場や終末処理場は、災害発生時に施設の機能を確保するため、防水扉や止水壁の設置および耐水性の高い機器への更新などの耐水化を行う。

(3) 予備電源（非常用発電機）の整備

仁別浄化センター、雨水排水ポンプ場2箇所（明田、山王）、汚水ポンプ場12箇所（八橋、川口、土崎、中島、馬場、御野場、新屋、牛島、外旭川、広面、仁井田、金足）および農業集落排水処理施設6箇所（岩見三内中央、下三内、赤平、向野、新波、種平）では、停電時に備えて予備電源（非常用発電機）を整備しており、停電時には予備電源が自動的に起動し、機能停止による排水不能が生じないように設定されている。市は、定期的に予備電源の整備点検を実施するとともに、適切な保守に努める。

第 29 節 電力施設の強化対策

計画の方針

災害発生時における電力供給ラインを確保するため、平常時から耐震性の確保等、電力施設の強化を進め、地震、台風、洪水、雷害、塩害等の災害による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 電力施設の現況		東北電力ネットワーク（株）
2 電力施設の予防対策		東北電力ネットワーク（株）

1 電力施設の現況

(1) 変電設備

耐震設計は、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」（社団法人日本電気協会、JEAG5003-2019）により実施している。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器および建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設けたりするなど、浸水を防止する対策をとっている。

(2) 送電設備

ア 架空電線路

「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電気設備に関する技術基準を定める省令」という。）」（令和 5 年改正）に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

「変電所等における電気設備の耐震設計指針」等に基づき設計を行う。

(3) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備に関する技術基準を定める省令に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある管路を採用するなど、耐震性に配慮した設計を行う。

2 電力施設の予防対策

各施設の耐災害性強化および被害軽減のための諸施策を実施し、地震や風水害による被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

市は、県、電気事業者および電気通信事業者等が実施する、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策としての事前伐採等の予防保全対策への協力に努める。

(1) 風水害に対する設備の強化および保全

ア 発電施設

- (ア) 構築物、附属設備および防護施設を整備する。
- (イ) 耐雷遮へい、避雷器の適正更新および耐塩対策を強化する。
- (ウ) 重点系統保護継電装置を強化する。

イ 送配電設備

- (ア) 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見および早期対策を講ずる。
- (イ) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- (ウ) 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- (エ) 各種避雷装置等の増強により耐雷対策および耐塩対策を強化する。

ウ 通信設備

- (ア) 主要通信系統のループ化に努める。
- (イ) 移動無線応援体制を強化する。
- (ウ) 無停電電源および予備電源を強化する。

(2) 設備の耐震性の強化

ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。

イ 地震により不等沈下や地すべりなどのおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。

ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤地域を避ける。

(3) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施）する。

(4) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材および輸送力を確保する。

(5) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。
- イ 各防災関係機関の実施する訓練へ参加する。

(6) 設備の維持管理

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき「保安規程」を定め、定期巡視および特別の巡視を実施し、不具合設備については、発生の都度改修を行うなど災害時における不測の事故防止を図る。

ア 定期巡視

全設備について定期的に巡回し、設備の不具合箇所は、発見の都度改修する。

イ 災害時における事故防止

地震時には、設備の異常有無確認のため、目視による点検を随時実施する。

第30節 ガス施設の強化対策

計画の方針

災害発生時におけるガス供給ラインを確保するため、平常時から浸水防止対策、代替施設の確保および系統のブロック化等を進め、施設の耐震性の確保を実施するなど、風水害や地震による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

また、災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに防災訓練を実施する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市ガス製造施設等		東部ガス(株)
2 LPガス		LPガス製造施設等

1 都市ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における都市ガスの事業者は1事業者（東部ガス(株)）で、総世帯の約60%（令和5年12月31日現在）に対してガスを供給しており、地震災害による施設の被害を防止するため、各施設の耐震化の向上を図っている。

◆資料編17-3 都市ガス

ア 製造設備

製造設備については、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事業法」という。）、消防法、建築基準法および「製造設備等耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。さらに、施設の耐震機能を維持するため、点検基準を作成し、これにより点検整備を実施している。

イ ガス導管

導管については、ガス事業法、「中低圧ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）および「高圧ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。導管にはプラスチックライニング鋼管（PLP）、ならびにポリエチレン管等を採用し、耐震化を図っている。

また、大規模地震の際に、ガスの供給を継続すると二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対しては、ガスの供給を継続するために、導管網のブロック化を採用している。

ウ 構造設備

構造設備については、ガス事業法、消防法、建築基準法、および「ガス工作物技術基準・

同解釈例」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき設計、施工する。

(2) 予防対策

ア 都市ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程にしたがってガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても耐震性の強化を推進する。

イ 資機(器)材の整備

災害の拡大防止、災害応急復旧のための資機(器)材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

(ア) 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員および施設の応急復旧等災害発生時の災害応急活動の迅速確実な体制の確立を図る。

(イ) ガスによる二次災害を防止するため、平時からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

エ 災害対策体制の強化

都市ガス施設の管理者は、移動無線通信体制および防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

2 LPガス

(1) 施設の現況

LPガスは、一般家庭用や飲食店の使用となっており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。市内には製造所(充てん所)、オートガスタンド、貯蔵施設などの設備が設置されている。

◆資料編 17-4 LPガス

(2) 予防対策

LPガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県および事業者との協力・連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア LPガス施設および設備の維持管理

(ア) 地震対策用安全器具の普及

LPガス消費設備については、地震時に一般家庭のLPガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具(マイコンメーター)の普及促進を図る。

(イ) LPガス集中監視システムの普及

LPガス販売事業者が地震時にLPガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 資機材の整備

LPガス販売事業者等は、災害の発生による被害の拡大防止、災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

ウ 教育訓練の実施

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガス漏えい時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

エ 事業者間の相互応援体制の整備

ＬＰガス販売事業者等は、地震や風水害時にＬＰガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、ＬＰガス販売事業者等の相互応援体制の整備を図る。

オ 危険時の実施措置

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガスによる災害の防止又は災害時のＬＰガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(ア) 危険時の通報

ＬＰガス製造所又はＬＰガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに消防署および防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

(イ) 緊急措置

災害発生防止のため必要があるときは、緊急時対応業務を速やかに実施し、県等に連絡する。

第 31 節 電話施設の強化対策

計画の方針

災害発生時にも重要通信を確保できるよう、通信施設等においては、耐水、耐風、耐雪、耐震等の構造にするとともに、火災等に比較的弱い架空ケーブルは地下化を推進するなど、災害時に通信障害が発生しないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般加入電話		東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDD I（株）
2 携帯電話		（株）NTTドコモ、au（KDD I（株））、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）

1 一般加入電話

(1) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本（株） 秋田支店）

ア 通信設備の現況

NTT東日本（株）（秋田支店）では、各交換所間の中継回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信確保のため、必要により臨時回線や臨時公衆電話の設置に必要なポータブル衛星通信車を配備している。

イ 予防対策

NTT東日本（株）（秋田支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 建物および局内外設置

施設を災害から防護するため、電気通信設備および建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造としている。

(イ) 災害時に備えての通信の確保

- a 通信の途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成とする。
- b 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器および資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。
- c 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

(ウ) 災害時措置計画

災害時等において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置および運用措置に関する措置計画を作成する。

(エ) 災害時の広域応援等

- a 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器および資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。
- b 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置および社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

(オ) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、秋田市総合防災訓練をはじめとする地方自治体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）

ア 通信設備の現況

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項の通信網の整備を行っている。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成としている。
- (イ) 主要な中継交換機を分散配置している。
- (ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築している。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進している。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置している。

イ 予防対策

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所および数量を定め、必要に応じて器機および車両等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

- a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- b 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および車両等の種類および数量、ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- c 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

(3) KDDI株式会社（東北総支社）

ア 通信設備の現況

(ア) 大規模災害に備えて、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

(イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、車載型基地局、移動電源車、非

常用発電機の配備等を実施している。

- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を該当部門が作成し、早期の復旧を図る。

イ 予防対策

KDD I（株）（東北総支社）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所および数量を定め、器機および車両等を配備するとともに、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に備える。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

b 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類および数量ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用指揮時等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(エ) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国および地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

2 携帯電話

(1) 株式会社N T T ドコモ（東北支社秋田支店）

ア 通信設備の現況

- (ア) 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。
- (イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行っている。
- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

イ 予防対策

株式会社N T T ドコモ（東北支社秋田支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所および数量を定め、必要に応じて機器および車両等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

b 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類および数量、ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(2) a u (K D D I 株式会社 (東北総支社))

「1 一般加入電話 (3) K D D I 株式会社 (東北総支社)」参照

(3) ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所)

ア 通信設備の現況

(ア) 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

(イ) 災害が発生した場合に通信を確保するために、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を行っている。

(ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図り、実施している。

イ 予防対策

ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所) では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器又は車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

c 災害時対策用資機材について、整備点検を行い、非常事態に備える。

d 非常事態に備え、食料、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

(4) 楽天モバイル株式会社（東日本エリア本部）

ア 通信設備の現況

- (ア) 災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐震、耐火対策をその重要性等を鑑み防災設計を行っていく。
- (イ) 災害が発生した場合において通信を確保するため、主要な伝送路の多ルート構成、主要な中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化の推進および主要な電気通信設備における必要な予備電源の設置等を実施する。
- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置および網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

イ 予防対策

楽天モバイル株式会社（東日本エリア本部）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器又は車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保

- a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- c 災害時対策用資機材について、整備点検を行う非常事態に備える。
- d 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。

第32節 鉄道施設の強化対策

計画の方針

各鉄道事業者は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、防災体制等の確立を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 鉄道施設の現況		東日本旅客鉄道(株)
2 鉄道施設の予防対策		東日本旅客鉄道(株)

1 鉄道施設の現況

鉄道事業者は、災害から鉄道施設を防護するため、路線諸設備の点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

また、地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害の軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 鉄道施設の予防対策

(1) 施設の維持管理・補強措置

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性および災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替えなどの事業を推進する。

ア 施設、設備の点検

耐震補強を推進するとともに、ルールに基づき点検を実施する。

イ 橋梁の維持補修

ウ 河川改修および橋梁の改良

エ のり面、土留の維持補修

オ 落石防止設備の強化

カ 空高不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

キ 駅舎等建物の維持補修

ク 駅舎の安全性強化

(ア) 定期的な巡回、点検を実施し、駅舎の安全の確保を図る。

(イ) 建物の位置、構造については、建築基準法その他の関係法令に基づき耐震性上の安全

の確保を図る。

- ケ 路線周辺の環境変化に応ずる災害予防の強化
- コ 台風および豪雨時等における線路警戒体制の確立
- サ 車両避難計画等に基づく車両の浸水被害の軽減
- シ 鉄道施設の浸水被害の軽減
- ス その他防災上必要な設備の改良

(2) 警戒体制の確立

台風および強風時等における路線警戒体制を確立する。

(3) 列車の防護

- ア 災害（東日本旅客鉄道株式会社では、運転規則の発令基準を超えた地震）が発生したときは、定められた運行規制を行い、列車の安全を確保する。
- イ 乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

(4) 防災訓練の実施

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。

(5) 資機材の整備

早急な運転再開を図るため、平常時から必要な資機材を整備する。

(6) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、行政機関および報道機関が、それぞれの機関および機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保するよう努める。

(7) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第33節 緊急輸送の環境整備

計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路および輸送手段等の確保について、あらかじめ環境の整備に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 陸上輸送の環境整備	防災安全対策課、各課	各道路管理者、各警察署、 秋田県トラック協会、 バス運送機関
2 航空輸送の環境整備	防災安全対策課	(県)総合防災課消防保安室
3 海上輸送の環境整備		(国)秋田港湾事務所、 (県)秋田港湾事務所

1 陸上輸送の環境整備

(1) 緊急輸送道路

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察署は、緊急輸送道路における交通信号機等の地震対策および停電対策、交通管制施設の整備を行う。

第1次緊急輸送道路 ネットワーク	県庁所在地、地方都市および重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路 ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路 ネットワーク	その他の道路

◆資料編 24-3 緊急輸送道路ネットワーク図

(2) 集積場所・輸送拠点

市は、災害時における物資の受入れ、一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を進める。

(3) 緊急輸送自動車の確保

市（防災安全対策課）は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

ア 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、円滑かつ効率的な活用ができるよう常時点検整備に努める。

イ 民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関およびその他の関係事業所と緊急時の車両等供給体制の整備に努める。

ウ 緊急通行車両等の事前届出

防災活動に従事する者で、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、緊急通行車両および規制除外車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出る。

なお、市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知および普及を図る。

(ア) 事前届出の対象車両

- a 災害時において、「防災基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方自治体の長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定公共機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(イ) 規制除外車両事前届出の対象車両

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(ウ) 手続が不要な車両

災害対策に従事する自衛隊等で、特別のナンバープレートを有している車両は、事前

届出や標章交付の手続きが不要となる。

(エ) 事前届出に関する手続き

a 申請者

緊急通行に係る業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）

b 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部および警察署経由）

c 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）、当該車両の自動車検査証の写し、緊急通行車両確認申出書（規制除外車両については規制除外車両事前届出書）2通

d 証明書等の交付

申請者は検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章と緊急通行車両確認証明書および規制除外車両事前届出済書の交付を受ける。

2 航空輸送の環境整備

(1) ヘリポートの整備

航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

(2) 臨時ヘリポートの設定

ア 設定基準

- | |
|--|
| 1 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。 |
| 2 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。 |
| 3 ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m/s の横風が発生するのでその風圧を考慮すること。 |

◆資料編 24－4 臨時ヘリポート設定基準

イ 設置予定地

県では、市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポートの適地を毎年調査し、臨時ヘリポートの予定地の確保に努めている。

市は、設置予定地について、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

◆資料編 24－5 臨時ヘリポート設定場所

(3) 物資集積場所

災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による物資の輸送・集積場所を設置する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

3 海上輸送の環境整備

台風や季節風に伴う強風や高波は、港湾・漁港の諸活動に大きな影響を与えるほか、しばしば船舶や港湾施設に被害をもたらす。

また、海岸においても同様に高波・高潮により海岸線が後退したり、家屋や農地が浸水等の被害を受けることがある。

したがって、防波堤、消波堤、護岸等の施設整備を促進し、港湾や漁港における災害を防止するとともに海岸の保全管理に努める。

また、港湾内にある緑地等については、災害時の避難場所としても活用できるよう防災面も考慮した上で整備を図る。

(1) 施設の現況

秋田港は、長距離カーフェリーや外貿コンテナ船が就航し、物流拠点港として重要な役割を担っている。

(2) 港湾施設の整備

大規模な地震が発生した場合、被災直後の緊急物資、避難者および支援活動資機材・人員の海上輸送や緊急物資等の輸送終了後、被災した港湾施設が復旧するまでの間の最小限の港湾機能を保持するための整備を図る。

ア 耐震強化岸壁の整備

災害時における緊急物資の海上輸送を確保するため、県内最大の物流港である秋田港では、寺内ふ頭岸壁（-7.5m）1バースを耐震強化岸壁として改良している。

また、秋田港飯島地区-11m岸壁の供用に向けた関連施設の整備を図る。

イ 訓練の実施

耐震強化岸壁および背後のふ頭用地を利用した緊急物資輸送に備え、受入れ体制を確立させるとともに、必要に応じて訓練を実施する。

(3) 施設の安全管理

港湾内には、石油等危険物の貯蔵・輸送施設などが設置されており、災害時に大規模な二次災害を引き起こす可能性があることから、各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤等の資機材を確保する。

(4) 避難対策施設の整備

港湾内には、緑地等から構成される多目的に利用可能なオープンスペースを確保し、被災した市民の避難用地、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地とする。

第34節 給水体制の整備

計画の方針

被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水、生活用水および消火用水を供給できるよう体制の整備を進めるほか、家庭内備蓄の協力や応援体制の構築を図る。

また、給水用具の調達および応急給水拠点、取水拠点の適正配置に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 給水目標	上下水道局	
2 飲料水等の確保	防災安全対策課、上下水道局	
3 応急給水資機(器)材の整備	上下水道局	
4 応援協力体制の整備	上下水道局	

1 給水目標

(1) 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。新規構造物については「水道施設耐震工法指針」による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。主要施設は浄水場5箇所、配水場8箇所である。これらにより、被災から3日間は、飲料水として1人1日当たり3リットル、また、4日目以降は、生活用水を含めて1人1日当たり20リットルを供給する体制の整備に努めている。

◆資料編 28－1 給水区域および主要施設配置図

〃 28－2 浄水場・主要配水場一覧表

〃 28－3 小規模水道一覧表

2 飲料水等の確保

被災者の飲料水確保のため応急給水拠点、取水拠点の拡大を図るとともに、給水用具の充実を図る。

(1) 応急給水拠点施設の整備

市(上下水道局)は、災害時には、導水管や送水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、市民の生命維持のため、配水場等の既存施設の有効活用や、応急給水施設(応急給水栓や緊急貯水槽等)を整備することにより、必要な飲料水の確保に努める。

◆資料編 28－4 応急給水施設一覧表

(2) 応急給水施設の維持管理

市（上下水道局および防災安全対策課）は、避難市民等の飲料水、生活用水および消火用水を確保するため、応急給水施設の維持管理に努める。

(3) 市民への啓発

市（防災安全対策課）は、市民が非常時に備えた飲料水の確保（3日分）に努めるよう啓発を行う。

また、災害に備え、各家庭において容量10～20リットル程度のポリエチレン容器等を常備しておくよう、市民に周知徹底を図る。

(4) 事業所への備蓄指導

市は、事業所に対し、地域における一員として、従業員およびその家族、さらには地域住民に配慮した備蓄を行うよう啓発に努める。

3 応急給水資機（器）材の整備

市（上下水道局）は、災害による水道施設の損壊・汚染等によって、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機（器）材の備蓄・更新ならびに調達体制の整備を行い、給水用資機（器）材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を常に把握しておく。

- (1) 給水タンク車
- (2) 給水タンク
- (3) ポリエチレン容器
- (4) 非常用給水袋等

◆資料編 28－5 給水資機（器）材一覧表

4 応援協力体制の整備

大規模な災害に備え、今後も他都市や民間業者等との協力体制の整備に努める。

第35節 食糧・生活必需品の確保

計画の方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、そのほか生活必需品等の備蓄を進める。

また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を強化する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 備蓄の推進	防災安全対策課	市民、流通業者
2 公的備蓄品の整備目標	防災安全対策課	県
3 備蓄倉庫等の整備	防災安全対策課	
4 緊急調達体制の整備	防災安全対策課	日本赤十字社、流通業者
5 防災用資機材の整備	防災安全対策課	

1 備蓄の推進

(1) 備蓄の推進

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

ア 公的備蓄

市（防災安全対策課）は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、指定緊急避難場所等に優先的に備蓄庫を整備する。

イ 流通備蓄

市は、食糧や生活必需品等の供給について民間の流通事業者等と協定を締結している。今後さらに、流通備蓄の活用に向けて、協定を締結するなどし、体制の充実に努める。

◆資料編8－1 民間団体等との協定に関する資料

ウ 市民の備蓄

市（防災安全対策課）は、市民の家庭内備蓄を推進するとともに、事業所等による備蓄について普及を図る。

(ア) 市民への家庭内備蓄の普及

食糧、生活必需品について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

(イ) 事業所等への食糧・生活必需品等備蓄の要請

災害発生時に備え、市内の事業所等における食糧・生活必需品等の備蓄について協力を要請する。

2 公的備蓄品の整備目標

(1) 共同備蓄

県と市町村は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない品目を「共同備蓄品目」と定め、品目ごとの備蓄数量を設定しており、市は、これらを目標に備蓄する。

なお、本市は現行の目標量を達成済みであることから、消費期限などを考慮した更新により、備蓄量を確保する。

また、過去の災害等を踏まえ、共同備蓄品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、簡易ベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

備蓄目標量は、避難想定者数約 13 万 9 千人（想定地震：北由利断層、冬の 18 時に発生）の 3 日間分とし、その内の 7 割を公助により、3 割を自助、共助で対応することとする。

県と市町村の共同備蓄は、公助の内の 3 分の 1 とし、残りの 3 分の 2 を流通備蓄等により確保する。

共同備蓄の県と市町村の割合は、県が 2 分の 1 を、残りの 2 分の 1 を各市町村の人口割負担とする。

表 2-35-1 備蓄に関する役割分担

【公助】 7 / 10		【自助・共助】 3 / 10
1 / 3	2 / 3	
県と市町村の共同備蓄 (約 3.2 万人分)	流通備蓄等 (約 6.5 万人分)	家庭や地域の備え (約 4.2 万人分)

(2) 市の備蓄

市は、県と市町村の共同備蓄のほか、必要な品目の備蓄を行う。

表 2-35-2 主な備蓄品目

種別	主な備蓄品目
食糧品等	低タンパク質アルファ化米、液体ミルク、野菜スープ、乳アレルギー用ミルク
衛生用品	石鹸、サージカルマスク、バスタオル、タオルケット、下着、体拭き用ウエットタオル、ペーパー歯みがき
避難所生活用品	簡易式間仕切り、授乳用簡易ルーム、段ボールベッド、エアベッド、エアマット、ゴミ袋、アルミシート、簡易ベッド、アルミ寝袋
その他	防水シート、モバイル充電器、カセットコンロ、懐中電灯

◆資料編 29－1 県と市町村の共同備蓄品目と数量

〃 29－2 秋田市備蓄一覧表

3 備蓄倉庫等の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

現在、市の既設公共施設や小・中学校の空き教室を活用し、食糧、生活必需品の備蓄を図っているが、今後、防災資機材の備蓄などに向けて備蓄庫の設置について計画的な推進を図る。

(2) 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各指定緊急避難場所での分散備蓄を行う。

4 緊急調達体制の整備

(1) 調達体制の整備

県および市は必要な物資等の支援が速やかに受けられるよう、訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制整備に努めるほか、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認する。

なお、以下の供給方法に対応した調達体制を事前に明確化しておく。

ア 備蓄による調達

発災当日は、食糧等の調達が困難なため、備蓄倉庫の既存備蓄物品を供給する。

イ 民間流通事業者等からの調達

流通事業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達する。調達に協力する流通事業者等については拡充を図る。

ウ 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

エ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

オ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。

また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

(2) 物資の受入れ体制の整備

調達した食糧・生活必需品の受入れや一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。

なお、市民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接指定緊急避難場所で受入れるものとし、マニュアル等によりこのための体制を整備しておく。

さらに、災害時における物資の受入れ・支給に関して、市職員を適切に配置し、市民およびボランティアと協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。

また、受入れた物資の保管所について追加指定を行う。

(3) 応援協力体制

今後も他都市や民間流通事業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

また、物流事業者および関係機関等と連携した支援物資等の集積・仕分け・輸送等のマニュアル整備に努める。

5 防災用資機材の整備

市（防災安全対策課）は、地域防災活動の強化対策として自主防災組織に対し、地域の防災活動に必要な資機材の助成を推進し、充実を図る。

第36節 廃棄物処理体制の整備

計画の方針

被災地の片付けごみ（家財道具等が災害により廃棄物となったもの）、避難所の生活ごみ、し尿（被災家屋のくみ取りし尿等や避難所の仮設トイレのし尿）、解体ごみ（損壊家屋の撤去等により発生するコンクリートがら、廃木材等）、有害廃棄物・危険物（アスベスト、ガソリンなど）・その他廃棄物等の収集・処理が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ごみ処理体制の整備	環境部各課	
2 し尿処理体制の整備	防災安全対策課、環境部各課	

1 ごみ処理体制の整備

災害発生時のごみ処理を迅速かつ衛生的に実施するため、ごみ処理施設の構造および耐震性の強化、仮置場の確保、仮設集積所の設置、収集運搬・処分業者の応援体制の検討により、ごみの収集・運搬・管理体制の強化や処理方法の検討を行う。なお、大規模災害時には、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づくごみ処理体制の整備に努める。

(1) 市の役割

ア 一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。

- (ア) 施設の耐震化、不燃堅牢化等
- (イ) 非常用自家発電設備等の整備
- (ウ) 施設の補修等に必要な資機材の備蓄

イ 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤および脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

- (ア) 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
- (イ) 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
- (ウ) 有害廃棄物および処理が困難な廃棄物の適正処理計画
- (エ) 周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方

エ 市の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の

対策として、周辺市町村および廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

(2) 県の役割

- ア 廃棄物処理施設等の災害対策に関し、必要に応じて技術的助言を行う。
- イ 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を確保するため、近隣道県や市町村間の広域的な処理体制や関係団体等との連携体制を整備する。
- ウ 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D．W a s t e e r N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(3) 現況

本市のごみ処理は、市内全域を対象として4区分11分別収集を実施しており、家庭系ごみは委託業者により、事業系ごみは許可業者が収集している。

また、分別収集されたごみは、秋田市総合環境センター等において適正かつ衛生的に、熔融処理・破碎処理・埋立て処分・再資源化处理を行う。

- ◆資料編 26－1 ごみ処理施設一覧表
 - 〃 26－3 ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表
 - 〃 26－4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表
 - 〃 26－6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(4) 予防対策

ア 廃棄物処理施設の安全性・耐震性の強化

大規模な災害が発生した場合には、多量のごみが市内各所において発生することが予想される。これらの処理の中核となる廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）が災害時にも円滑に機能するよう、平常時から施設の保守管理を徹底するとともに、施設のオーバーホール時において定期的に検査を行い安全性・耐震性の強化に努める。

イ 仮置場の確保

災害廃棄物等を適正に処理するためには、中間処理が前提となるため、仮置場が必要となる。仮置場は、県との協定に基づく仮置場、市内の都市公園や運動場などをあらかじめ選定し、発災後は直ちに指定する。

ウ 指定避難所等における仮設集積所の確保

市（環境部、市民生活部）は、各指定緊急避難場所・指定避難所等に避難者数に応じた仮設集積所の場所を確保する。処理施設は分別対応となっているため、原則として家庭ごみ・資源化物・粗大ごみ・水銀含有ごみの4区分を実施する。

エ 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。

また、他市町村・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよ

う体制づくりを確立する。

オ 収集運搬および処理の計画の作成

市（環境部）は、災害廃棄物処理計画に基づき、収集運搬するごみの処理について、国、県、その他関係機関と協議して、収集運搬部門、中間処理部門および最終処理部門における民間業者の可能動員数、処理能力を勘案した処理の計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成・整備し、応援体制の確立を図る。

2 し尿処理体制の整備

し尿等の処理は、災害発生時における被災地等の市民の生活環境の保全や精神的な安定を図るため重要となる。

したがって、被災地および避難所におけるし尿処理体制を迅速かつ衛生的に実施するため、仮設トイレ等を確保・設置するとともに、収集体制の整備を図る。

(1) 現況

し尿は、市内全域を区域割りにより6つの許可業者が計画収集を実施している。

また、一般家庭は原則として毎月1回定期的に、事業所等は申し込みにより随時収集している。

◆資料編 26-2 し尿処理施設一覧表

〃 26-5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(2) 予防対策

ア 災害用仮設トイレ等の備蓄

市（環境都市推進課、防災安全対策課）は、発災時に広域避難場所、指定緊急避難場所・指定避難所等に配備するため、仮設トイレや災害用排便処理袋等の備蓄を進める。

また、被害が大規模な場合や長期化する場合に備え、仮設トイレの調達先、調達方法および受入ヤード等の検討を進める。

イ 仮設トイレの確保

市（環境都市推進課）は、協定を締結した各レンタル業者の仮設トイレ保有数を把握し、災害時に設置できる数量を確保する。

ウ 避難所等における仮設トイレの設置場所の確保

市（環境部、市民生活部）は、被災地における防疫上、各指定緊急避難場所・指定避難所等への仮設トイレの設置を最優先するため、収集が容易な場所を確保する。

また、短期間で仮設トイレの設置が行えるよう設置体制を検討し確立する。

エ 収集・運搬・管理体制の確立

指定緊急避難場所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、被害規模に応じた許可業者の可能動員数および近隣市町村からの応援などを勘案し、収集運搬体制の確立を図る。

第 37 節

文化財の災害予防

計画の方針

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害における被害を未然に防止する観点から防災対策を確立し、それぞれの実状に即した対策を講じて文化財を保護していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 指定文化財への対策	文化振興課	文化財の各管理者
2 施設ごとの予防対策	文化振興課	文化財の各管理者
3 古文書等歴史資料	文書法制課、文化振興課等	文化財の各管理者

1 指定文化財への対策

(1) 文化財の指定状況

市内の指定文化財は 301 件で、このうち有形文化財（建造物・絵画・工芸等）は 237 件で全体の 78.7%を占めている。これらの文化財では防災対策が最も重要な課題となっている。また、記念物（史跡・名勝・天然記念物）は、鉱物・植物・動物等多種多様であり、これらを災害から防護するため、管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

なお、文化財の指定状況は下記のとおりである。

表 2-37-1 文化財の指定状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

種別	有形文化財							無形 文化財	民俗文化財		記念物			総数
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡・ 古文書	歴史 資料	考古 資料		有形	無形	史跡	名勝	天然 記念物	
国	8	—	1	—	1	1	2	—	2	3	3	1	1	23
県	3	13	10	25	20	11	20	1	4	2	5	—	1	115
市	8	16	19	21	24	21	13	2	7	11	8	2	11	163
計	19	29	30	46	45	33	35	3	13	16	16	3	13	301

◆資料編 18-1 国、県、市指定文化財一覧表

(2) 文化財の災害予防対策

ア 文化財管理者に対する指導の徹底

市は以下を文化財管理者に指導徹底する。

- (ア) 定期的に災害対策等が有効であるか防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に消防・防災訓練を実施して、火災の発生予防に努める。
- (イ) 消火・警報設備等の整備に努める。
- (ウ) 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識・技術を有する者をあて、また、搬出場所等をあらかじめ定めておく。
- (エ) 平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下、チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (オ) 文化財の倒壊・損壊防止等に努める。

イ 保存施設等の整備

市は保存施設等について、以下の防災対策を行う。

- (ア) 災害防止のため、保存施設等の耐火・耐震化を推進する。
- (イ) 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

(3) 広報

文化財を火災や震災、風水害等の災害から守るため、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定めて文化財を災害から守る活動を行っている。

なお、市民には文化財保護思想の高揚を図るため、文化財防火デーの実施を広報等に掲載して周知している。

2 施設ごとの予防対策

市は文化財について、以下の防災対策を行う。

(1) 史跡・名勝・天然記念物等

- ア 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・標柱・境界標柱・囲柵等を整備する。
- イ 警報・防火・消火のための施設を整備する。
- ウ チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、危険箇所の早期発見と改善を図り、地震災害の予防に努める。
- エ 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な措置を講じる。

(2) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置やチェックリストに基づく点検整備および診断等を実施する。県および市はこれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(3) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県および市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

3 古文書等歴史資料

市内には、指定文化財や記念物のほか、後世に残していくべき貴重な古文書等歴史資料が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない状況にある。このため、以下の対策を講じる。

(1) 所在情報の把握

古文書等歴史資料の所在状況の把握に努める。

(2) 古文書等歴史資料保管者への助言

ア 資料の保存方法に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

イ 公的機関への寄贈寄託など、制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

(3) 市民に対する被災古文書等に関する保全等の啓発

市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）および取扱い等について周知を図る。

◆資料編 18-2 被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）

第38節 計画的な地震防災対策の推進

計画の方針

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「地震防災対策特別措置法」という。）に基づき、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、都道府県、市町村および関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

県では、平成28年度～令和2年度に実施した第5次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、地震防災対策、消防防災力のさらなる強化・拡充を目的とし、各種事業を計上した「第6次地震防災緊急事業五箇年計画〔令和3年度～令和7年度〕（令和6年3月）」（以下「五箇年計画」という。）を策定し、施設整備等の計画的な推進を図っている。

また、県では、ハード・ソフト両面からの各種取組を着実に実施していくため、「秋田県防災・減災行動計画（平成28年3月）」（以下「防災・減災行動計画」という。）を策定し、令和3年に秋田県防災・減災・国土強靱化計画に一本化しており、市は同計画を基に計画的な地震防災対策を推進している。

これを受け、市（防災安全対策課）は県が作成した五箇年計画および秋田県防災・減災・国土強靱化計画にのっとり、地震防災対策の計画的な推進を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 五箇年計画の概要		
2 五箇年計画の対象施設等	各課	

1 五箇年計画の概要

(1) 五箇年計画の対象地区

地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地区は、過去の被害地震および活断層の分布状況など、本市の地震災害環境を勘案し、本市を含む県全域である。

(2) 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、地震防災対策特別措置法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うこととなっている。

2 五箇年計画の対象施設等

表 2-38-1 五箇年計画の対象施設等

1	避難地	市および県は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	市および県は、地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	市および県は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を推進する。
5	緊急輸送道路	市および県は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難および収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両を確保するための道路の整備を推進する。
6	共同溝等	県は、地震災害時における電柱倒壊等による緊急輸送道路など道路の閉塞、通行止めを未然に防ぐため、電線類の地中化の推進を図る。
9	市立小中学校の地震防災上の改築・補強	市は、地震災害時の児童生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。
11	公的建造物	市は、避難所等として使用する施設の耐震補強を推進する。
12	海岸・河川	市および県は、地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するため、海岸保全施設の整備を推進する。
13	砂防設備等	県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。
15	防災行政無線設備	市は、地震災害時に緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線設備の更新を推進する。
16	飲料水施設・電源施設等	市は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水および電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。
17	備蓄倉庫	市は、地震災害時に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設の近隣に備蓄倉庫を整備する。
19	老朽住宅密集対策	市は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。

※表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の号。県計画において計上されている事業項目について記載。

第39節 地域防災拠点等の整備

計画の方針

市は、災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。

また、市は、指定防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、地域防災計画で位置づける施設等については、今後の防災対策上の施設等の整備について積極的に推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 地域防災拠点の整備	防災安全対策課、関係課所室	
2 備蓄拠点の整備	防災安全対策課	

1 地域防災拠点の整備

市は、地域における災害環境を把握の上、地域防災拠点および防災上重要な施設（以下「地域防災拠点等」という。）について、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、地域防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

(1) 地域防災拠点

市は、地域の災害環境に基づき、災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能のほか、平常時における防災に関する広報や訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を果たすための総合施設、備蓄施設およびその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

地域防災拠点となる施設としては、災害対策本部等を設置する市本庁舎とともに、防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案した区域ごとに各市民サービスセンターを当該区域の防災拠点として位置づける。

また、市は、防災関係機関の活動拠点機能や大規模な受入機能を備えた地域防災拠点として、面積がおおむね10ha以上の市の都市公園等のうち、立地や機能面から活用に適したものを地域防災拠点として位置づける。

表 2-39-1 地域防災拠点施設

名称	所在地	整備すべき主な機能
市役所 中央市民サービスセンター	秋田市山王一丁目 1-1	1 情報の収集・提供のための 通信・広報機能
北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目 3-1	2 防災活動用資機材の備蓄
西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町 13-34	3 非常用飲料水の備蓄
河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎 38-2	4 食糧等救援物資の備蓄
雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部 48-1	5 平常時の防災教育の場
南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目 5-1	
東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町 13-3	
大森山公園	秋田市浜田字大森山 29-1	1 各機関の防災活動の拠点機 能
御所野総合公園	秋田市御所野地藏田 3-1	
八橋運動公園	秋田市八橋運動公園 1-10	2 救援物資等の物流拠点機能

(2) 防災上重要な施設等

防災上重要な施設等は、おおむね次のとおりとする。

- ア 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- イ 市が指定する指定緊急避難場所および指定避難所又は救護所となる施設
- ウ 市の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- エ 市の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

2 備蓄拠点の整備

市（防災安全対策課）は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄拠点を整備し、計画的な推進を図る。

また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、指定緊急避難場所等に指定されている市民サービスセンター、コミュニティセンターおよび学校等の避難収容施設のスペースを活用する。

第40節 広域防災拠点等の整備

計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害の少ない地域に集結・集積させた上で、被災地に展開および搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。このため、県はこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域拠点施設）をあらかじめ指定している。

市は、県と連携し、広域防災拠点等における後方支援を行うとともに、市において大規模災害が発生した場合は、広域応援活動を受け入れる拠点の確保を図るものとする。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 県による広域防災拠点の指定等		県
2 広域防災拠点の後方支援等	防災安全対策課	

1 県による広域防災拠点の指定等

(1) 広域防災拠点の機能

県が指定する広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とする。

名称	機能
集結場所・ベースキャンプ	県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
一次物資集積拠点	救援物資の受け入れ、仕分け、保管および出庫を行い、市町村等に輸送する施設
広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

(2) 広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に、広域防災拠点を指定しており、秋田市を含む秋田中央地域の指定状況は、以下のとおりである。

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無
秋田中央地域	飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ	
	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ	
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点	
	秋田空港	広域搬送拠点臨時医療施設	有

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無
	由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ	
	由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点	

2 広域防災拠点の後方支援等

(1) 広域防災拠点における後方支援

県が行う市域の広域防災拠点の開設にあたり協力を求められた場合、市は、必要な後方支援に努める。

また、市は、県や施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努める。

(2) ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災した市内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、広域応援部隊や自衛隊、医療チーム等を受け入れる市域のベースキャンプとなる施設又は場所を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。

また、ベースキャンプの運用方法等についてあらかじめ検討する。

(3) 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、指定避難所に直接輸送される場合のほか、市においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管および出庫を行い、指定避難所等に輸送する中継所等の機能を果たす施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、二次物資集積拠点となる施設を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。

また、二次物資集積拠点の運用方法等についてあらかじめ検討する。

なお、二次物資集積拠点の運営および二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定締結を進めている。

第41節 大規模停電対策

計画の方針

市は、大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、関係機関との緊密な連携を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 非常用電源等の整備と燃料の確保	各施設所管課	関係機関
2 大規模停電時における情報伝達体制の整備	防災安全対策課、広報広聴課	関係機関
3 大規模停電を想定した訓練の実施	各施設所管課	関係機関

1 非常用電源等の整備と燃料の確保

市および各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。

なお、設備の整備に当たっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途および容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(1) 避難所

市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(2) 防災拠点

市および防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源等の整備を図るとともに、72 時

間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。

また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

(3) 応急対策実施機関

市および災害拠点病院など災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

(4) 医療・福祉施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

2 大規模停電時における情報伝達体制の整備

市および放送事業者等は、災害に関する情報および被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。

また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第42節

罹災証明書の交付体制の整備

計画の方針

市は、大規模災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、必要な業務の実施体制の確保を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 交付体制の整備	防災安全対策課、資産税課、各消防署	関係機関
2 実施体制の整備	防災安全対策課、資産税課、各消防署	関係機関

1 交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、被害認定調査の調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

2 実施体制の整備

(1) 判定基準等の研修・教育の実施

防災安全対策課および資産税課は、職員に対し、平時から罹災証明書の交付を想定した訓練を実施するなど、交付手順等に関する十分な知識とノウハウを有する体制を整える。

また、県や民間建築関係組織が実施する調査方法や判定基準の研修について積極的な参加を促進し、情報の共有に努める。

(2) 業務マニュアル等の整備

防災安全対策課および資産税課は、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、関係各課と連携し、罹災証明書に関する規定や業務マニュアル等を整備する。

(3) 他の地方公共団体等との協力体制

防災安全対策課および資産税課は、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援計画による受入れ体制の構築に努める。

(4) 支援システムの活用

防災安全対策課および資産税課は、罹災証明書の交付や被害認定調査を支援するシステムが災害時に遅滞なく使用できるよう必要な準備を行う。

また、防災安全対策課は、当該システムを被災者台帳として活用できるよう必要な準備を行う。